

ことになるわけですか。

○政府委員(岡安誠君) いま大臣からお答え申し上げましたように、この年金は両面を持っておりませんけれども、私どもは、やっぱり政府年金であるというふうに、農業政策を推進するに当たりまして、この年金制度の持つ役割は非常に大きいというふうに考えております。ただ農業経営の近代化なり農地保有の合理化だけを目的としているわけではありませんで、たとえば六十五歳以降につきましては、国民年金の給付にあわせましてこの年金からかさ上げをされた年金の給付、いわゆる老齢年金の給付があるという面におきましては、国民年金では満たされない老後保障の充実をこの年金も求めていたということになるわけございません。したがつて私どもは、国民年金を充実しただけでは私の年金が要らなくなるという結合のものではない。国民年金の充実というものは一般的な社会保障制度の充実の一環としてなされるわけございましょうけれども、それに加えて、やはり私どもの政策目的というものがござりますので、この農業年金はそれとは別にやはり将来とも充実していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○志苦裕君 そうしますと、たとえば、いま年金

でも、国民年金あり被用者年金あり、いろいろこころあるわけです。これには一般的な議論として、何とかもう少し社会保障というものを詰めて、たとえば一本化というよつた議論がしきりなんあります。われわれ、またそのことを主張をしておるわけです。この年金は政策年金、特に一条の後段に書いてある農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することが目的だということと年金が手段になるわけですが、そうすると、たとえば年金の一本化であるとか、総合的な検討がされるときには、この年金は例外に置かれて、これはあくまでも農業政策的な要望ということと列外に置かれて、絶えず独立をしていくという性格を持つんですか。

○政府委員(岡安誠君) いま年金制度につきまし

てはいろいろな御議論ございまして、たとえば一本化——一本化といいましても、その具体的な内

容としましては、共通年金制度とか、いろいろな

ことが現在検討をされております。したがつて、その一本化なり共通年金制度というものがどうい

うことになりますか、その行く末をやはり見定め

ませんと、それに対しても農業者年金がどういう形

で対処するかということは具体的に申し上げられ

ないわけございますけれども、たゞ、社会保障

の面におきますいろいろな年金を並べましてそれ

を一本化したということだけで、当然に農業者年

金もその中に入ってしまうというわけにはまいら

ないというふうに現在私どもは考えております。

しかし、共通年金制度その他の新しい制度がどう

なりますか、その内容によりましては、私ども、

ただけでは私の年金が要らなくなるというふう

のものではない。国民年金の充実といつもの

一般的な社会保障制度の充実の一環としてなされ

るわけございましょうけれども、それに加えて、

やはり私どもの政策目的というものがござります

ので、この農業年金はそれとは別にやはり将来と

も充実していきたいというふうに考えておるわけ

でございます。

○志苦裕君 そうしますと、たとえば、いま年金

でも、国民年金あり被用者年金あり、

いろいろこころあるわけです。これには一般的な議

論として、何とかもう少し社会保障というものを

詰めて、たとえば一本化というよつた議論がしき

りなんあります。われわれ、またそのことを主

張をしておるわけです。この年金は政策年金、特に

一条の後段に書いてある農業経営の近代化及び農

地保有の合理化に寄与することが目的だといつ

ことと年金が手段になるわけですが、そうすると、

たとえば年金の一本化であるとか、総合的な検討

がされるときには、この年金は例外に置かれて、

これはあくまでも農業政策的な要望といつことで

列外に置かれて、絶えず独立をしていくといつ性

格を持つんですか。

○政府委員(岡安誠君) いま年金制度につきまし

それにつちや掛け金のわりには安いなあ、とかと

いうふうな不満が残る。だから、政策的要望とい

うようなものと農民の期待といつもの間は、た

えず、ちぐはぐ、ちぐはぐな状況で推移をしてき

ているという気が私にはしてならないわけです。

後ほど実績でも検討いたしますけれども、その辺

の点の概略的な評価はどうです。

○政府委員(岡安誠君) やはりこの農業者年金制

度も年金でございますので、農民といいますか、

加入者の関心は、何年間掛けたら幾らもらえるか、

というのがやっぱり最大の関心であろうと思つて

おります。今回の制度改革におきましても、やは

り私ども、年金の給付水準の引き上げを図つてお

りますけれども、それは相当高いことを期待をす

るという陳情が中心でございます。また、掛け金

につきましても、できるだけ安い掛け金に向かっ

て努力をしてほしいというのが陳情の中心であつ

たわけござります。私ども、やはり政策目的を

達成するための年金であると考えておりますけれ

ども、その結果といいますか、この年金の受給資

格を受けた方々が私どもの政策目的に沿うような

行動、要するに移譲をしていただきまして、その

結果高い水準の年金がもらえるようにしてお

ります。私どもは努力をいたしておるわけござい

ます。

○志苦裕君 この議論はまだ後ほども出でます

ので一まず置きまして、次へいきます。

そこで、政策年金ということ、政策目標を達成

するための年金。年金そのものは一つの手段にな

るわけありますが、そういうことで実績を少し

見ますと、二百万人をもくろんだら約半分の百十

五万人で、いまのところはとまつておるとか、加

入年齢の構成が、もう少し若いころからの加入を

期待したのだけれども、四十歳以上が大部分を占

めているとかといつふうな、いろいろ見込み違ひ

がたくさん出ていますし、農地の売買事業など見

ても、買い入れよりも売り渡しが少なくて、ほと

んどそれも北海道だけに限られておる。融資もほ

とんど北海道と、こういふうな状況が出でている

んですが、個々にはまた聞きますが、總じてこの

実績をどのよつて評価をしていますか。

○政府委員(岡安誠君) 実績は指標でとらえれば

容としましては、共通年金制度とか、いろいろな

ことが現在検討をされております。したがつて、

その一本化なり共通年金制度というものがどうい

うことになりますか、その行く末をやはり見定め

ます。

それがから資金の貸し付け等がどれだけ行われ

ておるかといつことによりまして判断をせざるを

得ないわけござりますが、何と申しましても、

まだこの制度発足して五年でござります。加入者

の面におきましても、まだ大体目標の七割程度

おりません。私ども、これはぜひとも今

後ともさらにこの加入率を上げたいと思っており

ます。

まだこの制度発足して五年でござります。加入者

○政府委員(岡安誠君) これもなかなか——これは、農地は全部売り渡して離農するということでござりますのでなかなか見通しといふものも立てにくいわけでござりますけれども、当初は、大体この五年間ぐらいに二万人程度の人間がこの離農給付金の支給を受けるんじゃないかというふうに考えておりました。ところが、御指摘のとおり、現在までに一万二千人ということでござりますのでその予定は多少狂つておりますが、ただ、やはり、離農給付金の額も順次上がっておりますし、これは強制ではもちろんございませんし、そういう事態があれば求償をするというたてまえになつておりますので、私どもは、今後、大体このようないペースといいますか、これで統計でまいる。むしろ、私どもは離農給付金よりも本来の経営移譲によります給付が今後は大いにふえる。離農給付金はこの程度で推移をするものではないかというふうに考えております。

○志苦格君　一つの判断をしますためにどういふ人が――経営移譲というのは、百姓をやめてだれかにやつてもらつのが経営移譲ですからね。必ずしも後繼ぎばかりにやるんじゃなくて、自分がやめちゃつていくのが経営移譲になるわけですから、そこで、これも一つの推移判断の材料になりますと、どういう程度の経営規模の者が離農しているんですか、わかりますか、それ。

○政府委員(岡安敬君)　ちょっと、いま、その規模別の調査がございませんので、確かににはつきり申し上げられませんけれども、プロック別の受給者の様子を見ますと、半分以上が北海道ということになつておりますので、恐らく、この給付金の受給者の平均を出しますと相当大きいことになります。で、これは御承知のとおりと思ひますけれども、この離農給付金は、年金発足時に年金の給付が初めから受けられないというふうにわかつていた方々、要するに、年金制度に正規

に組み込まれない方々に対しても離農によるこの制度の恩恵といいますか、それが受けられるようないわば無抛出で給付をするということにいたしておったわけですから、一応私どもはこのよくな傾向といふものは、年金の第三者移譲といいますか、その傾向を若干あらわしているんではなかろうかというような気もいたします。ただ、御承知のように、その年齢要件、これはまた加えておりません。若くて離農する場合にもいいことにもなっておりまして、正規の移譲年金をもらう人間の構成と必ずしも一致するという保証はございませんけれども、大体そういうことではなかろうかというふうに推定はいたしております。

○志苦裕君 たとえばこの離農給付金の年齢別受給者、私はしろうとですから、わりあいに年寄りの方になつたらよいやめるとか、というよつなことになるかと思って、この数字を見たら、世代別、同じですね。四十代から七十代以上まで、おしなべて、大体一割ぐらいですうと並んでいるでしょ。そうすると、世代間といいますか、年齢階層別には差がないということをここでは示すわけです。

もう一つ経営規模を見ていくとわかるんですが、経営規模のことはこの数字がないものですかね、大きいのがやめるものやら、小さいのがやめるものやら、しろうと流に考えれば、常識的には経営の小さいのがおしなべてやめていくんだろうかというふうにも思つますが、この辺、データがないのでわからないので、いま聞いたなんですが、わかりますか、大体経営規模別に、ちょっと。太まかな言い方でいいですが、どの辺が多いのかということでいいです。

○政府委員(岡安誠君) ちょっと先ほど、数字がなくて先礼いたしましたけれども、まず北海道が半分以上占めおりますが、北海道の場合で一番多いのは三ヘクタールから五ヘクタールまでの階層で、これが大体二八%ぐらい、二七・五です。それからその次に多いのが十ヘクタール以上で、

これが二三・八、約三三%ということで、両者合
わせまして、半分以上が相当大きい層に片寄つて
いるわけで、一ヘクタールから二ヘクタールとい
うのは、北海道の場合、九・二%にすぎないとい
うわけです。ところが、内地の場合見ますと、や
はり一番多いのは〇・三ヘクタールから〇・五、
三反から五反の範囲の方々で、それが三二・五で
す。それから〇・五ヘクタールから〇・七、これ
が二七・七、それから〇・七から一ヘクタールと
いうのが一七・七で、これだけでも約八〇%弱
はこの割合として占めている。そういうますと、
大体内地の場合には、規模の零細な方たちが脱農
をいたしまして、それで農業以外のことにつき事を
するといふふうな傾向だと思いますし、これ年齢
的にがつかり組み合わしてはございませんけれど
も、大体若い方々の場合には、それは大体零細規
模の人たち、だから奢細規模の人たちは若いうち
に農地を転売をいたしまして、ほかへ出していくと
いう傾向が若干見られるというような気がいたす
わけでございます。

いうことになる。いわば、やはりその売買の規模、それから値段といいますか、それらについて北海道の場合にはタイムラグが起るるということで、当然この場合に基金が働く余地ができるくるということではなかろうかと思います。

○志苦裕君 それから、もう少し実績でお伺いしますが、今度加入年齢のところへいきますが、加入年齢構成が四十歳台以上が八五%、大半だと。余り望ましいかつこうじやないということで気になつてはいるようですが、皆さんのこの数字はまあ年齢別加入者数というので、なるほど八五%になるとわけですが、これだけの数字ではちょっとわからにくいくので、私はちょっとデータを要求したいんですですが、たとえばこれが、この年齢人口別でもいいし規模別でもいいんですけど、該当者がこれくらいいるのに、これぐらいしか入っていないといふ数字を見るには、このデータではちょっと無理なんですよ。そういうものを何か説明できますかね。

○政府委員(岡安誠君) 確かにこの数字だけでは、その根っこにたとえば二十歳から二十四歳まで農業者といいますか、それが何人いて、それからこの保険の加入有資格者、それが何人いて、それに対して現在何人入っているかというようなことになつております。その辺ははなはだちょっと申しあげないんでございますが、数字の点でちょっとといまございませんけれども、大体やはり御承知のとおり農業従事者一般が高年齢しておりますので、逆ピラミッドの形をしておるので、大体このかつこうというものが現在やはり農業者の從事している状態ではなかろうかというふうに考えられます。

ただ、なお言えることは、一般的な農業者の生齡別の構成のうちで、農業者年金に加入の資格有する者は若いほど少なくなる。と申しますのはやはり国民年金に入つていないので被用者年金に入つている人間の方が若いほど多くなるということ、うな実情もございますので、そういう形にはなつてかと思いますけれども、大体この形がそのまま

したとか、あるいは転作に復帰したというところがあると見ておりますけれども、なお相当部分のものは不作付のまままで残っているということは考えられるわけでござりますが、ただいま先生がおっしゃいましたように、土地条件の悪い山間の谷地田などとか、あるいは転用待ちの都市近郊の不作付地が残つておるというふうに思つわけであります、面積がどの程度であるかということにつ

をしております。これは八月一日現在で調べておりますが、これは先ほどの答弁のように、昨年の水田では約七万ヘクタールということございまして、それが、不作付地のみについて、その前に、昨年六月一日現在でそれ以前にさかのぼりまして低利用になつておる農地、あるいは耕作放棄の土地、これを農家からの聞き取りで調査を行つたことがあります。そのことについてちょっと申し上げたいと思います。

こういうことになつております。以上が不作付地でございますが、四十年以降に耕作放棄をした土地、これの経営耕地面積に対する比率は約一%でございます。

恐縮ですけれども、たとえばその中にある私のうちなら私のうち、私の集落なら私の集落を例にするとわかりやすいわけですよ。私のうちは、大したうちじやないけれども、たんばが約一町歩くくらい段々畑のところにあります。率直に言つて跡継ぎはこの後、外に出ていますし、年はとつていくし、だれかかわりにやっていくといつても、やる者は村にはいませんから結局遊ぶわけですよ。まあおでんとうさまには申しわけないで、まあおでんとうさまには申しわけないで、

○志苦裕君 これはこの委員会で一、二回出でるんですよ、不作地ですね。不作地の面積を掌握をしてくれと。これはあれでしょ。たとえば転作の面積が四十八年で二十八万八千ヘクタールであります。四十八年でね。四十九年になつても転作面積がふえたわけじゃない、やっぱり二十八万三千ヘクタール。五十年になると逆に転作面積は減つております。その前の年からいけば二十七万四千ヘクタールといふ転作にはば等しい面積が遊んでおつたわけでありますから、これがもとへ戻つたか、ほかのものを植えたんであればほかの面積があえなきやならないわけですよ。ところがそのほかの数字にあんまり移動がないでしょ。調整面積が変わつてますけれども。私はやはり相当な面積が不作地のまま残つているということが推定できると思うんで、これを放置をしておるのは私はちよつと不勉強だと思いますよ。不作地面積、どうですか。

これらの経営耕地、これを不作付地というふうにたしまして、それからそのほかに、昭和四十一年に農家が經營耕地から除外したものを耕作放降に農家が經營耕地から除外したものと耕作放降に農家から落した耕作放棄地、こういふ区分为農家から聞き取つて調査したものでござります。この調査は先ほど申しましたように、実際にございませんので、大体耕地の中でどのくらいの比率のものが不作付になつておるかといふよな比率とかあるいは所在、こういうようなことを調査するのが目的でございます。

そこで、この調査によりますところの水田の田の不作付地でございますが、これは土地改良行中のものを含んでおりますけれども、これをんで經營しております田の面積の約四%。これ去年の六月一日の前ですから、四十九年の水田いうことになるわけでござります。それから普通畑の不作付地は經營しております普通畑面積の約一%、それから樹園地、樹園地はこれは肥培管理放棄ということだとらえておりますが、これは當樹園地面積の約一%、同じく牧草地ですね草地の肥培管理、これが經營牧草地面積の一%

○志呂裕君 そのデータをあとで私に下さい。私は前年の委員会でいつだつたか申し上げたことがありますけれども、それが現実に不作地になつておるというデータ——私は前年の委員会でいつだつたか申し上げたことがあります。たとえば私は、潟県佐渡郡両津市といふところですが、大変な多い場所ですけれども、そこの場合の五十年の間をとると、たんぱの面積が二千五百ヘクタールですから、約5%のたんぱというのが大体皆草ぼうぼうになつたか何かになつておるということをこの間指摘をなさうであります。で、いま統計情報部のお答えになったものの約倍くらいの数字です。この場合特にここは過疎地域ですから恐らく大きいデータが出るんだろうと思つんですね、平場も含めるといいはちょうど足して二で割るくらいの数字になるのかもしませんが。非常に個人的なことですが、

ころ全部管理して、手のある者からやってもらら
ような、共同利用をしていくような能力はない
ね、というふうなことで、実はずいぶんあちこち
が集落の崩壊と同時に、疎を連ねて不作地がふ
いているんじゃないかな。こういっては戸籍面をさ
たつて田は田で残つてはいるわけですから、畠はだ
で残つてはいるわけですから、これは非常事
態が進行していると見ていい。にもかかわらず
たんぱであれば税金はちゃんと納めなければな
ぬ。畠であれば税金はちゃんと納めなければい
ない。木でも植えろと言つたつて、耕している
が中におれば、人のうちのたんぱのまん中に木
植えるわけにいかぬのです、隣に迷惑をかけま
から。こういう状況で、税金はとられるし、じま
いつのことたんぱをやめて登記でも変えてしま
うかということになると、登記料はとられるし
実に、生産調整ばかりじゃありませんけれども
ものがずっとふえてはいるということを皆さんか
しつかり調査をしてもらいたい。それで、税の

○説明員(有松晃君) 不作付地に關する調査でござりますが、これは先ほど農園芸局長から申しましたように、これは毎年一方で耕地面積の調査本

9. それが樹園地 樹園地はこれは草地地帯に放棄ということとらえておりますが、これは當樹園地面積の約1%、同じく牧草地ですね草地の肥培管理、これが經營牧草地面積の1%

牛にこまかに追跡せられてから、驚くべき事実が現れる。平場も含める。あるいはちょうど足して二で割るくらいの数字となるのかかもしれません。非常に個人的なことですが、

農業経営をめぐる環境の悪化とともに、そういうものがずっとふえてているということを皆さんかしつかり調査をしてもらいたい。それで、税の

であるとか、登記の面であるとか、そういう面等についてもこれはやつぱりひとつ政策的な検討を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(岡安誠君) いまお話を、不作付地等に対する固定資産税の軽減、减免措置に対するお考えでございますが、これは先生御承知のとおり、農地の課税につきましては一般的にその農地の価額というものが課税の標準となるわけでござりますので、作付放棄、不作付地というような実態にあるよつた場合には、いわゆる低生産性の農地ということで課税標準が低くなるということによつて、結果的に課税額が下がるということはあり得ると思いますし、そういうよつた運用になる

にあります。ところが、時代は流れ経済成長万能につきましては、一つ反省の時期が訪れる。そこで農業白書の基調もだんだん変わってきて、地域複合であるとかさまざま農業經營形態というようなものが見直されるという時期に入るわけであ

ります。こうなつてまいりますと、この法が目指

すから、農業基本法の大黒柱になつております

ますから、農業基本法を見直さないか

と、こう聞くと、断固として、もう頑迷固陋にこ

れを堅持をしていくことを主張しているも

のだから、ここのことではちよつとひつかかっ

てこなかつたようですが、私は、論理的に

言えば、高成長下の発想、高成長の時代において

のだから、ここのことではちよつとひつかかっ

て經濟成長万能につきましては、一つ反省の時期が訪れる。そこで農業政策的な要望といつもの基調にも変化がくるというのが理の当然だと思うんであります

。

考えられ充足をしておるわけであります。

○志苦裕君 大臣は、この委員会でもしばしば、与野党にかかわらず農業基本法を見直さないか

ますから、農業基本法の大黒柱になつておりますから、農業基本法を見直さないか

と、こう聞くと、断固として、もう頑迷固陋にこ

必要があるんじやないか。たとえば、六十ないし六十五歳での經營移譲といつどろにこだわらな

い、あるいは老齢年金との一本化といつよつなも

のも検討の対象になつていい、あるいは国民年金や被用者年金との格差是正のための過渡的な役割

りを担つといつものであれば、そのように性格を

い、あるいは高成長下の発想から、そつじやない

にだけ焦点を合わせた発想から、そつじやない

に经济成長万能につきましては、一つ反省の時期が訪れる。そこで農業政策的な要望といつもの基調にも変化がくるのが理の当然だと思うんであります

。

考えられ充足をしておるわけであります。

○國務大臣(安倍晋太郎君) この制度の目的につきましては、先ほどからいろいろと御論議がありまして私どもも申し上げたわけでございますが、

しかば、この制度が高度成長期に生まれたもの

。

に考えておるわけであります。

○志苦裕君 大臣は、この委員会でもしばしば、与野党にかかわらず農業基本法を見直さないか

と、こう聞くと、断固として、もう頑迷固陋にこ

必要があるんじやないか。たとえば、六十ないし六十五歳での經營移譲といつどろにこだわらな

い、あるいは老齢年金との一本化といつよつなも

のも検討の対象になつていい、あるいは国民年金や被用者年金との格差是正のための過渡的な役割

りを担つといつものであれば、そのように性格を

い、あるいは高成長下の発想から、そつじやない

にだけ焦点を合わせた発想から、そつじやない

に经济成長万能につきましては、一つ反省の時期が訪れる。そこで農業政策的な要望といつもの基調にも変化がくるのが理の当然だと思うんであります

。

考えられ充足をしておるわけであります。

○志苦裕君 いやいや、税金まけると言つているんじやないんで、そういう問題が現に発生をしておるわけでありますから、いま局長言つようになりますけれども、それを解消する方向で持つていくのがやはり農政として本筋であろう、税金をまるめる方向といつのはいかがかというふうに考えております。

○志苦裕君 いやいや、税金まけると言つているんじやないんで、そういう問題が現に発生をしておるわけでありますから、いま局長言つようになりますけれども、それを解消する方向で持つていくのがやはり農政として本筋であろう、税金をまるめる方向といつのはいかがかというふうに考えております。

○志苦裕君 いやいや、税金まけると言つているんじやないんで、そういう問題が現に発生をしておるわけでありますから、いま局長言つようになりますけれども、それを解消する方向で持つていくのが農政の方向だと言うても、現実は、放棄をして草ぼうぼうか、灌木が生い茂るのをこまねいて見る以外にはほかの条件はない。手を出す手もないわけでありますしね、というこ

。

に考えておるわけであります。

○志苦裕君 大臣は、この委員会でもしばしば、与野党にかかわらず農業基本法を見直さないか

と、こう聞くと、断固として、もう頑迷固陋にこ

必要があるんじやないか。たとえば、六十ないし六十五歳での經營移譲といつどろにこだわらな

い、あるいは老齢年金との一本化といつよつなも

のも検討の対象になつていい、あるいは国民年金や被用者年金との格差是正のための過渡的な役割

りを担つといつものであれば、そのように性格を

い、あるいは高成長下の発想から、そつじやない

にだけ焦点を合わせた発想から、そつじやない

に经济成長万能につきましては、一つ反省の時期が訪れる。そこで農業政策的な要望といつもの基調にも変化がくるのが理の当然だと思うんであります

。

考えられ充足をしておるわけであります。

○志苦裕君 いやいや、税金まけると言つているんじやないんで、そういう問題が現に発生をしておるわけでありますから、いま局長言つようになりますけれども、それを解消する方向で持つていくのが農政の方向だと言うても、現実は、放棄をして草ぼうぼうか、灌木が生い茂るのをこまねいて見る以外にはほかの条件はない。手を出す手もないわけでありますしね、というこ

。

○志苦裕君 いやいや、税金まけると言つているんじやないんで、そういう問題が現に発生をしておるわけでありますから、いま局長言つようになりますけれども、それを解消する方向で持つていくのが農政の方向だと言うても、現実は、放棄をして草ぼうぼうか、灌木が生い茂るのをこまねいて見る以外にはほかの条件はない。手を出す手もないわけでありますしね、というこ

。

策であるところに私は、この制度の本質的な矛盾があるというふうに指摘をしたいわけでありまして、そういう意味でも、私は、やつぱり見直しの必要があるんじやないか。たとえば、六十ないし六十五歳での經營移譲といつどろにこだわらな

い、あるいは老齢年金との一本化といつよつなも

のも検討の対象になつていい、あるいは国民年金や被用者年金との格差是正のための過渡的な役割

りを担つといつものであれば、そのように性格を

い、あるいは高成長下の発想から、そつじやない

にだけ焦点を合わせた発想から、そつじやない

に经济成長万能につきましては、一つ反省の時期が訪れる。そこで農業政策的な要望といつもの基調にも変化がくるのが理の当然だと思うんであります

。

考えられ充足をしておるわけであります。

○志苦裕君 いやいや、税金まけると言つているんじやないんで、そういう問題が現に発生をしておるわけでありますから、いま局長言つようになりますけれども、それを解消する方向で持つていくのが農政の方向だと言うても、現実は、放棄をして草ぼうぼうか、灌木が生い茂るのをこまねいて見る以外にはほかの条件はない。手を出す手もないわけでありますしね、というこ

。

考えられ充足をしておるわけであります。

○志苦裕君 いやいや、税金まけると言つているんじやないんで、そういう問題が現に発生をしておるわけでありますから、いま局長言つようになりますけれども、それを解消する方向で持つていくのが農政の方向だと言うても、現実は、放棄をして草ぼうぼうか、灌木が生い茂るのをこまねいて見る以外にはほかの条件はない。手を出す手もないわけでありますしね、というこ

。

○志苦裕君 いやいや、税金まけると言つているんじやないんで、そういう問題が現に発生をしておるわけでありますから、いま局長言つようになりますけれども、それを解消する方向で持つていくのが農政の方向だと言うても、現実は、放棄をして草ぼうぼうか、灌木が生い茂るのをこまねいて見る以外にはほかの条件はない。手を出す手もないわけでありますしね、というこ

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

まだまだ定着してない面はあります、これはこれから問題として、われわれは年金制度といふものを改善しながら、これを広く定着をさせていかなきやならぬと、こういうふうに考えるわけです。結論的には、先ほどからしばしば申し上げましたように、この農業年金制度、これは志苦さんも御指摘になりましたように、総合的な農政の推進の一環としてやらなきやならぬということになりますから、われわれは、年金制度にただ頼って、これ、農業政策を進めるというだけじゃなくて、もちろん、構造改善政策やあるいは基盤整備政策と、あるいは価格政策と、そういうものをあわせて推進をしていけば、これから安定成長時代においては農業年金制度というものは非常に有効に働く。そして、農業の経営の近代化あるいはまた農地、経営規模の拡大化、あるいはまた後継者の育成という面については、相当な私は大きなメリットというものが今後出てくるんじゃないかと思います。

○志苦裕君 この点は、しかし、私、実情に合わせて物を言っているんですが、経営移譲年金が中心だということは、経営移譲というのは、跡継ぎにやるか、他人にやるかでしよう。自分からすれば、やめるということですよ。その跡継ぎというのは、いま、まあ後継者というふうなのには大体二割五分くらいのかもしれないと言つてしますが、現実の数字、新規就農者を見ていけば、この跡継ぎというものがいかに心細いものであるかということがわかるわけです。皆さんのデータでも、四十五年の新卒で三万七千人四十九年に至つては一万四千人——新規就農者は一万四千人ですよ、全国ですよ。全国の一部落に一人もいないという……。で、五十アール以上の農家は約三百五戸と見ていいと思いますが、ここで年金の対象者になる五十アール以上の農家約三百万戸のうち、わずか一万四千人しかいない。こういういわば跡継ぎ、後継者の先行きの見通しになつてゐるわ

です。そうすると、そういうことから見れば、私が指摘するように、後継者はまずまずいない。六十ないし六十五歳だからといって、人にその全部耕作なり土地をやってしまうほどの年じゃないとか。これは数学的話ですよ。ですから、この制度は、政策目的を貫くとはいえ、きわめて限られた農家にかかるてくる。一方、大多数の農民というものは、政府が百姓にも老後の年金をくれると言うた、これに大きな期待をつないのである、というところのちくはくさというものが残るものですから、社会党はこの制度ができるときも、老齢年金との一本化というよつなものを考えないとということを、その当時強く主張したもの、そのためなんですね。時間もありませんから——私はやがてやっぱりこの制度の見直しは、経営移譲の年齢であるとか、老齢年金との一本化であるとか、そういうようなものを含めて制度の見直しというものは必ず当面をするはずだと思つし、ぜひこれは検討を願いたいということをこの際は指摘をしておきまして、改正条項について以下若干触れます。
まあ結局、一番の改正で給付金がどうなるだろうかと、いうのを見直す方法は、被用者年金とどれくらい差があるだろうかということをすぐ見たいわけでありまして、どうですか、農業所得、被用者年金、二つ比べまして、それぞれの標準報酬をどれぐらいに見積もるのか、そうすると、被用者年金と農業者との格差はどれくらいになるのか、この点概略説明願えますか。

○志吉裕君 それはね、それはわかっているんですよ、皆さんからの説明から。被用者年金で八万四千何がし、農民年金で七万二千八百円、格差は八七%という数字が出ている。この八七%といふ報酬の格差と見ていいのかということです。

○政府委員(岡安誠君) そういうふうに考えておられます。

○志吉裕君 これはあれですか、八七%が狂つているかどうか知りませんが、そうすると、皆さんの方をした方が一般的な事業所得とそれから一般的な事業所得といいますか、給与所得との差が現にありますと、こういうことで例証をしたけれども、厚生年金と比べる場合に、一つは報酬の格差がありまして、これはまあ農業所得とそれから別にいたしまして、厚生年金は厚生年金独自の算定方式がございまして、一定の所得がある場合には幾らかけて幾らかで割を補償するには、すると幾ら年金を給付する必要があるか、またそういうような所得を前提として厚生年金方式でもつて計算をしたら幾らもたらすよ、皆さんからの説明から。被用者年金で八万四千何がし、農民年金で七万二千八百円、格差は八七%といふ数字が出ている。この八七%といふ報酬の格差と見ていいのかということです。

ることになるかといふ通りの計算をいたしました。で、農業所得の計算にも、いろいろございまして、たとえば現に農業者年金が加入しております。当然加入者という資格のある農家の規模、それらの農業所得を推定をする。これは多少下がりますけれども、それをおきまして、それらの五十年度の農業所得を推定をいたしまして、先ほどの大体六割を補償したらどうか、それから厚生年金方式でいったらどうかというふうに、いろいろ計算しますと、非常に幅が出てばらつくわけでございます。そのばらついた場合の大体平均、真ん中辺のところをとらえますと、先ほど申し上げました七万二千八百円ですか、ということになりますて、これが大体現在の一・四八倍ということがありますので、私どもは現在の予定しております農業者年金の水準というものは、基礎とする農業所得、また基礎とする厚年の標準報酬、これはいま出ましたけれども、月額十三万六千四百円だそうですございますけれども……。

ますと、今回の一・四八倍の水準というものは九万六千円のこれは農業所得ですけれども、それを月給、いわゆる被用者の場合の月給として見立てて厚年方式で計算をいたしますと、約七万二千八百円の年金をもらうことになるということです。それから月額の六割を補償するという考え方でありますと、最高の十二万一千円の六割が七万二千六百円で、その六割よりも若干上のところに七万二千八百円はきているということになるわけです。私どもは大体両者の方式を混淆するわけにはまいりませんけれども、中ほどにいつていると、いうふうに私どもは考えていけるわけございま

す。

○志苦裕君 わかったようなわからぬような説明ですが、そうすると、標準報酬の六割でしょう。通常の勤め人の六割というのが厚生年金ですから、そうすると農民を月給取りに見立てるに、その六割が七万二千円ということになりますと十二万一千円ですね、改正は、

○政府委員(岡安誠君) はい、十二万一千円の場合に七万二千六百円となるわけです。

○志苦裕君 そうすると、被用者十三万六千四百円、農民十一万一千円という所得の格差というふうなものをここでは認めているわけがありますが、この被用者と農民との所得の計算といふのは、いろんなときにいろんな数字が出来ますので、米価を勘定するときにはまた別な数字が出たり、皆さ

ん都合のいいときに都合のいい数字が飛び出してくるので、これが一貫性のあるものかどうかは私わかりませんが、時間も余りありませんので詳しく聞いておれませんので、この十三万六千四百円と十二万一千円のもとになつてある統計の数字ですね、これ後でください。これは後でいいです。いまは要りません。これはまた何かのときに、皆さんと引き農民の月給取り、幾らでも値段上げ下げしますから、この際聞いておきます。ほんばくは、この格差はできるだけ縮めていくべきだという主張いろいろとお尋ねしているわけであります。

○政府委員(岡安誠君) あれ千分の七十六だと思ひますけれども、今回の改正では千分の九十四ということで、九十四で御

しかばね掛金、私、計算してみればいいんですが、掛金は労働者のいわゆる厚生年金掛金、標準報酬掛ける千分の幾ら幾らと、農民の十二万一千円だといりますと、千分の幾ら幾らという数字が出ますが、掛け金を標準報酬に対する比率でいきりますと、千分の幾つと幾つになりますか。

○政府委員(岡安誠君) ちよつと数字いま見ますから、ちょっとお待ちください。

○志苦裕君 あるんでしよう。これ一番わかりやす

いのは、月給取りと比べてみると、

○政府委員(岡安誠君) すばり掛け金率というふうになりますと、制度が違いますからあればけ

れども、お答えに多少違うと思いますのは、農業

所得に対してもだけの割合になるかということでお答えしたらよろしいかと思いますけれども、

○政府委員(岡安誠君) 今回の改正では、農業所得に対する割合が四・九%になるわけでございま

す。

○志苦裕君 とどのつまりは、収入の見立ててもあ

りますけれども、私指摘したいのは、年金は、被

用者年金と比べると給付金は高くないし、掛け金は高いということになつているわけで、せっかくの

改善ではありますが、なお格差是正であるとか、掛け金の低廉であるとか、そういうことに向かって努力をすべきである、かように思います。

○政府委員(岡安誠君) それから一時金の改定は今回どうしてなさらな

いのですか。

○政府委員(岡安誠君) 今回改正是、主として経

営移譲年金の給付水準を上げるということ、特に

経営移譲年金がことしの一月から開始されました

し、それに対する要望が非常に強くなつておりますので、考え方としては経営移譲年金の給付水準を上げるということを重点にいたしたわけでござ

いますが、一時金も検討いたしましたけれども、

ほかの年金制度がとつております一時金の額と比

べましても、かなり高い水準にあるということともござりますので、今回は一時金の額は据え置くと

いうことにいたしたわけでござります。

○志苦裕君 かなり高い水準と言つたて、計算していくと、掛け金も戻つてしまませんよ、将来改定

がなければ、これは、今まで单纯に計算します

が、いわば年金の目的を達成をできなくて、途中で脱退その他をされる、そういう事由に該当する場合に対しまして、保険料の戻しということにな

るわけでございますが、これはこの制度だけきわ

ども、まあほかも低いではないかと言えば、これ

は別でござりますけれども、比較いたしましてか

なり優遇されておりますので、据え置いたのでござりますけれども、現在の加入者についてみます

と、この一時金というものは掛け捨てにはならな

いというふうに私どもは考えております。

○志苦裕君 や、あなた非常に、といふところ

をばかに強調するけれども、農業が非常に先行き

安定をしておれば、なるほど制度の目的からい

て、給付金をもらつての方に重点があるわけです

から、途中でおりてしまつたような人は、御苦労

さんでした、ぐらいで終わらすようですが、しか

し、率直に申し上げて、ネコの日農政と言われる

ように、心なき者も、この適用を受けられない条

件が生まれてくる場合だつて多いわけですよ。こ

れはやつぱり、せめて掛けたものぐらいは返すと

いうことにするべきだと思つて、これはひとつ

十分に再検討をされかかるべきで、まあ農政が

それでも基本がしつかりしておつて、まあ農民の

皆さんには迷惑かけませんよ、といふんならいい

けれども、しょっちゅうぐらぐらしておるんであり

ますから、これは確かに他の年金も何でもそうで

す。掛け捨てすると損するようになつてますけ

ども。再検討を願いたいところです。

時間がありませんから最後に、幾らか飛ばしま

したが、経営移譲のことについて一つ二つですが

使用収益権の設定を今度認めるわけであります。が、いろいろ趣旨もありますが、使用収益権の設定を今度認めるということは、今まで認めなかつたわけがあるわけでありまして、しかも法律をつくるときには認めないわけを恐らく強調されたります。ところが、最近に至りまして、農地の金額が上がったというのがまあ常識だらうと思つておなつたそのさま変わりが、どういうものなのかといふことと、政令で定める要件というのがそこにつくわけであります。これにはそのほかの要件がつくのかどうなのかということ。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 実はきょう、国土利農林省としてはどんな感想を持っていらっしゃいますか。

何といつても優良農地を確保することが大事でございますが、先ごろ国土利用計画審議会からの答申がございましたね。ここで審議の際の参考資料にもありましたように、食糧自給率七五%達成を目標に農用地を現在よりも十二万ヘクタールをやして六百十一万ヘクタールにするとありますけれども、この国土利用計画審議会の答申に対しても、農林省としてはどうな感想を持っていらっしゃいますか。

用計画につきまして開議の決定が行われたわけでございますが、その際における自給力、わが国の農業の自給力を向上するための必要な農用地といたしまして六百十一万ヘクタール、内農地は五百八十五万ヘクタールを確保しなければならないと、こういうことになつておるわけでござりますが、これは農産物の需要と生産の長期見通しに即した目標ということになつておるわけでござりますして、農林省としては適切なものであると考えております。したがつて、この目的を達成するためには今後、農用地の造成、さらにまた農地の壊滅等に対する抑制、あるいはまた優良農用地の確保といつたものにつきまして必要な施策を総合的に進めでまいりたいと考えておるわけであります。

○柏沢武彦君も「少し農林省の見解半端ない」とお聞きしたいわけですが、これは現在在が国の食糧自給率というのは非常に低い状態なんですが、この審議会が述べております七五%達成というのは農林省の考え方とも合致するというのであるが、これは現実に可能なのかどうか。それから達成されるとしたら何年計画で行ななきやならないのか、具体的な達成といふように農林省は考へるのか、具体的な達成までの方策についてどこまで進められておるのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(森整治君) 先ほど大臣が御説明になりました長期見通しでは、六十年における食糧自給率七五%と見込んでおるわけでございますが、まあこれを実現をしていくためには土地から、水からそういうものを確保、整備していくとい

ことと、それから土地利用を高度化していく、それから担い手を育成していく、いろいろ総合合意の糧政策で述べられておるようなことを総合的に長期にわたって実施していく必要があるというふうに考えておるわけでございまして、何年かということでございますが、一応六十年ということでございまりたいという考え方でございます。

考え方で総合施策を進められると思うのですが、やはり確保するにしても特に優良農地の確保が必
要になつてくるわけですが、答申では農用地を現
在よりも十二万ヘクタールふやして六百十一万ヘ
クタールと、そこまで持っていくというふうに
言つてはいるのですが、現在でも農用地は漸減状態
だと思われますが、農林省ですね、現実にはいま
年間約五万ヘクタールのペースで減り続けている
農地の問題、これを食いとめて、六十年度までに
目標を達成をするというためには、よほど具体的
な対策がなければ可能じやないんじやないかと田
いいますが、この辺はどのようなお考えですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 高度成長の過程にお
いては、確かに農地の壊滅が進んできたことは事
実でございます。しかし、今後われわれとしては
食糧の自給力を七五%まで高めていくという見地
に立ちまして農地の確保をしていかなければなら
ぬわけでございますので、現在たとえば土地改
良——新土地改良計画を進行さしておりますが、
これによりまして昭和六十年までに新しい農用地
の造成として八十六万ヘクタールというものを目
標にして、これが造成には努力していくなければ
ならぬわけでございますが、反面安定成長時期
入ったとはいえ、農地の壊滅等も公共用地の取得
道路、そういうことあるいは住宅ということと
ある程度進むということも判断せざるを得ない、
なきにしもあらずというふうに考えております。

しかしあれわれとしては農地の転用というものを抑制をしていくことのためには、農地法の厳しい適用であるとか、あるいは農振法の適正な適用等によって極力これを防いで、そつて新農用地の造成とともに所期の目的を達成してまいりたい、こういうふうに考えておるわけあります。

○相沢武彦君 それで、農林省として、いま毎年漸減している六万ヘクタールを、いつの時点で食いとめて何年度ぐらいから増加すると思われます

か。ある年から突然急にふえ始めるのか、それともそのまま——六十年度までに達成する間の比率というものは大体考え方で思つんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(岡安誠君) いま大臣お答えになりましたとおり、私も昭和六十年目標をいたしましては八十六万ヘクタールの農用地を造成をいたしたい。その間におきまして大体七十万ヘクタールぐらいの農用地が壊滅されるのではないかと、差し引き増加を確保したいと思っておりますが、一時確かに、御指摘のとおり毎年の壊滅面積が非常にふえまして、これでは予定以上の壊滅が進みまして農用地の確保も非常に容易ではないと思つたわけでございますが、最近は、非常に減つてきております。もちろん景気の停滞ということございましょうが、二二一年では三割以上減といふようなことにもなつております。私どもは、今年の三月までございました水田の転用の暫定基準、これは緩和基準でござりますけれども、これをもうやめるというようなこと、それからさらには、今後やはり農地法等を厳正に運用いたしまして、極力壊滅を食いとめるということによりますれば、七十万ヘクタール以下に壊滅を抑えることが可能と思つております。

ただ、八十六万ヘクタールの造成の方は、これはなかなか最も最近開発対象農地が奥地化するとかいう等のこともございまして、非常に進行がおくれております。確かに年次別の実績から見ますと、なかなかこの八十六万ヘクタールの達成は容易で

ないと思つておりますが、先ほど大臣をお咎めいたと思ひますけれども、先般の国会では土地改良法の一部改正をお願いをいたしまして、農用地の開発につきましては財投を導入をして、今後大幅にこれを拡充していくようやうなことも可能になりましたので、また農用地開発公团事業等の活用等も考えまして、私どもは、年次目標のときまでは、この八十六万ヘクタールをぜひともこれ達成をいたしたいということで努力をしておりまますし、今後も努力を続けてまいりたいと思って

○相沢武彦君　その六十年度食糧自給七五%達成目指して諸施策が進められなければなりませんが、その達成に対してこの農業者年金法はどんな役割りを持つと、このよつに考えられますか。

○政府委員(岡安誠君)　やはり国民食糧の確保のためににはまず対象であります農地の確保が必要でござりますけれども、その農地で働く農民といますか、これを確保しなければ食糧の確保はできなわけでございます。農業者年金制度を一言に申し上げれば、農民を確保するため、いわば農民が安心をして農業に従事できるためということになりますが、さらにそれに工夫をこらして、どうかと思いますが、農地の集積といいますか、まして經營の近代化、農用地の集積といいますか、農地保有の合理化というのもこれねらつて、いるわけでございまして、農家の方々が安心して農業に従事できるということとあわせまして、この農業者年金制度が効力を發揮いたしまして大規模な生産性の高い農地が優良な農家に集積されるということを私どもは願つております。

さらに後継者確保という点につきましても、今後後継者につきましての優遇措置等も考えまして、後継者の確保措置の一環としまして、その年金制度も有効に働き得るものというふうに思つておるわけでござります。

○相沢武彦君　法案の中身につきましてただしていきたいと思いますが、前回の改正におきましても、年金額の引き上げ、それから出かせぎ者に対する措置、時効完成者に対する救済措置等の加入促

を行つたんですが、昭和五十一年三月末で当然加入と任意加入合わせて百十五万四千三百数十人という数になつておりますが、この加入実績の低い原因はどんなところにあるというように判断しますか。

○政府委員(岡安誠君) いまお話しのとおり、五十年三月末におきましては加入者は百十五万四千人といふことでございまして、私ども、大体目標百六十五万人といふことに對しまして七〇%程度の加入率にとどまつてゐるわけでござります。これは内訳を見ましても、当然加入者についての比率が七〇・四%、任意加入者の比率が六八・四ということで大体同じでござりますが、このよつて低位といひますか、にとどまつておりますのは、やはり私ども反省しなければならないと思ひますのは、年金といふものにつきましては、現在金を掛けますが、将来この給付を受けるということでおかずしも十分でなかつたのではないかということを反省をいたしております。

それ以外にも理由は考えられますので、いまではやり掛ける一方であつて、年金支給というのが起つてなかつたということ、これもことしの一段以降年金支給が開始されますので、加入は一段と進められるだらうといふに考えますし、もう一つの理由は、やはり年金といふのは二十年以上掛けれるというのが本則でござります。そうしますと、若い方々がなかなか年金といふものに入りましたがらないといふのも人情でござりますので、そういう若い方々の関心を特に強めるように努力をしなければならぬ。今回も後継者につきましての負担金の軽減措置、これを設けましたのもこのよつて事態に対処するためでございますので、今後は一段と加入が進むものというふうに考えております。

○相沢武彦君 いま局長から御説明あつた原因のほかにもいろいろあると思うのですが、やはり農業そのものに農業者が魅力を失つているというと

これが一番根本じやないかと思うのですが、これについてはまた後ほど触れたいと思うのですが、一つはこの制度を発足してからまだ満五年しか経過しませんので十分に趣旨が徹底されてないといふ面もあると思いますが、特に満四十歳以上の中高年齢者のうち、すでに必要な保険料納付期間納めることができますが、本人が希望しても現行法では加入が認められてないと、こういうことになつてゐるんでですが、こういう人たちに対する救済措置を講じていくことについての検討はなされてないんでしょうか。当然これは必要になつてくると思つんすけれども。

○政府委員(岡安誠君) 御指摘のとおり、この年金は二十年保険料を掛けようことが本則でございますが、発足時に二十年保険料が掛けられた中小零細農家のなかにあって、実際に農地を守り、經營に携わっているのは主婦であるわけなんですが、この農業者年金制度が經營規模の拡大と經營者の若返りを促進する経営移譲中心ということになつてゐることはわかつてゐるんだけれども、こういった実情を考慮して使用収益権の設定のない場合でも、農家の主婦の加入とくのものを制度上何らかの形で明らかにしておく必要があるんじやないか、このよつて考え方ですが、この点についてはどうなんですか。

○政府委員(岡安誠君) これ、制度発足のときからいろいろ論議があつた点でございまして、先生のおつしやるよろ、主婦、それは未亡人の場合じやなくてだんなさんがいる。だんなさんが經營主である場合でも主婦といふのが典型的な例でございまして、先般改正以後におきまして、私どもも対策を講じたわけでございまして、現に主婦の方が実質的に農業經營の担い手として動いている、働いておられるという場合には、經營主である御主人が、その主婦に対しまして、使用収益権の設定をするということになれば、その主婦が、この年金の加入資格を得まして、加入ができるということになるわけでござります。そういう措置は実

のとの比較等も考えなければなりませんし、また現在非常に加入を促進している時期でござりますし、恩恵、恩恵と言いますと、また加入もしていただけないということもあります。それで、私ども、これやはり慎重に検討をさしていただきたいというふうに思つております。

○相沢武彦君 それから、現在わが国の農業とりましては、特に主婦労働というものが大きな位置を占めているわけであります。零細中小農家じや、もう農業収入だけではなくてもやつていけないということで、農外収入を求めて兼業化や出稼せぎがふえてゐるわけですねども、こういつらんそれぞれ段階がございまして、大部分の方々は余裕期間といふのがございまして、若干はなお加入できる余地があるわけでござりますが、五年とか、六年とか七年とかいう非常に近い期間で保険料がもらえるというよろ、特に優遇をされてゐる方々につきましては、一部そういう保険料納入期間が過ぎたという方々もおられます。しかし、これは先ほどちよつと先生が御指摘のとおり、四十九年度の改正におきましても、一部高齢者につきましては、時効の期間にかかります保険料納付の特例措置を講じて救済措置をいたしておりますので、その間は非常に緩和されております。さらには、そういう何か特別の恩恵の措置を講ずる考え方があるかといふこととございますが、これはちょっとと現在では、そこまでは考へていなかつてございます。

○相沢武彦君 現在はむづかしいといふことはわかるんですが、将来の課題としての検討される必要性は認められてゐるんですか。

○政府委員(岡安誠君) これはほかにもやはりこういうような恩恵措置はござります。そういうふうも

いまの御質問は、そういうこともしくて、いわば恐らくは經營主である御主人と並んで主婦が入れないかといふよろの御質問だと思いますけれども、そうなりますと、これは經營主だけが入れる、例外として後継者が任意加入できますけれども、その辺の判断はいかがですか。

○相沢武彦君 主婦が主体の場合で御主人が使用収益権を設定される場合、加入などその辺よくPRされていないために件数が少ないので、あるいは他のまた事情があつて促進できないのか、その辺の判断はいかがですか。

まあどうかと思ひます。ただ、なかなか農村の実態といいますか、ということからして、御主人が奥さんには使用収益権を設定をするということは、通常には行われないわけでござります。特に御主人が何らかの事情でもって農業者年金に入れないと、実際は奥さんが働いておられる、その奥さんも国民年金では満足しないで、やはり農業者年金にぜひとも入りたいというような、限られた場合にこの道が開かれておられるわけでございまして、現在の実績を申し上げますと、全国で一萬八千人程度がこういうような形でもって農業者年金に加入をしておられるわけでござります。この数が多いか少ないかといいますと、必ずしも多い数字であるとは思ひませんけれども、やっぱり農村の実態がこのようなものであろうと。もちろんPR不足の点につきましては今後さらにPRをしてまいりたい。特に今回、後継者につきましても、使用収益権の設定が認められるわけでございますので、あわせてこの点は宣伝をしてまいりたいと思っております。

○相沢武彦君 遺族年金についてですけれども、衆議院の段階でも附帯決議がつきまして、第四項ですか、遺族年金等についての創設の方向で検討すること、このようになりますけれども、これについては、農林省の方ではある程度具体的な検討は内部でされているんでしょうか。それでいるとしたら、どの段階まで、どの程度まで検討されているものなのか、中身までちょっと。

○國務大臣(安倍信太郎君) この農業者年金に遺族年金を設ける問題につきましては、国民年金制度との関連等もございますので、これは今後重要な課題として十分検討してまいりたいという基本的な考え方でござります。

○政府委員(岡安誠君) 方針はいま大臣からお答えしたところでござりますけれども、私どもは、実は遺族年金制度の導入につきましては、今回の制度改正のときに、たとえば經營主が經營移譲いたしまして、不幸にして短期間で亡くなられたりするような場合、經營移譲年金の受給は非常に少

ないわけです。そのときには、掛け捨てではないか、これは途中で亡くなられたとか、途中で離農したことによる一時金よりもなお少ない額しかもえないということがあつて不均衡ではないかと見えないということがございまして、実は農業者年金制度研究会で検討をしていただいたわけでござります。そのときに、そういうような不均衡とか足らぬいを何かの措置によって充足をするという考え方は必ずしも適当ではないんで、もしそういう場合に対処するならば、本筋はやはり遺族年金制度の創設ということで対処したならば本筋であるというような御意見は承りましたけれども、いやあ、遺族年金制度は直ちにできるかと言いますと、これはやはりほかの年金制度との関連、その他もございまして、この年金に遺族年金制度を組み込んだ場合にはどういうような形になるのか、また保険料はどういうふうになるのか、国民年金と両用される場合にはどういう形になつて、むろんほかとの不均衡がかえつて起きるのではないか、いろいろたくさん問題がござります。そこで私どもはさらにそれらの点についてはこれから検討したいという段階でござります。

○相沢武彦君 前回改正のときも、この加入者の遺族の問題については附帯決議がついていますし、かなり研究されてるんだろうと思うんですけどれども、非常に要望の強い点もありますので一層研究を進めていただきたいと思います。

それから、保険料納付済み期間が三年以上である人が六十五歳に達する前に死亡した場合、移譲年金を一度でも受給した場合、遺族に対しても支給される死亡一時金これが今回支給されなくなる。この場合受給した年金額は納付した保険料額を下回ることがあり得るわけですから、前回改正時の附帯決議でもその点を考慮されていますけれども、今回この点については改正をされてないんですが、これは今後どういうふうにされるお考えですか。

○政府委員(岡安誠君) ちょっとといま簡単にお答えしたと思いますけれども、確かに前回の附帯決

点として意識をいたしまして、先ほど申し上げました農業者年金制度研究会において検討をしていただいたわけでございます。繰り返すようですが、経営移譲年金等の給付が始まりますと、この年金としては目的を一応達成したということになります。そういう方々に対して、やはり掛け捨て云々ということにしてまた金を支給するということになりますと、そもそも年金制度といふものが成立しなくなる。すべてやはり余命その他を計算いたしまして財源計算をいたしておりますが、すべてのものが掛け金が全部返ってくるということで、はそれ以上のものは全部国庫負担ということになります。そして年金制度と非常にかけ離れてまいりますので、そういうような方向で掛け捨て防止とかいうような形でもって措置するのは非常に不適当である。むしろ、それは遺族年金を創設するという方向で検討するのが本筋であろうということに先ほどの農業者年金制度研究会の結論はなつたわけでございますので、この問題はなかなかむずかしい問題でございますので、ひとつじっくり腰を据えて検討させていただきたいというふうに思っております。

では好ましい状態ではないわけでござります。やはり農業者自身が高齢者に変異をしておる、若年齢層が少ないというような年齢構成でもござりますので、それがこの加入者の年齢構成に反映をしているということですけれども、これはやはり農業者全体が高齢者に変異をしておる、若年齢層が少ないと、年金に入っています。やはりこういう年齢層に年金に入っていた大切なことは、年金財政からいいのみならず、やはり農業者の性情からも好ましいことでござりますので、今回、特にそういう若年齢層に対しましての措置として考えておりますのは、保険料の軽減措置ということを考へて後継者が入りやすくなるということを考えておりまして、それによりまして後継者が入りやすくなるということになろうかと思ひますので、そういうふうに拡大をすることによって後継者に対する関心をより高めることになろうかと思ひますので、そういうふうに拡大をすることによって後継者に対する加入促進をしまして今後さらに若い方々に対する加入促進を強力に進めてまいりたいと思っております。

ると思つのですが、私どもの党で昨年末からこしにかけまして農業に関する経営意識調査を各県ごとに行つたわけなんですが、この調査によりますと、どの県でも八〇%から九〇%の農家が農政に不満を述べております。その不満の原因は、まず第一に、何といっても経営が成り立たないということでありまして、各県ともこの意見は四〇%を超えております。そして、将来離農するかとう問い合わせて、離農すると答えた人たちが非常に多くて、特に顕著なのは山口県でございましたが、二三・五%もございました。また、将来農業を続けていけるかどうかという点に危惧の念を抱いていたりする人たちは四四・八%を占めているという数字が出ております。こうした点で抜本的な農業政策の転換というものが必要だと思うのですが、現在の農業政策に不満を持っている農業者が希望していることは、土地の基盤整備を初め、流通機構の改善や価格補償制度の確立、それから農家の負債の救済策、それから金融制度の拡充、こういった諸点であります。将来の自給率向上のためにも、どうしてもこうした施策が必要な課題であり、今日までの施策をさらにさらに充実しなければならないと思うのですが、その点について大臣の御見解を承りたいと思います。

なきやならぬ。それにには今日の農業につきましては、基盤整備の問題にいたしましても、あるいは価格政策の問題にいたしましても、あるいはまた金融、税制対策等あるいは農村環境整備、そいつたような問題にいたしましても、これを積極的に前進をさせなきやならないわけでございまして、われわれが昨年いづれいかかりまして総合食糧政策の展開と称する昭和六十年を目標とした長期政策を樹立をいたしました、五十一年度から予算も充実してこれを打ち出したとともに、やはり農業というものをしっかりと基盤に据えて魅力のあるものにしなきやならぬという考え方からでござります。こうした総合的な食糧政策をこれから着実に果敢に実施していくことによりまして、私は、世界的な食糧事情が非常に逼迫をしておるといふ。今日の客観的な情勢あるいはまた国内における高度成長から安定成長へというふうな経済構造の変化の中につつて、いまやそうした政策を果敢に進めることによって農業あるいは農村に対する一つの国民の理解というのも進み、またこれから農業を支えていくこと、後継者になろうという人たちの積極的な意欲というものも生まれてくるのじやないか、生まれてこさせなければならぬと、こういうふうに考えております。

したがつて、まずそつした根本的な基本的な政策を改善をし、進めていくことが、最も大事なわけでございますが、同時に、それとともに農業の後継者を具体的に確保するための施策としては修復教育の充実であるとか、あるいは青年農業士の育成等の農村青年対策の強化を図つていいくこと、も必要でございますし、また現在提案をいたしております農業者年金制度をさらにまたこれを充実発展をさして、そして後継者に意欲を持つていただくということであろうと思つわけでござります。

全体的にそつていうことで、これから後の後継者育成対策というものに対しても、われわれとして

○相沢武彦君 先ほども志苦委員が触れておられましたけれども、新規学卒者の農業就業者数は昭和四十五年三万七千人が四十九年で一万四千人と激減をしているわけで、特に後継者対策というのは力を入れてやつていただきたいと思います。

今回この法案でこういった後継者難の状況から後継者育成のための三十五歳未満の農業後継者に對して一定の要件を備える者については保険料の額を三割程度軽減して国庫補助の割合を一般の保険料の国庫補助三〇%であるのに対し五〇%に引き上げる、こういう措置をとられるそうであります。この具体的な適用については政令によつて定めるということでありまして、具体的になつておりますが、この適用者に對して内容をこの際明らかにしていただきたいと思います。

またもう一つ、後継者加入について一定の要件に適合するには非常に条件が厳しく過ぎるという声が多いのですが、一定の条件としての制限をつけることなく保険料の軽減を行う方向で考えられなのが。この二点について。

○政府委員(岡安誠君) それでは私から現在考えておりまます後継者に対する保険料軽減措置の具体的な要件について先にお答えいたしますが、これはます法律に書いてござりますとおり、後継者加入している三十五歳未満の者といふことが一つでござります。それから農業経営主と後継者がともに農業者年金に入れているという二人加入の条件、それから三番目に、經營耕地面積が一定規模以上あること、その次には農業に常時從事する者であるということを一應予定をしている次第でございます。

運用につきましては大臣から。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いま局長からも答弁をいたしましたように、対象者の要件は具体的には政令で決まるわけございますが、この措置が将来、農業生産の中核的な担い手となる後継者の

確保育成を図り、円滑な経営移譲の促進に資することを目的とするものであることにかんがみまして、将来の農業生産の中核的担い手となることが十分期待し得る一定の要件を決めることといたしておるわけでございまして、そういう点でいろいろと御指摘等もござりますが、そうした点も踏まえて十分に検討した上で政令を決めてまいりたいと考えておるわけであります。

○相沢武彦君 制限をつけないかどづか。

○政府委員(岡安誠君) 大臣お答えいたしましたよつた考え方でもつていま政令を検討しているわけでございますが、一つの親子加入、二人加入の要件につきましては、この措置の趣旨にかんがみましてこれを撤廃——やめるというわけにはまいりませんけれども、その経営主が高齢で年金加入の資格がないというよつた場合には、何らかの救済措置は考えたいと思つておりますし、また一定の経営規模を必要とするという要件につきましては都道府県平均ということを考えておりますけれども、施設園芸等集約的な経営の場合につきましては、都道府県平均を下回る場合であつても対象とするというよつたこともひとつ考えて、慎重に政令要件として決定をいたしたいと思つておるわけでござります。

○相沢武彦君 農地等の売買事業及び農地等の取得のための融資業務についてお尋ねをしますが、実績を見ますと四十九年度売り渡し事業九十六件、買い入れ事業三十四件となつておりますけれども、買い入れ事業の四十九年度は熊本県の二県が入っているだけで、あとは全部北海道と、こういうことであります。この原因については農林省はどのように判断しておられますか。

○政府委員(岡安誠君) 基金が行つております農地等の売買業務につきましては、これは離農希望者の農地を買い入れまして、経営規模を拡大したことによることを考えておる農家に売り渡すということになつております。

そこで問題は、一般にはそれは相対でもつて行われますので、あえて基金が売買をする必要もな

いわけでござりますけれども、北海道の場合には、一括処分ということが要件になつておる場合には、非常に面積が大きいという場合には、相手方もなかなかこれが探せない、相手方も金を用意するのすぐというわけにはいかないというような、タイミングその他が生ずるわけで、したがつて、北海道のような場合には、基金がみずから乗り出します。それで、農業全般から申しますと、北海道の性が出でくるということから、内地よりも北海道は格段として利用率と言いますか、が高いということになつております。

○相沢武彦君 一方、融資業務の件数は三分の二以上が北海道に集中をしておるわけですが、これは北海道の農業というものが非常に自立經營をしていくのが他の地域と比べてむずかしさがあるということを、一面あらわしているのじやないかと思いますが、寒冷の気候で農作物が育ちづらい、また作物の輸送にも時間がかかり過ぎる。こういった条件の中で国民食糧確保のために農業の人たちは非常に御苦労されているわけであります。が、こういった北海道の農業従事者に対しては、こういった条件も十分考慮を入れて、農業者年金制度のほかに、農業政策上何らかの援助の措置、または対策を行つていくという考え方をお持ちでないんでしょうか。年金制度のほかに何らかの援助措置、いかがでしようか。

○政府委員(森整治君) 御指摘のように、確かに北海道は内地に比べますと、気温なり、日照条件が悪かっただり、いまの輸送条件、そつうものが悪いということは御指摘のとおりだと思いますが、逆に申しますと、一戸当たりの経営面積は非常に大きいわけです。農業生産を今後効率的に進めていく、展開していくという条件は、むしろ北海道の方が有利といふ考へ方も成り立ち得ると思うわけでございます。いずれにいたしましても、北海道のような開拓等の事業がおくれて進んだというよなことから、北海道開発局というのができまして予算の計上も別枠になつております。また国庫の補助率も一般に内地

に比べますと、高率に補助するという措置を講じておるわけでござります。

それから、農業全般から申しますと、北海道の性が出でくるということから、内地よりも北海道は格段として利用率と言いますか、が高いということになつております。

○相沢武彦君 持ち時間が来ましたので、後一問について終わりにしますから……。

今回の改正案で年金額は一・四八倍に引き上げますと七千二百五十円ということで、五十二年当初の引き上げ額だけで約一・五倍のアップになるわけであります。この負担に農家が耐えられるかどうかという問題があるので、保険料の据え置きという点で何らかの考慮はされないので、もう一点は、農業者年金は從来より完全積み立て方式をとつておりますが、厚生年金や国民年金は修正積み立て方式をとつております。標準保険料より納付保険料が相当下回っております。農業者年金についても、国庫負担をふやして修正積み立て方式をとつていい方向で検討したらどうかという意見もありますが、これについてはいかがでしようか。

○政府委員(岡安誠君) これは両者非常に関連があることでございまして、先生も前の御質問で御指摘がございましたとおり、この加入者の年齢構成が非常に高年齢に変移いたしておりますと、先細りであることから見まして、これまででいきますとなかなかこの年金の財政というのは容易でないわけでございます。これはほのかの制度につきましても、改定をいたしましたけれども、それを計算をいたしますと、大体保険料の方は一・九倍程度になります。これが一・九倍にすることは農家の負担に急激な変化を与えるということから、今回は年次別——年次を追いまして三段階に分けてこれを順次上げていきまして、当初は年金のアップ率と同様の一・四八倍に抑えるということにいたしたの

われるというふうになりました場合には、この農業者年金制度につきましても繰り上げ実施するよな方向で努力をいたしたいというふうに考えております。

○相沢武彦君 持ち時間が来ましたので、後一問聞いて終わりにしますから……。

○政府委員(岡安誠君) 物価スライドにつきましては、御指摘のとおりこの制度が大体一月に発足したということもありまして、前回の改定でこの制度が設けられまして以来、一月とということで、今回も一月実施ということに予定しているわけでございます。これはほのかの制度につきましても、年度スライドをするかどうかということは一にかかって本年度の物価の動向にかかるておりますので改定時期の繰り上げの問題につきましては、來年度スライドをするかどうかということは一にかかって本年度以降のスライド改定時期の繰り上げをすべきであります。これがござります。これはほのかの制度につきましては、御指摘のとおりだと思いますが、逆に申しますと、一戸当たりの経営面積は非常に大きいわけです。農業生産を今後効率的に進めていく、展開していくという条件は、むしろ北海道の方が有利といふ考へ方も成り立ち得ると思うわけでございます。いずれにいたしましても、北海道は農地としての開拓等の事業がおくれて進んだというよなことから、北海道開発局というのができまして予算の計上も別枠になつております。また国庫の補助率も一般に内地にしてスライド改定の実施時期の繰り上げがもし行

でございまして、これを据え置くことになりますと完全積み立てということになります。それで、完全積み立てでござります。それは、完全積み立てといふのは農業者年金だけなので、ほかは皆修正積み立てではないか、これをやめたらどうかということをございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、年齢構成が特異な構成をいたしておりまして、これで修正をいたしますと、今後の後年は、これはほのかの年金に比べれば格段の手厚い度の引き上げ額でも一千四百五十円、これに国民年金保険料も引き合わされて四千八百円、合計しますと七千二百五十円ということで、五十二年当初の引き上げ額だけで約一・五倍のアップになるわけであります。この負担に農家が耐えられるかどうかという問題があるので、保険料の据え置きという点で何らかの考慮はされないので、もう一点は、農業者年金は從来より完全積み立て方式をとつておりますが、厚生年金や国民年金は修正積み立て方式をとつております。標準保険料より納付保険料が相当下回っております。農業者年金についても、国庫負担をふやして修正積み立て方式をとつていい方向で検討したらどうかという意見もありますが、これについてはいかがでしようか。

○政府委員(岡安誠君) これは両者非常に関連があることでございまして、先生も前の御質問で御指摘がございましたとおり、この加入者の年齢構成が非常に高年齢に変移いたしておりますと、先細りであることから見まして、これまででいきますとなかなかこの年金の財政というのは容易でないわけでございます。これはほのかの制度につきましては、改定をいたしましたけれども、それを計算をいたしますと、大体保険料の方は一・九倍程度になります。これが一・九倍にすることは農家の負担に急激な変化を与えるということから、今回は年次別——年次を追いまして三段階に分けてこれを順次上げていきまして、当初は年金のアップ率と同様の一・四八倍に抑えるということにいたしたの

まず第一に、日本の農業の中で主婦の占める位

置が大変重くなつてゐると思いますが、農業労働、そしてまた片方では家事の労働、さらに農外の農閑期における労働等を考えますと、大変重い役割りを持つておると思いますが、日本農業の中における農村婦人、主婦の役割について、その重要性をどういうよう農林省として認識をされておるか、冒頭にお伺いいたしたいと思います。

業人口の六一・六%を占めておりまして、食糧の生産及び農業の經營上大きな役割りを果たしていくとともに、主婦としての健全な農家の家庭生活の運営維持のために重要な役割りを担つておるわけであります。また農業生産力の確保のためには、健康な家庭生活と健全な農村社会の形成が必要不可欠でありまして、そのために果たすべき農村婦人の役割りは重要であると考えております。このような認識のもとに農林省といたしましては、從来から農村婦人対策を積極的に講じておるところでございます。

○辻一彦君 それでは最近の農業労働の中における主婦が占めている位置とその実態、これについて若干聞かせていただきたいと思ひます。

農業の就業人口の中では農村の婦人が占めておる比率は先ほど大臣が申されたとおりでございますが、農業の労働者と申しますか、婦人の場合によると

おられます。上の中では五二・三%など、こういう比率になつて事している、こういう人もございますので、一応その農業の年間の従事日数六十日以上と、こういう日数でとつてみますと、この六十日以上の農業従事者は、昨年実施いたしました農業センサスによりますと七百十万人となつておりますが、その中で婦人が三百七十一万五千人で、この六十日以上の中では五二・三%など、こういう比率になつて

なお、これは専業、兼業別に見ますと、専業農家の場合は婦人は四九・二%、それから第一種兼業農家の場合は婦人は四八・四%、第二種兼業農家の場合は婦人は四八・四%。

家の場合はやや高くて五七・四四%と、かようになつております。
○辻一彦君 その中で、農業に従事している専業者が婦人だけの農家の数はどのくらいありますか。

○説明員(有松見君) これも昨年のセンサスでございますが、総農家数が四百九十五万三千戸の中で、農業の専従者が婦人のみ——専従者と申しますのは年間百五十日以上農業に従事した人でござりますが、この農業専従者が婦人のみと、こういふうな農家数は六十一万五千戸になつております。全体の農家数の中では一二・四%というふうになつております。

比率で申しますと、専業農家の六・四%、第一種兼業農家の場合は一・一・八%、第二種兼業農家の場合は一・三・三%というふうになつております。○辻一彦君 それからいま婦人が非常に日本農業の中でも大きい、数字の上においてもウエートを

持つておるということを伺いました。
そこで、第三点として、農村婦人、主婦が農業労働や家庭労働、さらには農閑期における農外労働で非常に過労の状況にあると、こういうことが考えられますが、その健康の実態はどうか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) 私の方で昭和四十年度から四十六年度まで農山漁家健康生活管理及び家庭労働適正化特別事業といふものを実施しておるところでございますが、この事業の一環として実施をしました調査があるわけでございますが、これは

デル地域を選定して実施したものでござりますので、これをもって直ちに全国をそのまま推計する等の点にはなお問題があると思ひます。が、この結果によつて農家主婦の健康状態を判断いたしましたと、この事業の開始時点においては調査対象農家の約三分の一が高血圧、貧血等の何らかの症状を示しているという数字を把握いたしております。

○辻一彦君　いま示された数字はこれであると田畠ですが、たとえば農林省自体が調査された中で

でも、血液の関係それから疲労の関係ですね疲労の関係もあります。これもわかりますが、どのくらい疲労しているか、しかもそれは男子と比べてどの程度であるか。比較を、簡潔で結構ですか。

○政府委員(澤邊守君) ただいまの調査、四十五

年の四月から四十七年三月までの間で調査をいたしましたのでございますが、疲労度、男子は、この事業実施前と実施後を調べたわけでございますが、四百十七人実施前に調べまして、二六・四〇%の者が疲労症状のいわゆる有症者数という二ことになっております。それから実施後は人数がやや調査の関係で減りましたが、同じ地域でももちろん調査しているわけでございますが、三百八十八人で一八・九%。この事業の効果といいますか、若者

減つております。それに対しまして、女子の場合は、実施前四百三十五人について調べまして、一・四・五%でござります。それが、実施後は四百人が調査対象になりますして、二七・四%、これより若干低下をいたしております。

○辻一彦君 農夫婦（癌）の……
○政府委員（澤邊守君） 農夫（婦）症につきま
でのただいまの四十五年四月から四十七年三月ま
での間を調べますと、男子につきましては、東北
前が四九・四%、実施後は三五・八%。それか
女子の場合が実施前が四八・一%、実施後は

九・七%。男女の比較で見ますと、有症者数の比率でござりますが、全員に対します比率でござますが、実施前はほぼ同じですが、——や男学生方が多かったです。実施後はいずれも減つておりますけれども、女子の方がやや多いということにな

○辻一彦君 農村婦人の過労度、健康度をはかり物差しはいろいろあります。いま大事なのは一つは血液、貧血症状が非常に多い。それが一二の状況にあるか、また疲労がどのぐら残つておるか、あるいは農夫(婦)症——男の方農夫症、あるいは婦人の方の農婦症といろいろ

りますが、これらがどういう状況にあるか、こ
らが一つの私は資料になると思います。

そこで大事なことは、実施前と実施後よりもたとえばこの農林省の資料によれば、男子は調査の結果、血液の比重で要注意が一一・五%，これに比べて女子は三七・九%。非常にこのペーセントが高いということ。それから疲労度についても

男子は二六・四%が残つておるが、女子の場合合は三四・五%、非常に疲労の数字におきましても其値が高い。農夫（婦）症についてはこれは男女どんと変わりがないようであります。たゞえこれは福井県の農協中央会が昭和五十一年三月二日から十九日まで五百人の農村婦人を対象にして調べたデータがここにあります。これを見てみると、三十五歳から四十九歳の中堅主婦五百人に対し、診断の場所で貧血と言われた人が二

二%あった。これはちょっとこの農林省の数字よりも低いんですが、約三分の一は、三人に一人は貧血、こういう状況にある。それから同様にこの疲労についていうならば、診断の結果、作業疲労が残って対策を必要とするというのは、対策をとる

するか四四%、高齢の方等を要するがたり、
せて五〇%、約半分はいわゆるこの疲労に対する
対策が必要である。これが福井の農協中央会で
なり綿密に調べた結果で出ております。また農
症については、これは婦人の方の農婦症ですが、
これについては正常は四二%で、軽いのが四七

非常に農婦症とはつきり断定できるのが一%合わせて五八、約六〇%が農婦症の症状を訴える。

配な状況、憂慮する状況にあると思います。それで、こういう主婦の過剰労働による症状、農婦の実態、こういう中で、たとえば、まあ推定さることは、今まで農村の婦人が、日赤が献血を来てまして献血をする、非常に大事だというんで血するんですが、血液をとると血液が薄くてえない、こういう場合がよく言われております。

私は、農林省のこの資料、また私が提示した資料の中から、そういう血液が薄くなるほど過労の

況で農業の中でもがんばっている農村婦人の実態で裏書きをされると思います。そこで、このような診断というものを、全国的に集団的に健康診断あるいは予防のための診断をしているような農村婦人の数が一体どのくらいあるのか、数字がもしかつておれば示していただきたい。

○政府委員(澤邊守君) 農林省といたしましては掌握をいたしておりません。——把握をいたしておりません。

○辻一彦君 こういうのはないんですか。たとえば福井県の例になりますが、これはちょっと前ですが、農協中央会と農協婦人部が昭和四十七年に集団健診を行っていますが、県下四十八農協、二百九十七会場受診者は二万九千三百七十六名、約三万名がやっていますが、このデータは私のところにはあります、少なくも、全国でこういう取り組みをやっているところの数は私は少なくないと思いますが、農林省はその実態をつかんでおられませんか。

○政府委員(澤邊守君) 全国で同じような集団健診をやっておられるところもあるうかと思います。特に共済連等がやっておられるのもほかの県でも聞いたことがございますが、現在、農林省といたしまして把握しておりますのは、共済連が福祉活動として四十九年度にやりました数字でございますが、これは全国で一千四百七十三個所、対象人員は九十七万五千人といふ数字がございます。

○辻一彦君 大体それについて、さつき指摘されたよな趨勢は全般としてわかりますか。

○政府委員(澤邊守君) 私ただいま手元にござりますが、現在持っておりますが、現在持つておられますが、現在持つておりません。

○辻一彦君 大臣さつきの御答弁のように、非常に農村婦人の位置は重要なと言われておるのですが、この農村婦人の健康状況は大変私は問題があると思います。で、数字の上でも実態把握はあると思います。厚生連は、あるいはほかの方で農災でやっている講じておられるか。時間の点もありますから余り分でないと思いますが、それはひとまずおいて、こういう農村婦人の過労状況の中で農村婦人の健康管理と、こういうことに対する対策を詳しくなくて結構ですが、お伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 農家生活のみならず、農業生産の担い手としての役割が非常に増大をしております農村婦人の現状にかんがみまして、農村婦人の健康管理が適正に行われることは重要な課題となつてきています。このため農林省といたしましては、従来から普及事業の一環といたしまして、農村婦人の労働適正化、農作業環境条件の改善、衣食住等農家生活の改善、農家家族の健康管理の指導等を実施しておりますところです。

○辻一彦君 一般的には大変それは結構でございますが、しかし具体的な問題になりますと、ずいぶん問題があります。たとえば健診を数では受けたけれども、いや、実際健診を受けた後、婦人がどうしているか。たとえば健診を受けた婦人の中で、どのくらいの人が精密検査を必要とし、また治療を必要とするか、そのパーセントはわかるのか、あるいは精密検査が必要であると、こう言われた婦人がどれくらい実際にまた精密検査を受けているか、治療に従事しておるか、そういう点のいわゆる追跡調査というまでのまでつかんでおられるか、いかがですか。

○政府委員(澤邊守君) 大臣からお答えしました

上げておるわけでございますが、具体的な手法としてやつておりますのは、五十年度から農業者健康モデル地区育成事業というのをやつております。これは五十年度におきましては百七十二地区、全国でございますが、それから五十年度はこれをふやしまして三百四十四地区について行つております。これは健康診断をしたりあるいは食生活の現状調べたり、あるいは農業が、どのよう農作業をやり、どの程度の時間、農作業に従事しておりますかといふことなどを、経営の種類別に、耕種別に、園芸とか、あるいは果樹とかといふような主要なものについて調べまして、実態を把握し、それに必要な食生活であれ、あるいは一般的の健康管理の指導をするということを五十年度から始めておるわけでございますが、五十年度の実績につきましては、なお現在取りまとめでございますので、先生が言われましたよなことは五十年度の実績が全部判明いたしますればわかると思いますし、今後継続で実施いたしますので、追跡調査というよなことにつきましても引き続きやつてまいりたいというふうに考えます。

○辻一彦君 五十年度に百七十二地区ですか、五十年度三百四十四、この地区の調査の中には、そういう健診を受けた婦人が、後どうしたかといふところまでの調査が具体的にされておりますか、いかがですか。

○説明員(塚本美恵子君) ただいま御質問のごいたしたことにつきましては、五十年度の仕事で実際にどういうふうにやつていくかということに対応いたしております。

○辻一彦君 五十年度は百七十二地区やつてあるのですが、それにはそういう追跡調査は含まれていなかつたんですか、あつたんですか。

○説明員(塚本美恵子君) 五十年度から——五十年度にいたしましたので五十年度に対応いたしましたことにつきまして五十年度はずつと続けてまいります。同じ地区に四年計画でいたしますので、その確かめまでをする予定になつております。

○辻一彦君 五十年度に調査をして、ことしましてやるというならこれは結構ですが、すいぶん婦人の健康問題がいわれて、いま、まだその調査がござからというのは、ちょっと私は遅い感じがします。たとえば、さつきの私の福井の農協中央会の婦人部で調査をしたそれによりますと、せっかく集団健診で受診をしてもたとえば精密検査を受けなさいと言われた人が、それから治療を受けなさいと言われた人が、そのままにしておいた人が五二%おるわけですね。診断の場所で、治療が必要なことだといふことは、なかなか治れども、実際は五一%であると、こう言われたけれども、実際は五一%はそのままになつてある。それはなぜかというと、自覚的症状がないというのが七割と、忙しいからだと思います。しかし、これは悪性のいろんな病気等々が隠されているので、これをこういう状態で放任をしておくということは非常に危険ではないか、いかがですか。

過労の問題は、適正な労働と適正な食事、この二つと、総合的な健康管理がかなり私はきめ細かく立てられないことはならないと思います。そういう努力をそれぞれやっておられる、こういうことはわかりますが、少し具体的な対策としてこの点で、全般的には私は、いま御答弁のあつたそつ提示をしてみたいと思います。一つは、農村婦人の集団健診に対して、これがどう立たれなくてはならないと思いません。そういう問題が考えられないかと思いますが、ひどいなかつたんですか、あつたんですか。

一つは、農村婦人の集団健診に対して、これがなり行われておりますが、これに対してもつと国自体が助成をやつていく。それから特に貧血などを予防診断の場合、その経費は自己負担になつておりますが、国民健康保険の給付対象にして年二回ぐらいは少なくも診断が受けられる、そういう

ることなしに、国がもつと援助をして全般的に主婦が健康手帳を持つて年一回ぐらいは健診できる、そういう状態をつくるべきでないか。

これらの二、四点、具体的な問題についてどの程度国の施策が進んでおるか、お伺いいたしたいと思います。

○説明員(本田正君) 農村婦人の健康状態につきましては、先ほどから先生の御意見にござります

とおりでございまして、いろいろ問題があることは事実でございます。厚生省のサイドでもいろいろ、たとえば国民栄養調査とか、あるいは国民健

康調査等を通じましていろんな調査をいたしておりますが、数字も大体先生おっしゃったような数

字になつております。ただ農村婦人と——

ちよつとお答えの前に言わせていただきますが、農村関係——農村だけとそれから全国の平均と有

病率を比較してみると必ずしも農村が高いという数字は出でおりませんのですけれども、ただ御指摘のよう、貧血とか特定の疾病につきましては確かに農村が高うございます。全体的にはそう差はない、若干農村地区の方が低目で出ている。こ

れは医療機関に受診するような機会の多い少ない

にもよるかもしませんが、国民健康調査では出

ております。

そこで一方、貧血とか先ほどからおっしゃって

おります農婦症、確かに深刻な問題だと存じます

が、一方、それらの原因でござりますところの過重労働とか、あるいは低栄養とか、あるいはいろ

んなストレスとか、そういうものが地域によりましてもはずいぶんと改善されまして、一方におきましても貧血転じまして肥満、つまり栄養過多の現象も農村に現に出てきているや聞いておりま

す。これは非常に問題でございまして、肥満になりますと、今度は成人病、高血圧とか、あるいは心臓病という疾病があえてまいります。そういうこと

でござります。しかし、全体的にはやはり貧血病等が多いというのは事実でございます。

そこで、まずお尋ねの、農村に対しますところの集団健診の国の助成ということをございますけ

れども、厚生省のサイドでもいろいろ健康診断

やつておりますが、特に農村婦人だけを対象にとられるという施策は余りございませんけれども、たとえば保健所というのが全国に八百四十六カ所

ございます。この八百四十六カ所の保健所はいろいろなところに、大都市にもあれば農村地区にもあ

るわけでございますが、従来から都市型とか、あるいは農村型、それから都市と農村の中間型とい

うような保健所の色分けをいたしまして、たとえ

ば農村型の保健所は、R型保健所といって人口の規模によって四型ぐらいに分けておりますが、そ

れぞれの地域の実情に応じていわゆる農村向けの対策を主にやるとか、あるいは都市向けの対策を

主にやるというのを保健所の行政としてやっております。もちろん医師、保健婦、栄養士等が保

健指導あるいは健康診断あるいは思想の普及といふうに年間通じまして健康診断をやつておる方

が一つでございます。

それから特定の疾病的対策といしまして、たとえば御婦人に対しますところの子宮がんの検

診、胃がんも多うございますけれども、がん検診車等を援助いたしまして全国では胃がん検診車三百台、これは主として農村、僻地用にということ

でござります、ちよつと語弊があるかと思いますが、現実に車を利用いたしまして胃がんの検診車につきまし

が、大都市ですと、これは医療機関に受診を勧奨いたしておりますが、医療機関がなかなか遠いところ、主として農村地域、そういったところでは

車を利用いたしまして胃がんの検診車につきましては三百台、それから子宮がんの検診車について

は九十台ほどいま配車しておりますが、がんの検診

は非常に少のうございます。最終的にがんと診断

される者も少のうございます。それから、がんと

ひつかつて二次検診に行く者の割合というものが

非常に多くなっています。がんの場合は疾病によっては必ずしもと違います。がんの場合は

非常に少のうございます。最終的にがんと診断

てやらせていただいております。

それからまた、数がまだいまのところ少のうござりますが、農村検診センターというのが全國にござります。と申しますのは、いま健康手帳を制度と

して持つておりますのは、厚生省サイドで、母子

保健の関係で赤ちゃん、お母さんが妊娠してから

小学校に入るまでの母子健康手帳というのがござ

ります。これを見ましてもなかなか活用が実はむ

ずかしゅうございます。というよりも、できるなら

しながら個別の健康診断あるいは集団健診とい

うことになりますと、まあもちろん十分ではございませんが、一応はやつておりますが、御指摘の

とおりこれから一層各事業について力を入れてい

く必要が大いにありますかと存じております。

それから第二点の貧血の予防に関しまして、たとえば御婦人に対しますところの子宮がんの検

診、胃がんも多うござりますけれども、がん検診

車等を援助いたしまして全国では胃がん検診車三

台、これは主として農村、僻地用にということ

でござります、ちよつと語弊があるかと思いますが、現実に車を利用いたしまして胃がんの検診車につきましては三百台、それから子宮がんの検診車について

は九十台ほどいま配車しておりますが、がんの検

診は非常に少のうございます。最終的にがんと診断

される者も少のうございます。それから、がんと

ひつかつて二次検診に行く者の割合というものが

非常に多くなっています。がんの場合は疾病によつては必ずしもと違います。がんの場合は

非常に少のうございます。最終的にがんと診断

は家族単位に健康手帳を持っていましてもなかなかそれが活用されないというつらみが一方でござります。

と申しますのは、いま健康手帳を制度として持つておりますのは、厚生省サイドで、母子

保健の関係で赤ちゃん、お母さんが妊娠してから

小学校に入るまでの母子健康手帳というのがござ

ります。これを見ましてもなかなか活用が実はむ

ずかしゅうございます。というよりも、できるなら

ながら個別の健康手帳の制度を大人にまで伸ば

ば、そいつた健康手帳の制度を大人にまで伸ば

して循環器疾患あるいはがん、貧血その他のいろいろな年齢に応じた疾病につきまして——健康手帳

というものは御存じのとおりただ記録をとどめる

ことになりますと、まあもちろん十分ではございませんが、一応はやつておりますが、御指摘の

とおりこれから一層各事業について力を入れてい

く必要が大いにありますかと存じております。

それから第二点の貧血の予防に関しまして、たとえば御婦人に対しますところの子宮がんの検

診、胃がんも多うござりますけれども、がん検診

車等を援助いたしまして全国では胃がん検診車三

台、これは主として農村、僻地用にということ

でござります、ちよつと語弊があるかと思いますが、現実に車を利用いたしまして胃がんの検診車につきましては三百台、それから子宮がんの検診車について

は九十台ほどいま配車しておりますが、がんの検

診は非常に少のうございます。最終的にがんと診断

ございます。貧血が多いのが女性だとさえも逆に言われるよう、もう生物学的にこういうのが事実でございますが、たとえば三七%の貧血の方が見つかりましたときは、それを医療機関にかららせることによって、その治療行為につきましては保険が適用になるわけでござります。で、恐らく先生の御指摘は、ただそう言つてもなかなか忙しいし、医療機関に治療に行かないであろう、こころの保健衛生思想の普及ということをやはり地道に気長くやって、つまり衛生教育、それをやること、それから健康診断をやるということと、その後の保健指導を、保健婦さんやらあるいは栄養士を使いまして保健指導に医療機関に行くだけがその治療というか対策でございませんで、いろいろ保健指導によつて立ち直ることもあるうかと存じます。そういった訪問指導なりあるいは集団指導ということを保健婦、医師、栄養士その他の人々が保健サービス関係の職員がいわゆる相談助言に応ずるという、それがやはり保健衛生の基盤であろうと思います。そういうことで一次検診でひつかかった人たちに保健指導をやると同時に医療機関への受診を勧奨するということ、医療機関にその場合に行けば保険の適用を受ける、治療行為について、あるいは検査について保険の適用を受けるということで、なお検討はいたしますけれども、予防事業あるいは集団健診そのものについての保険の適用というのはほかにもいろいろ検討したことがございますけれども、非常にむずかしい問題をはらんでいるのも事実でございました。

な保健指導ということが必要になるわけでありま
す。そういうことをここに書くことも必要でござ
りますが、これを保健所なりあるいは市町村な
り、あるいは県の幾つかの中間階層のレベルで、
極端に申し上げますならばコンピューターでも使
いまして登録をいたしまして、それによってその
一部をこれに記載するということ、いわゆる人間
の健康上の履歴というものを年々積み上げていく
ということを実は検討いたしてあるわけでござい
ます。それにはよく背番号制といって、反対の御意
見も、秘密漏洩等で反対の御意見もあるみたいで
ございますが、もう少しそいつた総合的ないわ
ゆる登録制といいますか、あるいは健康管理、そ
ういった中で健康手帳も考えていくべきだと思つ
わけでございます。その中でも健康手帳いつから、
どういうふうに——国の施策として、できますな
ら補助事業として私は考えたいと思います、たと
えば母子健康手帳が補助事業でありますように。
しかしながら大人の疾病となりますと非常にたく
さんの疾病がござりますので、ただ一片のこう
いったこれでいろんな、がんから、成人病から、
あるいは糖尿病から、いわゆる循環器疾患、高血
圧、そのほかいろいろな病気について記載するとい
うことはおよそ不可能でございますので、やはり
疾病ごとの、たとえば心臓手帳というようなもの
も一部にてきておりますけれども、そういうふた活
用で疾病ごとの、全部の健康ということじゃなし
に、まあ貧血手帳ということが考えられるかどうか
か存じませんけれども、そういうふた健康手帳をあ
わせて考えているわけでござります。ちょっとそ
れをいつから補助事業にするかということは、ま
だそこまで検討が進んでおりませんので御容赦い
ただきたいと思います。

じやなくて、たくさんな病氣の中のたとえば心臓とか、高血圧とか、そういうた非常に国民にとても深刻な病氣についてさしあたっては手帳というものを考えたらどうだろか、こういう検討をしているという段階でござります。
○辻一彦君 それは必ずしも農村婦人だけではなくて、いま全国で、ずいぶん農村の婦人問題で農協や自治体が自主的にずいぶん積極的に取り組んでいる、これに対してもか助成の手を伸べるとか、これを援助していく、こういうことを考へるべきなので、厚生省が全般の問題を考えるとするなら、それはそれで努力してもらって、農林省として具体的にこういう動きに対し対策を立てて助成をしてやつていくと、こういう考え方ではないんですか。
○政府委員(澤邊守君) ただいまお尋ねのございました中で、たとえて申し上げますれば集団健診車につきましては、農林省予算におきまして昭和四十四年度に県を通じまして、県の厚生連に補助をしたことがございます。これは単年度で終わりまして、次年度からはこういうのは厚生省に移管すべきであるというようなことから、単年度事業で終わっております。
それからまた、農家の主婦の健康手帳につきましても、先ほど私が御説明申し上げまして、五十年度からやつておりますモデル事業の前に、それに健康関係の特別指導地区のよつたなものをつくってやつたことがございますが、そこに対しまして、ちょうどいまここにございますけれども、こういう「わが家の健康手帳」というよつたなものを補助でやつたことがございます。もちろんこれは全モニターデル地区、モデル的な地区だけでございますので、全農家ということではございません。そういうことをやつたことがございますが、現在はいたしておりません。
ただいま厚生省からも国民一般の医療、健康管理制度の問題として種々お答えがございましたけれども

も、農村婦人の問題も、それらと関連するところがございますので、私どもの方といたしまして、これまでの経過等も踏まえまして検討いたしたいというふうに思います。

○辻一彦君 セつかくそのモデル地区を指定をして、そういう手帳をつくって、その地区にやつてみているならば、いま モデル地区の調査がまとまるうとしているわけですが、その必要は私はさりに出てくると思いますが、そういう中でそのモデルで体験したといいますか、経験したそれを参考にして、全国的にこの農村婦人の健康を守るために、健康保健手帳のまず仕事を進めて、それに伴つてさらに健康診断等々が、治療予防が進められていく、こういう対策を講ずる必要があると思ひます。

そこで大臣、日本農業の半分以上は婦人が担つておりますが、後の問題にも関係しますが、健康はかなりいい、栄養過多などというのは、それはよっぽど、どつかの特別な例であつて、今日、農村の婦人が、農業労働に、家事労働に、また、ちょっと暇があれば出かせぎに行つて大変な無理をしている。そういう中で、栄養過多が起つていると、いうのは、よっぽどこれは体質的に私は結構な人から知らないが、ほとんどそれは数はごくまれじゃないかと思います。そういう過労になりやすい状況に對して、せめていま言つた健康手帳等々を国がもう少し力を入れて積極的に取り組んでみると、こういう決意といいますか、所信は農林大臣いかがですか。

○國務大臣（安倍晋太郎君） この問題は、先ほどから申し上げましたように、これから食糧の自給ということから考えまして、また、農村生活の安定ということから考えましても、非常に大事な婦人の問題でございますので、これから課題としてひとつ検討をしてみたいと思います。

○辻一彦君 これあたりはひとつ、たくさん農村婦人が、一年に二回ぐらいぜひ健康診断を受けさせて健康を守りたいという、この声に具体的にこたえて、検討を前向きにしっかりとやっていただきたい

いと思ひます。

そこで第一の問題として、主婦の農業者年金加入の問題について触れたいんですが、私の時間が余りないので、十分な論議ができないと思いますが、一二、三點伺ってみたいと思います。

これは昭和四十八年の八月二十九日と四十九年五月二十一日に、私はこの委員会でこの農業者年金の中で主婦への加入の道を開くべきじゃないか、こういう趣旨の質問で論議をしたことがあります。制度が一部改正されて、使用収益権が設定期間されることによって、一部にこの主婦の加入の道が開かれましたが、いまさきちょうど数字を聞きましたが、現在何名加入していますか、簡潔で結構ですけれども。

（政府委員（同上説））それでは簡単にお名前を付された附帯決議の趣旨に沿いまして、政令改正で措置したわけでござりますが、全国の農業委員会三千三百二十九ござりますけれども、そのうち五百十七農業委員会を抽出いたしまして調査した結果では、現在使用収益権の設定によりまして、農業者年金に加入している数は二千八百四十九人、これは抽出でございます。これを全国にこれ拡大をいたしまして推計いたしますと、恐らく大体一万八千人程度ではなかろうかとというふうに思つております。

ちなみに、この二千八百四十九人の抽出調査の結果によりまして、夫から妻へ使用収益権を設定した数が二千六百四十四人、それから妻から夫へ使用収益権を設定した数が二百五人ということになります。

になりますね。私は、この道では、農村の婦人の皆さん、が、ぜひ、男と同じように苦労しているんだから、この年金の道を開いてほしいということは、は、ほとんどこたえることができないと思いますね。先ほどから論議もありました、が、やはり日本の農業の半分を支えている婦人、しかも、もう兼業農家の状況を見れば、男子よりももつと婦人が農業労働に占める分野が重い、大きいと思えば、こういうことに、これに対して私はまあ年金制度からいろいろむずかしさはあります、が、やはり何らかの対策を講じて、この主婦が同じようく年金を入れる、そういう道を開くべきじやないかと思いますが、これについてのお考えはどうでしようか。

えでもらいたいんですが、生きているうちにもらわなければなりません。みんな、片っ方が死んでから、亡くなつてからもらつたて大してありがたくないんです。実際のところ、そこで、私は無条件に主婦に加入の道が開けるようになりますが、生きているうちにもらわなければなりません。それで、いま言われた妻の使用収益権の設定ですが、これは大変繁雑であります。私もきのうおとといですか、福井の中で、農村婦人がどういう使用収益権設定をやっているかを見て、ちょっと話を聞いてきましたが、五反歩のたんぽをその御主人から貰うために、うちが、家庭内争議起こしそうな、なかなか大変な状況で、幾つかの水田を合わせて設定しているのがあります。しかし、これはまだ御主人が勤めに行っているから、そうしておやじさんがおらないから、お母さんがけだから話はわりとしやすい。しかし、実際の今日の農村の意識では、おやじさんが健在で息子さんが勤めに行っている。その主婦が——嫁さんが、主婦がこの使用収益権を設定しようとするとときに、はなかなか、意識の問題でこれは非常にむづかしさがあると思います。だから、道は一部開けたとしても、実際はこれによつては救い上げるどころがなかなかできない。そこで、ひとつたとえ、夫の方が、御主人の方が厚生年金や共済組合に入つてゐるという、そういう証明書があれば、その奥さんは、まず使用収益権設定に準ずるものとして扱つて、この農業者年金の対象に入れることができます。これが、これぐらいの簡便化というか、簡素化の手続を図らなければなりません。これは絵にかいたモチーフになると思いますが、それに伴います農業者年金の制度は、経営移譲といいますか、それに伴います農業者の経営の近代化、農地法の合理化というように農業上の目的というものを相当強く打ち出しているところです。そこでさいますから、そういう点から考えますと、御王人が工場に勤めているということだけで農業

の主婦が明らかにその經營の主である經營主であるということだけを判断するには、やはり若干問題がある。たとえばまた、それじや何も手続を経ないで夫が工場に勤めていて、厚生年金に入つていいことだけ加入された主婦が、經營移譲されたということは、どういう形で經營移譲するのかということとも非常にこれは問題があるわけです。何もうござい。いろいろ制度上から見形の上ではないわけです。子供さんに經營移譲されたということだけが何によって証明されるかといふことも非常にこれは問題があるわけです。何もうござい。いろいろ制度上から見ますと複雑な問題が出てまいりまして、今回も実は研究いたしましたですけれども、そういうところまで至らない。それを飛躍いたしまして、ただ主婦が農業に従事しているということだけでもってこれを農業者年金の加入対象にするということは、これはもうほかの国民年金その他との関係が出てまいりまして、農業者年金制度の存在理由いかんということにもなりかねないわけでございます。そこでなかなか、私どもも、問題の所在というものは把握いたしているつもりでございますけれども、非常にむずかしい困難な問題であるというふうに思っております。したがつて、いま御指摘のななかむずかしいような手続は必要かもしけれども、非常にむずかしい方向で御処理いただいたらということを私どもお願いをいたしているわけでござります。

は、これは二つの性格があると御答弁になつてゐる。また倉石農林大臣が、この本案が本会議で論議されたときにも、出発からしても、政策年金と老齢者農業年金の二面があるということを明白に言つてゐる。以来、これは一貫して答弁されてゐる。そこで、そういう点から考えて二面があると。そこで、政策年金と仮に考えてても跡取りは男だけではこれは後が続かないんで、やっぱり跡取りには相手が、お嫁さんがおつて本当の意味の後継者に私はなると思う。そういう意味で、そういう政策的な後継者に対する道を開いたんありますから、もうちよつと後継者を広く広義に考えて、後継者の奥さん、夫婦、お嫁さんに対してその道を開く必要があると思いますが、この点はいかがですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) これも先ほどから御答弁申し上げましたような農業者年金制度の性格から見まして、限定をされておるわけでございますから、したがつて、その後継者の妻は農業經營主の直系卑属ということではないわけありますし、本制度の加入対象とすることは困難であるところ、いうふうに、基金の性格上からして困難であるというふうに考へざるを得ないわけでござりますが、しかし、最近における農業就業の動向から見まして農業生産における女子の役割りが高まつておることも十分承知いたしておりますので、農業に従事する婦女子の老後保障問題の重要性につきましては十分わかるわけでございますから、これはやはり先ほどの問題とともに遺族年金の問題等とも含めて今後の重要な研究課題としたいと存じます。

○辻一彦君 みんな研究課題になつてしまいまし

たが、もう一つ農業者年金が政策年金と農業老

者年金の二つに二面があると確認されたですが、

それなら農業老齢者年金のこの面をもつと拡充していきたい、拡大をしていくといふ、こういう

中で私はこの主婦の問題ですね、主婦労働、主婦

の問題を拡充していく中で考えていくことができるとんじやないか。たとえばですね、確かに中小企業であるとか、在来のものでいろいろあると思いまが、フランスやドイツの農業者年金をちょっと見てみると、これはこれも二面がある。しかし、政策年金としての経営移譲の年金には全部無投出、全額国家負担ですね、でやっている、ドイツもフランスも。日本はかなり高い移譲年金の掛金をとつておるわけですね。だから、となるならこの分を私はかなり生かして、ドイツやフランスでは無投出、全額国家負担なんだから、そのかわりに政策年金としてこの問題を考えていく必要があるんじやないか。その可能性はあるんじゃないかなと思ふですが、これについてはいかがですか。

○政府委員(岡安誠君) これはお説だとは思いますが、それともこれを押し詰めまして制度に仕組みますと、経営移譲の年金と老齢年金とも二つに別かれてしまうということになります。老齢年金が経営移譲と独立して存在するようなことを考へますと、これはむしろ国民年金の充実強化と

年金制度をどういうふうに充実していくかといふことになりますから、なかなか現在の農業者年金制度をどういうふうに充実していくかといふことになりますから、なつかか現在の農業者年

金制度の仕組みから申しますと困難な面があることは先ほどから申上げたわけでございますが、そうした時代の流れというものがあるわけ

でござりますから、そういうことも踏まえて研究の課題としていきたいと思っております。

○辻一彦君 最後に大臣からまとめて二点だけお伺いしたい。

一つは、これはいま地方へ行きますと、農業委員会の窓口で農業者年金が一体どうなつてゐるの

か、あるいはその移譲年金等が給付が始まると、どついうのかと、いろんな問い合わせがありま

すが、どういうのかと、大変忙しくなつていて、こういうふうに思つております。

それから、いまの農林年金につきまして、国庫補助率の引き上げ、これ一八%から一〇%は、毎年農林大臣と大蔵大臣の大蔵折衝の課題になつてきておるわけであります。私も五十一年度予算におきましては、最後までこの一八%を二〇%漸次これは拡充をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

それから、いまの農林年金につきまして、農民に対する親切に行うというふうな観点からも、手数料等につきまして今後、助成については

農民の皆さん方がこの農業者年金に加入する手続きにつきましては、農協やあるいは農業委員会を

お伺いしますが、例年一八%を一〇%にしてく

でございます。

○辻一彦君 いや、分離をしろとは言つてないん

ですよ。初めからこの農業者年金は政策年金と農

業老齢者年金の二つを持つてゐるということが確

認されているんだから、だから老齢年金の部分を

もう少し拡充をしていけばいま言つた婦人の問題

もその中に含めてやつていく可能性もあるんじや

ないか。これはね、なかなかむずかしい論議で

すが、研究会でも検討されておりますが、もう一

度この主婦の問題を、いま私が三點ほど申し上げましたが、そういうものを含めてさらに検討を加えて前進をしてもらつよう願ひたいと思つて

すが、大臣いかがですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いまのいろいろと御指摘の問題につきましては、婦人の農村における地位がますます重要になってくるということにかんがみまして、これとの関連においてやはり農業者年金制度をどういうふうに充実していくかといふことになりますから、なつかか現在の農業者年金制度の仕組みから申しますと困難な面があることは先ほどから申上げたわけでございますが、そうした時代の流れというものがあるわけござりますから、そういうことも踏まえて研究の課題としていきたいと思っております。

○辻一彦君 最後に大臣からまとめて二点だけお伺いしたい。

一つは、これはいま地方へ行きますと、農業委員会の窓口で農業者年金が一体どうなつてゐるの

か、あるいはその移譲年金等が給付が始まると、どついうのかと、大変忙しくなつていて、こういうふうに思つております。

それから、いまの農林年金につきまして、農民に対する親切に行うというふうな観点からも、手数料等につきまして今後、助成については

農民の皆さん方がこの農業者年金に加入する手続

等につきましては、農協やあるいは農業委員会を

お伺いしますが、例年一八%を一〇%にしてく

れどいふこと、それから財源調整費を二%にやつ

てもらいたいと、これは例年の大臣交渉になつて、

ようやく進めながらなかなか一八%の枠が、一・

七七が越えられないという状況ですが、これは来

るべき年度の中でぜひ積極的に取り組んでやつて

もらいたいと存じますので、それについての大蔵

の所信、この二点を伺つて終ります。

○國務大臣(安倍晋太郎君) この農業者年金制度

は、これから発展をさせ定着をさせるということ

は、非常に重要なわけでございます。したがつて、

農民の皆さん方がこの農業者年金に加入する手続

等につきましては、農協やあるいは農業委員会を

お伺いしますが、例年一八%を一〇%にしてく

れどいふこと、それから財源調整費を二%にやつ

てもらいたいと、これは例年の大臣交渉になつて、

ようやく進めながらなかなか一八%の枠が、一・

七七が越えられないという状況ですが、これは来

るべき年度の中でぜひ積極的に取り組んでやつて

もらいたいと存じますので、それについての大蔵

の所信、この二点を伺つて終ります。

○國務大臣(安倍晋太郎君) この農業者年金制度

は、これから発展をさせ定着をさせるということ

は、非常に重要なわけでございます。したがつて、

農民の皆さん方がこの農業者年金に加入する手続

等につきましては、農協やあるいは農業委員会を

お伺いしますが、例年一八%を一〇%にしてく

れどいふこと、それから財源調整費を二%にやつ

てもらいたいと、これは例年の大臣交渉になつて、

ようやく進めながらなかなか一八%の枠が、一・

七七が越えられないという状況ですが、これは来

るべき年度の中でぜひ積極的に取り組んでやつて

もらいたいと存じますので、それについての大蔵

の所信、この二点を伺つて終ります。

○小笠原貞子君 農業者年金の一一番大きな問題

となると思われます保険料の問題についてお伺いし

たいと思います。

思えばわざか二年前、四十九年に保険料が七百

五十円から千六百五十円と大幅に二・二倍の引き

上げになりました。そして二年たつたいま、また

これが大きく引き上げられる。最終五十四年の一

月以後というのになつてみますと、三千二百九十九円という額で、四十六年の発足当時の七百五十円と比較いたしますともう四・四倍というよくな変な急激な保険料の値上がりになつてゐるわけです。もちろん給付の面においても改善という点があるうかと思ひますけれども、いまの農家経営、農業に働く皆さんの生活など考えてみますと、農産物の価格というのは大方の声だろうと思ひますけれども、この大幅な急激な値上げというものについて、これは仕方ないんだと、これは当然だと……。これどういうふうに考えいらっしゃるかということをまず第一点聞きたいと思います。

それから次のやつぱり保険料の問題ですけれども、保険料率、保険料そのものが一体妥当なのかどうなのかということを考える場合には、やつぱりこういつた公的年金の場合には加入者の支払い能力がどうなんだということで判断するといふことを一つの大重要な要因にならうかと思うわけです。

そこで、農業所得の伸び率との関連でこれを見てみると、たとえば五十年から五十二年にかけて農業所得が一・四八倍にも増大すると見込まれるのかどうか、五十年から五十四年にかけて農業所得が倍増を認められるのか、四十六年と比較してみると、五十二年には三・三倍、五十四年には四・四倍も所得の方も伸びていくというふうに見られているのかという点でございます。

それから時間の関係もありますので、問題続けて伺いたいと思ひますけれども、当然農業者年金に加入される方は国民年金に加入されていることになるわけです。そうしますと、国民年金の本人の定額分、それから付加年金の保険料合

わせますと、五十一年四月で配偶者分入れない、本人だけで三千四百五十円になる、五十二年の四月になりますと五千五十円というよくな多額になってしまいます。こうした今度は保険料の農民

負担と農業所得との関係をどのようにごらんになつていらっしゃるのかどうか、農業所得と保険料との関係で一体どの程度までだつたら妥当といふふうにお考へになるのか、この点についての

はつきりした御見解お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 私から、まず第一点の保険料について農家の負担能力の問題もある

し、これは引き上げというよりはむしろ下げるべきであるというふうな御質問でございます。それ

に対してもお答え申し上げますが、保険料の額につきましては、年金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでなければならぬわけであります。したがつて、

この保険料をできるだけ低額に押さえてほしいと申しますが、これは十分理解はできるわけでございますが、これは十分理解はできるわけでございますが、

この保険料を不适当に低額にとどめるということは私は適当ではない、そのような措置をとれば後代へから続く者に対する非常に過重な負担を、保険の

設計から見まして後代に過重な負担をかけることになりまして、世代間に著しい負担の不公平を感じることにもなるわけでござります。このよ

うな事態を避けるためには給付水準の改定に当たつては、保険料についても適正な増額を図る必

要があると考へております。今回の給付水準一・四八倍に引き上げることに伴いまして、この給付を行つたために現行保険料の約一・九倍の保険料を徴収する必要があるわけであります。

○小笠原貞子君 妥当だといふふうにごらんになつてゐるということですけれども、いまおつしやいましたように、農家単位で見ますと七千二百五十円、年間八万七千円というよくな額が果たして妥当と農家の皆さんが思つていらっしゃるかどうか。そこが問題だと思うわけで、私たち農家の皆さんといろいろのお話をいたしてみます

と、先ほども言いましたように、いまの農業の經營というのは非常に苦しいという中で、年間八万七千円というのは非常に大きな負担だということのこと

についてではできるだけ配慮をいたしてきておりません。

○政府委員(岡安誠君) 保険料の考へ方はいま大臣からお答えしたとおりでございますが、では、

具体的に今回の改正で農業所得に対するウエート

はどくかと、それでよろしいのかという御質問で

ございますが、今回の改正が通りますと、五十二

年一月から農業者年金の保険料は一千四百五十円

になりますと、これに農業者年金保険料を加え

まして二千円以内で抑えるよう配慮をして、慎

重に考えていただきたいということを、当時の池田農

政局長が委員会で御答弁になつていらっしゃつ

る

たわけなんです。大変慎重に農家の負担を考え、二千円以内で抑えるというよくな姿勢というの

は大変私は結構だったと思つわけなんです。ところ

にはつきりと自信を持ってお答えになります

は大変私は結構だったと思つわけなんです。ところ

にはつきりと自信を持ってお答えになります

三・六倍になつて、そのよくな点から見まし

たことは、その当時は、少なくとも農家負担を考

えて慎重に検討いたしました、というよくな御答弁

だつたけれども、今度の場合には、給付の改善が

ある、だから高福祉だとだから高負担で、これ

は当然なんだ、といふうな考え方にはつきり

と変わつてお立ちになつたといふうに考へられ

るんですけれども、その点いかがでござりますか。

○政府委員(岡安誠君) 確かにこの制度発足当時におきましては、農家の方々には国民年金に加入

て農業者年金の保険料をお支払いになるわけでござりますので、その合計額が農家に過重な負担にならないようによつてということを十分配慮いたしまし

てそういうよくな数字になつたわけでござります

が、今回も当然私どもは、水準が上がればその水

準に合わせて、農家負担は幾ら上がつてもよろ

しいと、そんなことを考へたわけではございま

せん。現にこの農業者年金制度、今回の制度改革を

お願いする前の総合的な国庫負担の割合は四一・

九%になつておりますが、今回は後継者に対する

負担軽減等を考えますと全体で四六%という、き

わめてほかの年金制度に比べますと高額な国庫負

担をいたしているわけでござります。常に私ども

は、その水準と合わせて、保険料につきましても、

農業所得、それから農家所得、農家経済余剰といふものと比べまして、過重な負担にならないよう、にというふとを常に配慮しておりますし、今回も平準の保険料を直ちに適用いたしますと激的な農家負担の増高を来たすということで、三年間にわたりて順次これを引き上げるという措置も講じておりますし、私ども、やはり負担能力というものの、を常に考えながらこの制度を運用しているつもりでございます。

なっていくんだろうかという、一との見通しをお伺いしたいと思うんですけれども、今度の改正でも、死亡率、経営委譲率、年齢構成等財政計算基礎となるところが、手直しされていないというふうに御説明いただいたわけですが、死亡率で言いますと、年々寿命は御承知のように延びておられますし、経営委譲率につきましては、政策的に一生懸命高めようと非常に、使用収益権というのも設定された、当然、経営委譲率を高めるというふうにお考えになつていらっしゃるし、結果もそう出てくるだろうと。また年齢構成を見ますと、四十歳以上が八割を占めるということになつてまいりますね。そうすると、受給者というのは年々拡大され続けて、当然、そして一方、被保険者である若い人たちが入ってくるかなどと、この方は大変見通しが暗くて先細りになつてくる。こういう現実の前で、給付改善をしようとするべ、それだけ過去にさかのぼっての過去勤務債務といふものが莫大になつてくるというのは、これ当然数字として出てくるわけですね。そうすると、今後、保険料の大幅値上げの要因というものが、こういうふうに出てくるわけなんですが、こいつら六十歳から六十五歳で二八・九%というふうに見えていらっしゃる。この率でいつでも給付現物の五割くらいもう占められてしまうというようになつていらっしゃるかどうか。

それからついでにお伺いしますけれども、経営委譲率について、六十歳で委譲率二五%、それから六十歳から六十五歳で二八・九%というふうに見えていらっしゃる。この率でいつでも給付現物の五割くらいもう占められてしまうというようになつていらっしゃるかどつか。

となる。だから、さつき言つたように非常に、給付を少しでも改善しよつと思うと過去にさかのばつての勤務債務といふもので膨大になつてきて、一体この農業者年金というのは先どうなるんでしょうか。先、破滅しちやうんじやないか、パンクして大変なことになるんじやないか。そううなければ、莫大な保険料で取つていかなきやならないということになつて心配になるわけですけれども、その辺見通しと対策についてどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○政府委員岡安誠君 まず、今回の数字計算の基礎はどうかということでございますが、詳しい御質問でござりますと厚生省にお願いしてありますので、厚生省でお答えがあると思ひますけれども、これは先回の改正が四十九年度に行われたとすることで余り、計算を行ひます基礎に変化がなさいといふことでいろいろなデータは据え置いておられます。今後さらに再計算をする場合に、必要がわかれでございます。

頼めましたに昇る成員へ

○小笠原貞子君 本当に後継者がどんどん生まれる、若い人たちが学校出て農家に働く、農村で経営者になるということになれば、そんな心配ないんですけど、それだけは、ひとつできるだけ高い給付水準を維持しながら農家に余り過酷な負担にならないよつた保険料を維持する方法はどうかということを、やはり今後とも工夫をこらしてまいりたいと思つております。

◎小笠原貞子君 本当に後継者がどんどん生まれる、若い人たちが学校出て農家に働く、農村で経営者になるということになれば、そんな心配ないんですけど、それだけは、ひとつできるだけ高い給付水準を維持しながら農家に余り過酷な負担にならないよつた保険料を維持する方法はどうかということを、やはり今後とも工夫をこらしてまいりたいと思つたようには考えています。それで私は大変心配するわけなんですね。今までも現実から見ますと、どうしてもいまおつしやつたようには保険者たくさんといふようなところは大変困難な条件に置かれている。これだけではなくて、農業に対する政策全般から見まして、それで私は大変心配するわけなんですね。今までも思つてます。現在でも大変だというたくさんの方大変過酷だと私は言えると思うんですね。それがまた、これからもうちょっととの給付改善で、大きく上がるということをなればこれは大変なことだと思つてます。現在我ちに会いまして言わることは、具体的にこういうことをしていただけないだろかと、たとえば保険料ですね。とてももういま払えないよ、といふようなときに、保険料を猶予してもらいたいと、当然その分は年金に積み上げていくといふようなことはしていただきかなくとも結構だけれども、ちょっと待つていただきたいと。やっぱり八万七千円という大きなお金になってしまつといふこと、そういうことがござりますね。それで、延滞金といふようなものもなしにしてもらいたいと、それから免除——しばらくの間自分の生活もつ組勧赤字で生活費さえも持つてこれないといふようなどきには免除してもらいたいと。そして、払えるようになつてからまた復活できるようになつたのが、具体的ないまの問題として要求が出ております。私は、当然の要求だと思うんですけれども、この点についてはどういうふうに考えましたか。

に考えておりまして、いま現在、そういうことは
考えておりません。

○小笠原貞子君 それじや、ちょっと具体的に伺
いますけれども、六十五歳までに移譲しなければ
なりませんね、それから後継者の方は三十五歳ま
で――三十五歳未満ですか、移譲される方の年齢
が。年齢があるでしょ。六十五歳まで譲らな
きやならないという年齢と、それから譲られる方
は年とつたんじや困ると……。

○政府委員(岡安誠君) いや、それは構わないで
す。

○小笠原貞子君 それはいいんですか。そしたら、
六十五歳の場合で考へても、たとえ譲りたいと
いう息子やまた第三者に収益権を譲りたいと思つ
ても、その人が働いている 働いている関係でも
うちよつと待つてもらえばやれるというようつな
とき、六十五歳までにというのは誕生日ぎりぎり
で、きちつと正確でなければだめなんですか。

○政府委員(岡安誠君) いま先生の御指摘のように、国民年金制度におきましては、生活保護を受けている方々等につきましては、保険料の支払いが困難というようなことで保険料の免除措置が設けられております。しかし、この場合につきましては、その被保険者への給付は国庫負担分だけは要るということになつております。そういう制度を農業者年金制度案の中に取り込んだらどうかと、いう御意見でござりますけれども、この農業者年金というのは、やっぱり生活保護を受けておられるような世帯がいるかどうかというような問題は別にいたしまして、やはり農家らしい農家、または将来とも農家として持続していくと考えられるような農家というものを対象としておりますので、もし問題があれば、一時的な災害を受けて現金支出が非常に困難という場合を考えられますけれども、この場合には、私どもの農業者年金制度には二年間保険料の納付につきましては猶予期間がございます。したがつて、これらの制度を活用いたしますれば、国民年金制度のような免除、軽減という措置は要らないのではないかというふう

○政府委員岡安誠君 これはやはり経営移譲をいいますと、一月おくれたとか、半年おくれたとかいうふうなときにはもうばっさり切っちゃうと、そういうことなんですか。

促進をする、適期に経営移譲をしていただく、そうして若い人に責任をもつて農業経営をしていくんだくということから、まあこれは、大まかに見ますと、その子供さんは大体四十前後になるわけで、四十を過ぎた後継者というのもいかがかでないことも考えられるわけです。やはり若いうちに責任をもつて農業をしていただくということから、親の方は六十五に切っておりますので、これは満て計算いたしますので、一日を過ぎれば資格を喪失をする。子供の方は三十五歳というお話がございましたけれども、これは後継者加入をいたしまして、今回の保険料においてますので、これは満て計算いたしますので、年齢とにしているということをございますので、年齢要件、移譲の場合の要件ではございません。

○小笠原貞子君 はい、わかりました。

それでは次に、老齢年金をもつちよつと伺いたいと思うんですねけれど、高い保険料だと先ほどから言っておりますけれども、これだけ払つて一体年金としてどれだけ支給されるのかというようの点、非常に関心があるわけをございます。で、今回の給付改善は、経営移譲年金、老齢年金とともに、一・四八倍というふうになっていくわけですね。私ども、絶対額を調べてみると、六十五歳までで経営移譲ができない老齢年金だけしか受給できませんという方たちの立場というのは非常に損ですけれども、数字でこう計算いたしますと、私たちも特に主婦なんかというのはすぐ計算しますよ、何は納めて何ぼくれるのだということを。それで私も計算してみたんですよ。そうすると、たゞね、二十年間保険料を払つて、六十歳で移譲をして計算いたしますと、六十歳から六十五歳まででは、五万二千円の十二ヵ月の五年間ももらえますね。その五万二千円の十二ヵ月の五年間ももらえますね。

わけだから、三百十二万もらえるという計算になつたわけです。それから六十五歳以降も当然経営移譲年金として五千二百円ですね、今度は。五千二百円の十二ヶ月で十五年で九十三万六千円というのもらえるわけですね。それにプラス老齢年金というのが一万三千円出る。一万三千円の十二ヶ月で十五年間出ると二百三十四万老齢年金ももらえる。そうすると、経営移譲した方は、いま言つたよくな三つですね、三つ重ねますと六百三十九万六千円入るわけですね。ところが、経営移譲できないところの方は、二百三十四万しかもらえない。一方は六百三十九万、約六百四十万もらえるけれども、一方は二百三十四万しかもらえない。実際にこう差がひど過ぎるのではないか。このことをちょっと問題だと思つんですね。それをひとつお伺いしたいことと、それから、まずそのところの、大変な差があつて不利益になるといふことをどう見ていらっしゃるか、お伺いしましよう。

○政府委員(岡安誠君)　これはやはりこの制度の特色でございまして、毎度お答え申し上げているとおもいますけれども、農業者年金は単に農業者の老後保障だけでなく、やはり経営の近代化、農地保有の合理化というものを企図をいたしておりますので、適期に経営移譲をされている方につきましては、これはやはり制度の重点をいたしまして、年金も国民年金よりも早く支給するということもなりますし、それから六十五歳以降におきましてもさらに上乗せをいたしまして、経営移譲年金の十分の一を加算をすると、いう優遇措置、確かにそういうことになつております。で、これを全く一緒にいたしますと、これはその年齢要件のみによつて年金を交付を受けるというような、いわば国民年金と全く同じような性格の年金になつてしまつわけで、それは国民年金の充実ではどうかという議論にもなりますし、農業者だけにこついう恩典を与えるのはいかがかと、これは農業者年金制度を創設するときにもずいぶん問題があつたわけで、中小企業その他と比べてどうかという議論がずいぶんありました。しかし、これはやは

り政策年金といたしまして、そういう農業政策に寄与していただくということによつてこういう年金の存在をお認めいただいたという経緯もござりますので、これはやはり何もしないで年齢要件のみで、その農業者年金をもらえるという制度を存続させるということは非常に問題がある、非常にむずかしいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 そのところの考え方なんですね。確かに政策年金だということはわかるんですね。それじゃ、後継者をちゃんと持つてそれで譲れるという農家を見ますと、大体やっぱり大きいやつで譲っているらしくて、後継者もそこでやれるというところが後継者に譲れるわけですね。言つてみれば、豊かな農家ですよ。後継者がなかなか見つからないなんというところは、やっぱり言つてみれば、大変経営が苦しいというところ、まあ特殊な例があるかもしれませんけれども、一般的に言つたらそうだと思いますね。そうすると、いまおっしゃったように、移譲できる人、まあ一般的に言えば、豊かな方の後継者もちゃんといるというところには六百四十万上げる、そして、あのところは一生懸命そっちにつき込んでしまうから、自分のところには二百三十三万しか当たらぬといふことで、まことに政策的にも中小の苦しいところが見捨てられていく、冷たい、そういうものだと、いうことを指摘せざるを得ないわけなんですよ。そしてまた、老齢年金だけの対象の数字見ますと、毎月三千円の払いということで、簡単に計算いたしますと二十年間払わなければなりませんね。

それで、やっぱり私なんかも、少しでも「利子のいいところ」といふと、いま一番いいのは信託ですね。信託の金錢と、それから貸し付けと組み合せいたしますと一番いいことなわけですよ。それで計算しまして——組み合わせしないで五年もの信託にしますと八・一%になるんです。計算してみたんですよ。そうすると二十年後、三千四百四十二年払つていきますと元利合計で百七十八万八千円になるわけです。二十年後になりますので、これはやはり何もしないで年齢要件のみで、その農業者年金をもらえるという制度を存続させるということは非常に問題がある、非常にむずかしいというふうに考えております。

ぐに利子分だけをもらうとすると、その利子分だけでも一万二千円もらえるわけですよ。ところが、これの年金みたいに、六十歳まで毎年三千円ずつためて、そして六十五まで寝かしてしまいますと、そこにまた元利に利子がつくということになりますから、五年間寝かせて、そうして利子だけ幾らになるんだという計算したら、利子だけ一万五千円なんですね。そうすると、利子だけで一万五千円もらえるんだから、農業者年金でもらう一万三千円よりたくさんもらえる。しかも、元金というものが残るわけです。元金は残って利子だけで年金よりも二千円も多くもらえるということになつたら、私、みんなそつちやりなさいよ、と宣伝して歩こうかといま思つてはいるんですけども、大変な差になつてくるわけです。これが信託だけですから、さつき言つたような組み合わせ信託なんというのになりますと、八・一%でなくてたぶん一・一%くらいになるわけですね。

そうすると、全くこうやって利子よりも少ない額しかもらえない。そして元金はもちろんなくなつてしまつ。そういうものが、経営移譲したところにみんなつき込まれてしまう。まさにひどいじゃないかという結果になるんですね。どうなんでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 確かに、ある特定の方が絶対に経営移譲はできないという人が、農業者年金に入つて計算をされれば、先生のおっしゃるような計算が成り立つと思うんですけれども、これは農業者年金制度はだれでも経営移譲はできるわけです。年齢六十歳を超えますと子供に移譲してもよろしいし、子供がないときというお話でされども、子供がないときには第三者に移譲されば这是ができる。私どもは、すべてに門戸が開かれている制度で、そのことが農政上私は好ましい方向であるというふうに考へてはいるわけですから、それをやりになれば先生の計算以上の金がいただけるというふうに仕組んである。ただ、やむを得ずいろいろな事情がありましよう。ですから、そういうときに、できな場合には、完全な掛け

捨てでなくして、老齢年金としてこれを給付をする。老齢年金もこれは元本だけではなくて、先生のおつしやるような一割近いような利子計算にはなりますせんけれども、その一定の、何といいますか、利子部分は保証されているというかこうになつておりますので、私どもはやっぱり制度の仕組みそのものは全体から見ましても四六・九%国庫補助があるということは、これは有利であるし、だれでも経営移譲ができる仕組みになつているということを考えれば、先生おつしやるように、これは特定のものにきわめて不利な仕組みになつていると私はとも考へております。

○小笠原貞子君 いや、考へないって言つたって具体的にそくなつてゐるじゃないですか、いま私が言つたみたいにね。経営移譲できないものを三千円ずつ積み立てて、利子だけで一万五千円ももらえるのに、元金みんな取られちゃつて、それで一万三千円しかもらえないとなると……。もうどう考えたって数字の方が正しく出できますよ。それはもう国庫で六四六・九%が出て、確かに出て、そこには老齢年金だけも、それも老齢年金だけも、そういう人にはかぶつてないですよ。みんな経営移譲する人にもう大変なものを出そうというところにかぶつているけれども、だから私が言うのは老齢年金だけしかもらえない人たちにとつてはまさに不利な扱いしかされてない、というところですね、私が言いたいところは、で、事実そくなつてていると思うんですよ。こういうようないろんな意味もあるつかと思いますけれども、衆議院の農水委員会でも附帯決議が出されて、その第一項で老齢年金支給開始までに「速やかにその引き上げを図ること。」というふうに書かれていますが、この点をどういうふうに考えていらっしゃるかどうかということです。

それから、経営移譲すればいいと、まあ開かれてますから経営移譲すればそんな損にはなりませんよ、というお答えでしたけれども、移譲率は六十歳で二五・九%、六十五歳まで約四〇%というううにこらんになっていますけれども、その根拠は

一体どこからどういうふうにお考えになつてお出しへなつたのか。そうすると、約四〇%が六十五歳までに移譲する、六割以上が移譲できない、しないということになるわけですね。そうすると、移譲しないというこの人たちはどういう考え方で、もつてそういうことになつてゐるのか、といふようないわゆる農民の方たちの意向調査と申します。どうか、そういうものをおとりになつたことがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡安誠君) 最初に、農業者老齢年金の扱いでございますが、衆議院でもさういう附帯決議がついております。私どもはいま御指摘になりました農業者老齢年金は実はこの開始が始まるのは昭和五十六年からで、まだ間がござりますので、私どもの基本的な考え方方は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、もちろん農業者、農業団体にもいろんな御意見があろうかと思いまして、それらの意向等も十分参考をいたしまして、できる限りこの水準の引き上げには努力したいというふうに考えております。

それから四〇%というお話、六十五歳まで經營移譲するのは四〇%、どういう根拠かというお話でございますが、これはこの制度を仕組みます際に、厚生省でアンケート調査をいたしまして、その当時におきますその実態を、また意向等を調べたわけでござります。それに基づきまして、また制度が発足したらどうなるであろうかということを勘案をいたしまして決めた数字でござりますので、その後、情勢も変わっているかもしれませんし、また現にこの給付が、いわゆる経営移譲年金の給付がことしから始まております。これはやはりいろんな方面に刺激的といいますか、影響を与えると思ひますので、この移譲率は将来私ども想定はやはり相当高まつてくるというふうに思ひますので、それらがはつきりいたしますすれば当然それらは計算をし直しまして、また設計しなければならないというふうに考えております。

なお繰り返して申し上げますけれども、私どもは四〇%しか計上してはならないとか、六〇%は

○小笠原貞子君 確かに強制的に移譲しろといふうなこともないわけですけれども、なぜ移譲しないかというような意識調査など見てみまして、それで、これはたくさん率が上がることを希望しそうすることがまたこの年金が喜ばれるゆえんであります。あろうというふうに考えているわけでござります。

ただれども、実はそれが確実でなかつたといふようなことになります。で、日本の農業を守るためにも、やつぱり具体的には後継者がいるといふのが大きく出てますね。で、後継者がいると思ったんだけれども、実はそれが確実でなかつたといふようにも若返らせる必要があるし、後継者をどんどんふやさなければいけないということは、私が確かにだと思うんですけれども、ただ、こういう移譲すればお金あげますよ、というようなことで、これで解決つく問題ではないし、もつともとやつぱり根本的な問題を考えなければならないし、そのため農民が高い保険料を払つて、そして決して有利と言えないような扱いを受けるということでは私は、せつから御努力なつても役に立たないのではないかという立場からいま申し上げたようなわけなんで、その辺についてこれから農村の経営をどう安定させて、どう後継者をつくっていくか。そして、また移譲しなさいよ、ということは第三者に譲るんでも、やつぱり移譲するということはお年寄りにとって非常にさびしいことですございますし、まして後継者が息子でなくて農業をやめて、というようなことになると、口でははつきり離農せよとは言わないけれども、結果的にはまだ働けるようなお年寄りが農業から離れていくと、大生きがいをなくすというような結果になつてしまつてはいけない。そういう邊を考えていただきたいと思いますし、これについての大臣のお考えも伺わせていただいて私は

（國務大臣 安倍晋太郎君）いまいろいろと御指摘があつたわけでござりますが、特に後継者の育成確保ということは、これから農政を進める上において最大の課題であると言つてもいいんじやないかと思いますが、その場合は、この農業政策というものを総合的に進めていく中に後継者に自つてもらう、そして農村に魅力を持ち、農業に魅力を、意欲を持って取り組んでいただく、そういう体制づくりというものをやはりやらなきやならない。それには基盤整備も大事ですし、あるいはまた価格政策の整備も大事ですし、あるいはまた金融、税制等の改善といったことも必要でございますし、そつした一環としての——この農業者年金の改善というのもそつした後継者の育成確保という一環としてここにお願いをいたしておるわけですが、後継者の確保に対してはこれが進んでいくよつにわれわれもあらゆる面に力を尽くしていくなにぎやならぬと思いますし、また老後の保障につきましてもいろいろと——この農業者年金制度が二つの面を持っておりまして、一つの方はやはり老後保障であるし、一つは政策目標である。で、いわば經營移譲といいますか、目的といいますか、はそうした政策目標にもしろウエートがかかつておる。この年金の制度は、そういうことが言えるわけでございますが、老後保障も大事でござりますから、そういう点等は国民年金の制度との関連もあるわけでございますが、そういう点等も踏まえながらこれからも改善すべき点は改善するようになりますが、これは関係当局とも検討もしなきやならぬ面もあると思つわけでございます。

同時に、老後の人たちに対してただ、年金支給ということだけじゃなくて、やっぱり農家の老年寄りに生きがいを与えるというようなことで、たとえば農耕をしながら、あるいは畜産をしながら、

一つの生きがいを持つていただくというようなことで、シイタケ栽培であるとか、あるいは牛の肥牛経営であるとか、そうした面についても政策的にいろいろと施策を進めておるわけでございますから、こうした全体的な総合的な政策といふものであります。これは食糧自給力確保といふ一種自給力を高める、国民食糧を確保するという、最も大事に取り組んでいくことになつたわけでありますから、そういう点も踏まえてこれからも努力をしてまいりたい、こういうふうに思つております。

○委員長(小林国司君) 他に御発言もなければ、両案の質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林国司君) 御異議ないと認めます。

これより農業者年金基金法の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小笠原貞子君 私は、日本共産党を代表して、農業者年金法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行つものです。

反対の第一の理由は、本法案が今日の深刻な状況インフレのもとで當農と生活が脅かされている農民に対し、余りにも重い保険料を強いるものになるからです。すなわち、保険料は現行の一・四八倍に引き上げられ、以後段階的に二倍にまで引き上げられるというこの法案が通りますと、農民負担は三千二百九十四円と、昭和四十六年の制度発足当時の実に四・四倍という急激な負担増となるのです。しかも、農業者年金制度は国民年金の上積み制度であり、加入者は当然国民年金の定額、比例部分にも加入しております。国民年金の保険料引き上げを加えますと、毎月の負担は現行の四千八百五十円から五十二年四月には一・五倍の七千二百五十円にもなり、このよろな大幅な負担増はとても容認できません。

反対の第二の理由は、本年金制度が経営移譲を

促進するという政策年金としての性格がありますから、強められ、加入者の中でも經營移譲しない者が一層ひどい不利益をこうむるということになるからです。

六十五歳までに經營移譲せよといつても、現在の多くの農民は譲るべき後継者がいないというのが現実です。政府の計算上でも六十五歳までに經營移譲ができる、老齢年金しか受けられない者は

當年金を二十年間支給する月々六割以上と見込まれています。この方々にとって

は、今回給付改善されたとはい、毎月三千円の保険料を二十年間払い、六十五歳から受ける月々の年金はわずか一万三千円にすぎないのです。

一方、經營移譲した加入者には六十歳より月々五万二千円の年金が支給されるというものです。

これでは經營移譲できる比較的有利な条件にある

少数の農民への年金支給のために、經營困難なる農民が過大な負担を負わされるという結果となり、まさに相互扶助の精神にも反するものだからです。

第三の理由は、本改正案で改善面として評価し得る保険料の軽減措置において、その対象となる後継者に不当な制限を加え、後継者対策に新たなる選別を持ち込んでいることです。

六十歳で經營を移譲させるという政策的な理由から、年齢を三十五歳未満に限定し、しかもその上、政令で平均以上の經營規模を持つ農家と規定し、所得の高い層の保険料を所得の低い層よりも軽減するというもので、この点から見ても社会保障の根本理念にも反するものと言わざるを得ないから、日本農業の将来を担つべく決意を固めること。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案の意見の一一致を見ましたので、便宜私から提案いたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(小林国司君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議が各会派の意見の一一致を見ましたので、便宜私から提案いたします。

案文を朗読いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

農業者の老後の生活の安定及び農業経営の近代化が食糧自給力向上に果たす役割的重要性にかんがみ、政府は、年金給付等の一層の整備充実を図り、本制度への加入の促進対策をさらに強化するとともに、本法施行に当つては、左記事項の実現に努めるべきである。

二、本制度の年金給付の額の自動改定の時期については、国民年金等他の公的年金の改定時期の繰上げが行われた場合には、それに即応したこと。

三、本制度の年金給付の額の自動改定の時期に占める農業者老令年金の重要性にかんがみ、すみやかにその年金給付水準を更に引き上げること。

四、農業經營に占める主婦の地位の重要性、農業の家族經營の一体性及び保険料の掛捨て防

止等の観点から、遺族年金制度を創設するこ

と及び農業に専従的に従事する主婦等に対し

年金加入への途を開くことについて検討する

こと。

五、農業後継者に係る保険料軽減措置について

は、農業後継者の確保と年金加入の促進に資するため、対象要件の緩和に努めること。

六、農業者年金について、所得等に応じ、充実した年金給付が受けられるような措置を検討すること。

七、農業者年金の積立金の運用に当たつては、農業者への還元を目指し、融資の円滑化に努めること。

八、加入促進、經營移譲等年金業務の適正円滑な運営を図るため、業務体制とくに都道府県、市町村段階における業務体制の整備充実を図ること。

九、右決議する。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林国司君) 全会一致と認めます。

それでは、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

一、本制度の政策年金としての性格にかんがみ、

農業者の負担の過度の増嵩をきたさないよう

うに、中小零細農切り捨ての手段としての性格を

強め、農民に対する真の老後保障のための年金制度の確立という方向とはますます相反するものと

も考慮して検討を加え、保険料の軽減を図る

こと。

○國務大臣(安倍晋太郎君) ただいまの附帯決議

につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(小林国司君) 次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もないようですから、本案の討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(小林国司君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
ただいま可決されました昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案が、各会派の意見の一致を見ましたので、便宜私から提案いたしました。案文を朗読いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団

体職員共済組合からの年金の額の改定に

対する附帯決議(案)

政府は、農林漁業団体の運営の円滑化と役職員の老後保障の向上に資するため、本制度の特殊性にも配慮し、健全な年金財政の確立、給付内容の充実等、その改善が一層促進されるよう、左記事項につきすみやかに検討を加え、その達成を期すべきである。

一、年金財政の健全性の保持に留意し、給付に要する費用に対する国庫補助率を百分の二十以上に引き上げるとともに、財源調整費を増

額するよう努力すること。

二、掛金に対する都道府県補助その他の公的財政援助措置の実現を期すること。

三、遺族の生活保障を考慮し、遺族年金の給付水準の引上げに努めること。

四、旧法年金については、最低保障額につき新法水準を考慮する等新法年金との格差を是正するよう努力すること。

五、本制度の改善整備については、年金受給者の意向の反映に努めるよう指導すること。

六、農林漁業団体職員の給与等その改善を指導すること。

五、本制度の改善整備については、年金受給者の意向の反映に努めるよう指導すること。

六、農林漁業団体職員の給与等その改善を指導すること。

倍農林大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

現行農業災害補償制度につきましては、制度創設以来すでに三十年近くの歳月を経過しておりますが、その間に、この制度が災害対策として農業経営の安定のため多大の寄与をしてまいりましたことは御承知のこととあります。

しかしながら、農業災害補償制度の基盤となる制度の改善が各方面から強く要請されているのであります。政府におきましてもこれら的情勢にかんがみ、農業及び農業共済に関する学識経験者の意見を徴して慎重に検討してまいりましたが、そ

でいる農業及び農村社会の実情は、近年、大きく変貌してまいっております。これらに対応した

制度の改善が各方面から強く要請されているのであります。政府におきましてもこれら的情勢にかんがみ、農業及び農業共済に関する学識経験者の意見を徴して慎重に検討してまいりましたが、そ

でいる農業及び農村社会の実情は、近年、大きく変貌してまいっております。これらに対応した

制度の改善が各方面から強く要請されているのであります。政府におきましてもこれら的情勢にかんがみ、農業及び農業共済に関する学識経験者の意見を徴して慎重に検討してまいりましたが、そ

でいる農業及び農村社会の実情は、近年、大きく変貌してまいております。これらに対応した

制度の改善が各方面から強く要請されているのであります。政府におきましてもこれら的情勢にかんがみ、農業及び農業共済に関する学識経験者の意見を徴して慎重に検討してまいりましたが、そ

でいる農業及び農村社会の実情は、近年、大きく変貌してまいおります。これらに対応した

制度の改善が各方面から強く要請されているのであります。政府におきましてもこれら的情勢にかんがみ、農業及び農業共済に関する学識経験者の意見を徴して慎重に検討してまいりましたが、そ

でいる農業及び農村社会の実情は、近年、大きく変貌してまいおります。これらに対応した

制度の改善が各方面から強く要請されているのであります。政府におきましてもこれら的情勢にかんがみ、農業及び農業共済に関する学識経験者の意見を徴して慎重に検討してまいりましたが、そ

でいる農業及び農村社会の実情は、近年、大きく変貌してまいおります。これらに対応した

制度の改善が各方面から強く要請されているのであります。政府におきましてもこれら的情勢にかんがみ、農業及び農業共済に関する学識経験者の意見を徴して慎重に検討してまいりましたが、そ

う農家単位引受け方式を採用することができる道を開くことといたしております。

その三は、水稻病害虫防除に関する共済金支払の特例の新設であります。

近年における水稻の被害の発生態様の変化等に

かんがみ、共同防除体制が確立した地域において

病害が異常に発生した場合に、病害虫防除を共

同して行つたときは、当分の間、その防除に要し

た費用のうち一定額を共済金として支払うこと

いたしております。

第二は、蚕糸共済の充実であります。

最近における養蚕経営の変化、養蚕技術の進歩、被害の発生態様の変化等に対応して、補償の充実

を図るため、共済事故の拡大、補償限度の引き上げ、蚕期区分の導入等の措置を講ずることとした

いたしております。

第三は、畜産共済の改善であります。

近年における食糧需給の動向に対応して、生産の伸長の著しい肉豚を畜産共済の共済目的に加え

ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容について御説明申

し上げます。

まず第一は、農作物共済の充実と合理化であります。

その一は、補償水準の引き上げであります。

農作物共済の単位当たり共済金額は、従来、米麦の価格の九割を限度として定めていましたが、こ

の限度を米麦の価格まで引き上げることとし、実損でん補割合の引き上げを図ることとしたとしてお

ります。

その二は、引受け方式の改善に関するものであり

ます。

現行制度は、気象上の原因による災害、病虫害等のすべての災害による果実の減収を共済事故と

しております。現行制度は、気象上の原因による災害、病虫害等のすべての災害による果実の減収を共済事故と

しております。

第五は、果樹共済の合理化であります。

現行制度は、気象上の原因による災害、病虫害等のすべての災害による果実の減収を共済事故と

しております。

第六は、農業共済基金の業務範囲の拡大であります。

現行の農業共済基金の業務は、保険金及び共済基金法の一部を改正する法律案及び野菜生産

出荷安定法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

な資金の貸し付け等の業務を追加することといった
しております。

なお、以上のほか、農業共済団体の組織運営の改
善、家畜共済に係る組合等の手持ち責任の強化等
所要の改善整備を行うこといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由及び主な内容
であります。

次に、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

野菜生産出荷安定法に、指定要葉について、里
会の制度等を定め、その生産及び出荷の安定を図
り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活
の安定に資することを目的として昭和四十一年に
制定されました。本法に基づく野菜生産出荷安定
制度については、年々その対象野菜、対象地域等
の拡大、価格補てん事業の内容充実等を行ってき
たところであります。

しかししながら、野菜の消費の多様化及び平準化流通の広域化の進展等最近における野菜に関する諸事情の変化に対応して、野菜の供給の安定を図ることが急務となつておりますので、制度の対象となる消費地域の拡大及び野菜供給安定対策の実施体制の整備等を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の主要な内容について御説明申上げます。

第一は、指定消費地域の要件の改正であります。

従来、指定消費地域は、人口の集中の著しい大都市及びその周辺の地域に限られておりましたが、これを、今回、野菜の消費上重要であり、かつ、相当の人口を有する都市及びその周辺の地域に改めることといたしております。これにより、価格を補てん事業の対象となる出荷先である消費地域を拡大し、当該地域における野菜の供給の安定を図ろうとするものであります。

本基金は、野菜生産出荷安定資金協会と昭和四十七年以降消費地域において需給の不均衡に直接対処する事業を行ってきた財團法人野菜価格安定基金の機能を統合した上、新たな業務をも行うこととして設けられるものでありまして、野菜の生産、流通及び消費について学識経験を有する者の発意により設立される法人といたしております。

本基金は、既存の二法人が行ってきた指定野菜の価格補てんの業務、野菜の買い入れ、保管及び売り渡しの業務、野菜の保管施設の設置及び管理の業務等に加えて、新たに、指定野菜及びこれに準する重要な野菜を対象として都道府県の法人が行う価格補てん事業に対する助成の業務等を行うこといたしております。

本基金の行う指定野菜の価格補てん事業につきましては、本基金の登録を受けた出荷団体を通じて生産者補給金を交付することいたしております。

また、本基金に評議委員会を設けてその運営に関する重要事項を審議させることとする等の規定を設けております。

このほか、野菜供給安定基金の設立に伴い、野菜生産出荷安定資金協会及び財團法人野菜価格安定基金はその一切の権利義務を新基金に承継して解散することとする等所要の規定を整備しております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 小林国司君 次に、補足説明を順次聽取いたします。吉岡農林経済局長。

○政府委員(吉岡裕君) 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず第一に、農作物共済の充実と合理化に資するための措置について御説明申し上げます。

その一是、補償水準の引き上げに関するものであります。

現行の農作物共済において、災害を受けた際に支払われる共済金の額は、一筆単位引受け方式にあつては、各耕地ごとに、基準収穫量の三割以上の減収があつた場合に、また昭和四十七年に導入されたいわゆる半相殺の農家単位引受方式にあつては、農家ごとに、被害のあつた耕地の減収量の合計がその農家の総基準収穫量の二割を超える場合に、それぞれその超えた数量に単位当たり共済金額を乗じて算出することとなつております。この場合の単位当たり共済金額は、米麦の価格の九割を限度として主務大臣が定めた金額のうちから選択することとなつております。

改正案では、この場合の単位当たり共済金額の限度を米麦の価格の十割まで引き上げることいたしました。この結果、全損の場合の実損とん相殺割合は、最高の単位当たり共済金額を選択した場合、一筆単位引受方式では七割、いわゆる半相殺の農家単位引受方式では八割、次に述べます新

なお、農業経営の安定及び制度の効率化を図る見地から、農家単位引受方式がより多くの組合等に導入されるとともに、この方式による共済事業が円滑に実施できるよう、本方式を導入した組合等の地域内の収穫皆無耕地については、農家単位引受方式によっては其賃金が支払われないような場合であつても、当分の間、その耕地ごとに共済金を支払うこととしたしました。

その三は、水稻病虫害に対する損害防止給付に

い方式の農家単位引受方式では九割となり、従来に比し相当程度補てん内容を充実し得るものと考えております。

その二は、引受方式の改善に関するものであります。

現行の引受方式は、一筆単位引受方式といわゆる半相殺の農家単位引受方式であり、そのいすゞ組合等が選択することとなっておりますが、かを災害を受けた農家の所得を合理的に補てんするという本制度の目的に照らし、大きな災害に対しづつ効用を十分に發揮する共済金の支払い方式として、新たに、農家単位で增收分と減収分とを相殺するいわゆる全相殺の農家単位引受方式を導入することとしたいたしました。すなわち、近年普及が進みつつあるカントリー・エレベーター等の施設を利用する等により農家ごとの収穫量を適正に把握できる地域においては、組合等の申請に基づき林大臣が地域を指定し、農家ごとの総基準収穫量の一割を超える場合に共済金を支払うこととたしております。

なお、農業経営の安定及び制度の効率化を図る見地から、農家単位引受方式がより多くの組合に導入されるとともに、この方式による共済事業が円滑に実施できるよう、本方式を導入した組合等の地域内の収穫皆無耕地については、農家単位引受方式によっては共済金が支払われないような場合であっても、当分の間、その耕地ごとに共済金を支払うこといたしました。

その三是、水稻病虫害に対する損害防止給付に関する特例の新設であります。

現行の農作物共済は、災害発生に伴う農作物の収穫量の減少について共済金を支払う方式をとっています。しかしながら、近年における水稻の被害発生態様を見ますと、耕種技術の改良、風水害の減少により、その被害量は全体としてかなり減少しているものの、病虫害による損害は相対的に増大する傾向にあること等にかんがみ、従来から本制度における病虫害防止機能を拡充強化すべきである旨の強い要請があつたのであります。このため、今回、共同防除体制が整備された地域において、病虫害が異常に発生し、組合員等がその病害虫の防除を共同して行つたときは、当分の間、その防除に要した農薬費、動力燃料費につき一定の限度で共済金を支払うこといたしました。

このほか、農作物共済につきましては、水稻に係る病虫害の事故除外、いわゆる全相殺の農家単位引受方式及び水稻病虫害損害防止給付を農林大臣の指定する地域で行うこととしたことに伴い、組合等の区域内にこれらの地域が存する場合には、それにより区分される危険の程度に応じて共済掛金率等を定めるとともに、保険関係及び再保険関係もこの区分ごとに成立することいたしました。

第一に、蚕繭共済の充実に資するための措置について御説明申し上げます。

その一は、共済事故の拡充に関するものであります。

近年、東北地方等の豪雪地帯を中心に、冬期間に桑の樹皮等が野そによる食害を受け、その結果

桑葉が減収するといった被害が発生しておりますので、新たに、共済事故として桑葉の獸害による減収を加えることといたしました。

なお、この共済事故は、現行の共済責任期間の始期である桑の發芽期より前の冬期間に多く発生いたしますので、この共済事故を選択する地域においては、共済責任期間の始期を前年の桑の落葉期まで早めることといたしました。

その二は、蚕期区分の導入に関するものであります。近年、養蚕施設の効率的利用、労力の平準化を図る等のため、多回育養蚕が普及し、かつ、それが定着している地域がございますが、そのような地域におきましては、その経営実態に即応して共済目的に蚕期区分を設け、その区分ごとに共済金の支払額を決定することといたしました。

その三は、補償水準の引き上げに関するものであります。現行の蚕期区分における単位当たり共済金額は、繭の価格の六割を標準として主務大臣の定める金額のうちから選択することとされますが、他の農業共済事業との均衡を考慮して、これを繭の価格の七割まで引き上げて、補償の充実を図ることといたしました。

第三に、家畜共済の改善に関する措置について御説明申し上げます。その一は、共済目的の拡大であります。現行の家畜共済では、牛、馬及び種豚が共済目的となつておりますが、食肉資源に占める肉豚の重要性が高まりつつあること、肉豚の飼養形態が零細副業から多頭飼育へ変化したこと等にかんがみ、今回、家畜共済の共済目的に肉豚を加えるとともに、その共済事故を死亡とすることいたしました。なお、肉豚につきましては、従来の乳牛の雌、肉用牛、一般馬及び種豚と同様に包括共済対象家畜とし、加入農家が飼養する肉豚はすべて家畜共済に付されることといたしておりますが、飼養頭数が多数に及ぶ上、その飼養期間も短期間であること等にかんがみ、飼養区分ごとに引き受けと損害評価を

行なうよう諸規定を設け、その適正かつ効率的な運営を期しております。

その二は、共済掛金の国庫負担の改善であります。

現行の家畜共済の共済掛金国庫負担は、牛は、括共済の場合原則五分の二とし、特に、飼養規模が、乳牛の雌に關しては三頭以上四十九頭以下の者、肉用牛に關しては三十九頭以下の者に対して二分の一とし、主として自給飼料によらないで乳牛の雌を飼養する者に対して三分の一とし、また、個別共済の場合五分の二としており、種豚は、三分の一を国庫が負担しております。

以上述べました現行の共済掛金の国庫負担方式は、昭和四十六年における制度改正により定められたものであります。畜産振興の重要性及び最近における畜産經營の実態にかんがみ、今回、共済掛金の国庫負担を牛については二分の一、種豚については五分の二に引き上げるとともに、肉豚については三分の一の国庫負担を行ふことによることといたしました。

その三は、組合等の共済責任の拡充であります。現行の家畜共済では、末端の共済事業を行う組合等は特別の事由のある場合を除き、その総共済金額のすべてを農業共済組合連合会の保険に付し、連合会は、これを県ごとに取りまとめた上

その二は、組合等が保険支拂に支拂のない範囲内において、会員等が保険事業に不足を生じたときには資金の貸し付けまたは債務の保証を行ふことに限られておりますが、近年に

その三は、組合等の共済責任の拡充であります。現行の家畜共済では、牛、馬及び種豚が共済目的となつておりますが、食肉資源に占める肉豚の重要性が高まりつつあること、肉豚の飼養形態が零細副業から多頭飼育へ変化したこと等にかんがみ、今回、家畜共済の共済目的に肉豚を加えるとともに、その共済事故を死亡とすることいたしました。なお、肉豚につきましては、従来の乳牛の雌、肉用牛、一般馬及び種豚と同様に包括共済対象家畜とし、加入農家が飼養する肉豚はすべて家畜共済に付されることといたしておりますが、飼養頭数が多数に及ぶ上、その飼養期間も短期間であること等にかんがみ、飼養区分ごとに引き受けと損害評価を

て御説明申し上げます。

現行制度においては、気象上の原因による災害、病虫害等のすべての災害による異常の減収を共済事故とし、加入者が共済事故を選択することは認めないこととなつておりますが、最近における果樹栽培技術の向上、果樹經營の実態等にかんがみ、

括共済の場合は原則五分の二とし、特に、飼養規模が、乳牛の雌に關しては三頭以上四十九頭以下の者、肉用牛に關しては三十九頭以下の者に対して二分の一とし、主として自給飼料によらないで乳牛の雌を飼養する者に対して三分の一とし、また、個別共済の場合五分の二としており、種豚は、三分の一を国庫が負担しております。

以上述べました現行の共済掛金の国庫負担方式は、昭和四十六年における制度改正により定められたものであります。畜産振興の重要性及び最近における畜産經營の実態にかんがみ、今回、共済掛金の国庫負担を牛については二分の一、種豚については五分の二に引き上げるとともに、肉豚については三分の一の国庫負担を行ふことによることといたしました。

第五に、農業共済基金の業務及び組織の整備強化に関する措置について御説明申し上げます。まず、農業共済基金の業務範囲の拡充に関するものであります。

現行の農業共済基金の業務は、農業共済組合会等は組合等が保険金または共済金の支払いに不足を生じたときには資金の貸し付けまたは債務の保証を行ふことに限られておりますが、近年に

その二は、組合等が保険支拂に支拂のない範囲内において、会員等が保険事業に不足を生じたときには資金の貸し付けまたは債務の保証を行ふことに限られておりますが、近年に

その三は、組合等の共済責任の拡充であります。現行の家畜共済では、牛、馬及び種豚が共済目的となつておりますが、食肉資源に占める肉豚の重要性が高まりつつあること、肉豚の飼養形態が零細副業から多頭飼育へ変化したこと等にかんがみ、今回、家畜共済の共済目的に肉豚を加えるとともに、その共済事故を死亡とすることいたしました。

また、農業共済基金の組織につきましても、その構成等についての規定を整備することといたしました。

また、農業共済基金の組織につきましても、その構成等についての規定を整備することといたしました。

最後に、この制度改正の実施時期であります。

第四に、果樹共済の合理化に関する措置について

準備期間等を考慮いたしまして、原則として昭和五十二年度からといたしております。

以上をもちまして提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(小林国司君) 今村食品流通局長。

○政府委員(今村宣夫君) 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきま

す。

第一は、指定消費地域の要件の改正であります。

従来、人口集中の著しい大都市及びその周辺の地域で政令で定めるものとされておりました指定消費地域を、野菜の消費上重要であり、かつ、相当の人口を有する都市及びその周辺の地域で政令で定めるものと改めることとし、相当規模の地方都市についても指定することができます。

第二は、野菜供給安定基金についてあります。

従来、人口集中の著しい低落があつた場合において、基金の登録を受けた出荷団体を通じる生産者補給金の交付を行なうことがあります。

その一は、指定消費地域における指定野菜の野菜供給安定基金は、次の業務を行なうこととしております。

その二は、野菜供給安定基金についてあります。

その三は、指定消費地域における野菜の安定的供給を図るために、その買入れ、保管及び売渡しを行なうことです。すなわち、

その二は、指定消費地域における一定の指定野菜の安定的な供給を図るためにその買入れ、保管及び売渡しを行なうことです。すなわち、

その三は、指定消費地域における野菜の安定的供給を図るためにその買入れ、保管及び売渡しを行なうことです。すなわち、

その二は、指定消費地域における一定の指定野菜の安定的な供給を図るためにその買入れ、保管及び売渡しを行なうことです。すなわち、

その三は、指定消費地域における野菜の安定的供給を図るためにその買入れ、保管及び売渡しを行なうことです。すなわち、

貯蔵庫の設置及び管理を行って」とあります。

その四は、都道府県の公益法人が指定野菜及びこれに準する重要な野菜の安定的な供給を図るために行う価格補てんの事業で、一定の要件を満たすものについての助成を行うこととあります。

そのほか、野菜の安定的な供給を図るために必要な業務等を行なうこととしております。
以下、業務に関する事項以外の野菜供給安定基金に関する規定の概要を御説明申し上げます。

設立につきましては、野菜供給安定基金は、野菜の生産、流通及び消費について学識経験を有する者七人以上が発起人となり、定款及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を申請し、所定の手続を経て成立することいたしております。

管理に関しては、野菜供給安定基金の役員の定数、任免等について定めるとともに、その運営に関する重要事項を審議する機関としての評議員会を置き、生産者と消費者の意向を調和して適正な運営を確保することとしております。

このほか、財務及び会計に関する事項等を規定しております。

第三は、野菜生産出荷安定資金協会及び財團法人野菜価格安定基金から野菜供給安定基金への権利義務の引き継ぎ等についてであります。

野菜生産出荷安定資金協会及び昭和四十七年八月十六日に設立された財団法人野菜價格安定基金の一切の権利及び義務は、野菜供給安定基金の成立のときににおいて同基金に承継されるものとし、そのときに於いて、既存の二団体は解散することいたしております。

このほか、施行期日に関する規定その他所要の規定を整備することとしております。

以上をもちまして、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

は順次御発言願います。

○神沢淨君 私は、まずこの農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法案から質問に入りたいと、こう思つのですが、率直に言つて、今回の改正には私は、一定の評価ができるんじやないかという感じを持つてゐるわけです。しかし、そうは言つても、この改正でもつてこの農災制度、まあ基金法まで含めて、農家の不満が解消できるような十全なものになつたなどとはどういえないと、こう思つわけです。大体、この制度が生まされましたのは、先ほどもお話をありましたように、提案理由の説明の中で、たしか二十二年以降ですからもう二十年は経過をしてきているわけなんですが、当初この米麦等主要農産物の補償を中心にして、言つなればあの時点におきましては、食糧危機の克服というよつたことにこれ重点が置かれてスタートをしていると思つわけです。

ところが、その後の経過といふものを見ますと、これは政府自体の政策ですけれども、いわゆる農協法農政が展開をされてまいりまして、適地適産、畜産三倍、果樹二倍式の政策展開になつてきておるわけですから、これはもう農業の態様というものが非常に著しい変化を展開をしてきてるんですけども、その変化に果して、この補償制度というものがついてこれたかというと、私は、これはもう忌憚なく言つて、それこそいわゆる息を切らしながら駆けてはみたけれども、とうていついてこれなかつたというような感じを強く持つております。当局が非常に努力をしようとしたといふことは私は認めるのです。恐らくこの法案くらい改正の回数の多い法律はほかには余りないだろうと思うのですから、とにかく努力をしようとした姿勢はあつたと思います。あつたですけれども、しかし現実の問題として展開されてまいりました、しかも急速に変わつてまいりました日本の農業の態様といふものにマッチできなかつた。こういうふうな点がこの制度に対し、やはり農民のサイドから絶えず不満が出ておつた、というところに大きな理由があるだらうとこう思つわけであります。

१०

農業共済基本政策研究会というのが四十七年に答申を行つております。その要点の一、二に、「多様化していける農家の保険需要を把握すること」が重要である。「こういうよくなことがあります挙げられております。それには「発想の転換が必要である」と、こう提唱しているわけであります。私は、今までの改正案が一定の評価はできると冒頭申し上げましたが、発想の転換という、いわゆる抜本的な制度の確立という方向へのスタートとしては評価できても、いわゆる発想の転換というよくな内容になつてゐるとは思えないと思うわけであります。たとえば最近の農業というのは大きく変わつてしまつて、私どもが聞いておるところでは、東海地方とか、あるいは近畿地方とか、瀬戸内の海岸の地域などというところは、もうこの制度といふのは余り意味がないというふうなことになつてきておる、こう言われている。無理はないです。野菜だとか特産だとかいうふうなものが主たるものですから。往年の米麦を大体基本に置いたようなものでは、大体もうその意味をなくしてしまつておる。これは事実だらうと思うのです。確かに言われてみますと、私は山梨ですけれども、山梨などできえも、県庁の所在地である甲府市の近傍、甲府盆地——甲府盆地というのは山梨における米作の中心地帯だったわけです。ところが、その後の都市化と並行いたしまして、農業の様態といふものは全く一変をしてきております。一緒に野菜の関係の法案が出ておりますけれども、大体いわゆる近郊農業とも言つうのでしようか、野菜などを中心にいたしました施設園芸などが非常に盛んに行はれてきておる、というよくなことになつてまいつておる現状から考えてみまして、確かに東海、近畿、瀬戸内などでもつて、もうこの農災制度というのは余り意味がないというよくなことが言われておる点が私は非常によく理解できるような気がするわけであります。

ように、いわゆる新たに展開される農業のその
いうもののについてこれなかつた、具体的には
ゆる対象品目などというふうなものがもつ非
限られてしまつておつて、いまの農業のその
いうふうなものから考へると、制度とし
—ここに私、書き抜いてきておりますけれど
この補償法の目的は、第一条でもつて「農業
不慮の事故に因つて受けることのある損失を
して農業経営の安定を図り、農業生産力の發
資することを目的とする。」こうなつてゐるわ
んです。目的は非常にりっぱですけれども、
にもうそれがほとんど機能できないような
になつてきてしまつた。ここに一番問題が、
側の不満の点があつたではないかといふう
えられるわけであります。

たがつて、これは私は大臣にひとつ率直に
おきたいと思うのですが、今回のこの制度
、というのをひとつスタートに、出发点にしま
、そしていわゆる発想の転換、新しい日本農
業様といふものにひとつできる限り対応して
るような制度の、抜本的な改正などといふ
なしに、いわゆる抜本的な見直しを行つての
な制度の確立をやつていく、やっぱりそいつ
來的な展望といふものを、今回の改正法案を
としてひとつはつきりこれは方向づけるべき
ないかといふよつたことをまず私は主張いた
いところ思うわけであります。さらに、農民
ドからして非常に不満だとされました点は、
はやはりん補内容といふのが非常にむずか
仕組みにでき上つてはおりませんけれども、実
題として、てん補内容といふのがどうも農民
ら見るのはなはだ不十分だ、こういう点だつ
はないかと思うのです。今度の法案改正で
てその点はある程度の前進的な姿勢といふも
出してきてはいるわけですけれども、たゞえ
高値の最高限度といふようなものを決めて、ま
でその点はある程度の前進的な姿勢といふも
を押さええてある。それから、今度は被害の限
を定めて、いわゆる足切り、

さうに言つ足切りというやつを行つてゐる。頭を押さえて足を取り払つてあるわけですから、あとへは胴体そのものも大変細くなってしまつておる。こういうよくなどころから、農民側からすると何としても制度は結構な制度だけれども、現実の問題としては満足できないという、こういう点がこれは大きくなつたとこつと思つわけです。そんなような点からしまして、この政策研究会の答申もやっぱり発想の転換を、いわゆる思い切つての改正と、それから新たな制度の確立を見出すべきではないか、こういうよくな意味のことがここに取り上げられておるんだろうと思うのですが、確かにそのとおりだと思うわけであります。

以上のような見地から、繰り返すようではありますが、今回の法改正というのは、ただ単なる、いまここでもって論議をするだけの問題ではなくして、これを起点として、そしてこの農災制度といふものを、ほんとうに新しい日本の農業の現実にマッチしたようなものにつくりえていくといふ、こういうことでこの改正がスタートでなければならぬという点について、まず大臣の御見解を伺いたいと思つてゐます。

制度の大きな前進ではないかと思います。今回の制度改正は、最近における農業生産及び農家経済の実体に照らして、制度全体を見直して、地域的に多様化する保険需要にこたえて、補償内容の充実、共済目的及び共済事故の拡大など、制度の基本であるところの補償機能を拡充するとともに、農業共済団体等の運営、改善を図ることとしたところでございます。そして、今回の改正につきましては、広く農業団体等の意見も聴取したわけでございますが、これらの意見の大半を吸収をして、これを改正案の中へ盛り込んだものということで、現在の大きく流れております農業の動向に対処した措置であると、こういうふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(吉岡裕君) 全体として、いま大臣のお話のような方向で今回の改正は考えられておるわけでございますが、先ほど先生お話ございましたん補水準の充実、引き上げということについて、一言私から補足してお話を申し上げたいと思いますが、今回の改正の中では、いろいろな作物についての補償水準の引き上げということを考えておるわけでございますし、たとえば農作物の一筆共済では、現行制度のもとにおきましては六三%というようなんてん補水準になつておるわけでございますが、これが今回は七〇%というてん補水準になつておりますし、それから蚕繭につきましても従来の六〇%を七〇%に引き上げるということで、今回、従来のてん補水準を引き上げたという措置を含んでおるわけでございます。このてん補水準につきまして、たとえば農業者側に比例でん補方式をとつたらどうかというふうな意見もあることは私ども十分承知しておるわけでござりますが、こういう比例でん補方式というふうなことになりますと、非常に理論的な、損失でん補の方式としては理想的な方式ではないかと思いますが、非常に少額の支払いが多くなるとか、あるいは共済掛金が全体として非常に高くなるというような保険技術上全体の問題がありまして、私どもとしては、今回の改正に当たっては、個別の対象

農作物につきまして、てん補水準の引き上げを図つたというよくな次第でござります。

○神沢淨君 若干具体的な問題としてお聞きしたいんですけども、この品目拡大というふうな点について、一緒にこの野菜の改正案が出てるんですけども、畑作物の共済の、いま試験実施中ということなんでしょうかけれども、あそこにて定められた品目のいわゆる野菜についてはどんなような構想を持たれていますか。

○政府委員(吉岡裕君) 野菜でございますが、これは先生よく御承知のように、その商品の性格といたしまして、一般的に言えますことは、品目が非常に多種類にわたつておるということが一つござりますることと、それから一般的に申しまして交付面積あるいは収穫量というものが非常に変動しやすくて一定しておらないということ、そういうふた結果、価格変動が非常にはなはだしいというようなことがございまして、保険技術上の問題として考えてみますと、引き受けあるいは料率、損害評価といったよくなところに非常な問題があるわけでございまして、一般論として申しまして、これを共済制度の対象として仕組むということにはいろんな難点があることは御承知のとおりでござります。ただ、野菜と申しましても、いま申し上げましたよつな問題がある程度軽いものと言いますが、もうちょっとまとまりのあると申しますが、そういうものを考えてみると、たとえば施設内でつくられます野菜といったよくなものは、そういう野菜一般とはちょっと違った性格も持つておるわけでございますので、昭和四十九年度から園芸施設共済というのが試験実施に入つておりますが、これと関連をいたしまして昭和五十年度から主要な県に委託をして施設内野菜についての被害の関係でござりますとか、あるいは栽培状況といったよつな基本的な調査をすでに始めておるわけでございます。こういう調査を進めまして、この施設内野菜についてまず検討を進めていくと、いうことが野菜についての第一歩ではなかろうかというふうに考えておるわけでござります。

○神沢清君 一般野菜が技術的にも非常にむずかしいということは、これは私どもだって十分理解できるところなんですねけれども、しかし、さつきの発想の転換の中にもこれは入ってくると思うんですが、やっぱり都市近郊周辺の野菜作というのは、これは新たな日本の農業の状況の中でもって大きなやつぱり課題だと思うんですね。共済の制度の中でもってこれがやっぱり技術的にむずかしくともやつぱり真剣に検討していくという姿勢が必要じゃないかと、こう考えます。

それから、いまの施設内野菜ですけれども、試験実施中の制度というのは、あれは施設園芸ではなくて、園芸施設の方が対象になっているわけなんでしようから、そうすると、いまお話をありました、一応あれですか、園芸施設が対象になつてゐるわけなんだけれども、制度上は、まあしかし、その補償の対策の内容の中に施設内野菜というものを含んで考えていると、こういうような意味になるわけですか。それとも、それを別に独立をして考えるということにでもなるわけですか。

○政府委員(吉岡裕君) 園芸施設共済の場合には、いまお話しございましたように、施設を対象にいたしますけれども、これに付帯する設備、それから施設内で栽培されておる農作物も対象とするということをいまやつておるわけでござりますが、ただ、施設内農作物につきまして、やはり非常に個別的に評価をすることがむずかしいというような問題がございまして、現在、施設の評価額の二五%を評価額として引き受ける、こういうやり方でやつておるわけでございます。それで、私が先ほど申し上げましたものは、これと関連をしまして、その施設の中の野菜そのものについて、これを個別に将来、保険の対象とし得るかどうかということをございます。

施設園芸をいま試験をやつていると思うんですね。けれども、その試験の現在の状況と、それからもう一つは、施設園芸に対する共済制度の発足を早めてほしいという声が地方を歩くとかなり強いんです。ですが、その制度発足の時期、早められる可能性があるかどうか、その一点についてお伺いしたい。
○政府委員(吉岡裕君) 園芸施設共済でございますが、昭和四十一年から四十六年までの六年間にわたりまして農林省の委託調査を群馬県ほか八県で実施をいたしまして、料率の地域区分でございますとか、あるいは料率の施設区分といったよさない試験実施に必要な要件について調査をいたしました。
それから園芸施設共済の試験実施でございますが、これは昭和四十九年度から主要な産地である三十県で実施をしておりまして、四十九年度の引き受け面積は設置面積のはば一割、千三百十八ヘクタールというのが対象になつております。総共済金額は百八十八億五百万円というふうなことになつております。それから台風、地域的な風水害、突風、雪害等の災害によりまして、昭和四十九年度の共済金の支払いは六千五百万円、試験実施一ヵ年間の収支状況は全体で三百六十万円という赤字になつております。そこで、試験実施は、要するに本格実施に備えまして料率算定に必要な被害率などの基礎資料の整備でありますとか、損害評価方法などについて調査を行つわけでございますが、適正な被害率の算定には最低三年ないし五年の被害状況のデータを整えることが最低の条件として必要であろうということを考えております。そして、そういうことになりますと、昭和五十二年度、本年度でございますが、試験実施の成果、過去二ヵ年のデータを取りまとめまして、五十二年度には本格実施のための検討会、あるいは法規案の国会提出といったよなことをお願いいたしまして、五十三年度に法律の成立を期待し、制度の普及、促進を図つて、昭和五十四年度から本格実施に入るよう、このよな目標で私どもとしては、なるべく早く実施できるように努力をしてい

○水沢淨君 それから対象品目の拡大の問題で
もつて、やっぱり一番口下のところ、農家のサイ
ドからの要望の強いのはやっぱり果樹ですね。大
変、自分本位の引例をして恐縮ですが、私は土曜
日曜と二日間、いま私の県にスモモの非常に大き
な被害が出ておりまして、これは気象の異常によ
るいわば冷害です。非常に二月ころ早目に高温が
続いたものですから花が早く咲いてしまいまし
て——一週間ぐらい早かつた。そうすると、その
後また零下何度というふうな日が続いてしまいま
して、したがって、ちょうど受精の時期に低温の
ために生活反応が始まっちゃって、受精できずに
終わっちゃっているということなんで、県の調査
のここに報告が来ておるわけなんですけれども、
山梨のスモモの栽培面積というやつは、県の調査
で七百八十四㌶があって、さらにいま新種のや
つを加えると約九百五十ヘクタールぐらいになっ
ているわけなんですが、その成園の面積の七百八
十四ヘクタールに対して四百九十ヘクタール、六
四%くらいがいま御説明したよつた、もう受精で
きなくて結実がないというような状況になってしま
ってあるわけなんですね。被害面積が四百九十ヘ
クタールでもつて、収穫皆無に換算して大体二百
五十ヘクタールといつうような状況になつております
して、被害農家戸数は六千三百五十戸、これはも
う大きな被害状況です。ここを回つて歩いて、農
災の関係はどうなるかと聞かれるんですか、もちろ
ん制度の対象になつていらないわけですから、皆
さんだつて掛金をしているわけではないから、まさ
か農災の方の救済を求めようとしても、それは
理屈に合わぬじゃないか、といつうような説明もす
るんですけども、しかし、農家の側からすると、や
つぱりこれはもう必死のことですから、そいつ
う要望といつか、悲鳴が出てくるわけなんですね。
私も、その際非常に強く感じたんですが、やっぱ
り共済制度というのが目的にうたつてあるような
制度として整備されていかなければ、こんな大き
きたいということでいま取り組んでおるところで
ございます。

な被害も農業災害であるにもかかわらずこの制度では手がつかない。これでは私はどうにもならぬじゃないか、ということを痛感をさせられたわけであります。

わけでございますが、その品目をさらに拡大をしていくということについては、当然に保険設計が必要な被害率でありますとか、共済需要といったようなことの調査をやりまして、準備が整い、条件のあるものから実施をしていくということになるわけでございまして、五十年度にはカキ、栗、ハツサク、ポンカンなどといった指定柑橘が対象として追加になつておるわけでございます。そのほか、果振法の指定品目となつております梅、ピーチ、櫻桃といったよつなものにつきましては、これまで被害率などの基礎調査を行つてきておりますが、その内容を見ますと、かなりいろいろ保険として仕組むのにむずかしい問題が出ていることも事実でございます。そういうことで、被害率などの補完調査を進めるという一方、共済需要といふものを見きわめた上で、対象果樹にするかどうかということについてこれから検討をしてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。それから、スマモでございますが、これは現在、果振法の対象にもなつていらないといふようなこともございますが、山梨県等から非常に強い要望がございまして、昭和四十九年度から被害率等の基礎調査を行つておるということでございまして、今後、これららの結果を見た上で検討することとしたらしいということでござります。ただ、先生十分御承知のとおり、保険でございますので、やはりいろんな基礎的なデータが掌握できることとか、あるいは危険分散というものが可能であるとか、一定の農家の負担掛け金を余り上げるわけにはいかないとか、いろんな保険に伴つ条件があるわけでございまして、その辺をどう個別の產品についてこなしていくのかというのが、いろいろ対象として考える場合の問題点であろうというふうに思いますが、この辺はいろいろのデータをそろえながら検討を深めていかなければならぬ問題であろうというふうに思つております。

るんすけれども、一番大きい疑問を感じてならぬのは、これは日本のいわゆる農業政策の一環としての補償政策なのか、それとも、これは保険事業制度なのか、とにかく補償と保険のどちらに重点が置いてあるのかわからぬよな、つきませた。ような制度で、この辺を私はやっぱり直していく。ですが、きょうはその論議をするには時間がござつたの発想の転換ということの問題としても、かなり大きな意味を持つものじやないかと思ふ。はありませんから、またほかの機会に回したいと思いますけれども、いすれにしましても、ひとつ政府が政策として畜産三倍、果樹二倍をやってきたやつたんだから、それで日本の農業の態様の変化が展開をしているわけなんだから、それに対応したような制度というものをこれはやつぱり確立をしていかなければ無責任ですよ。これは、むずかしいことはわかつてます。それは技術的に非常に困難だということは、われわれも十分理解できます。しかし、困難だからといって、投げられちゃつたんじや、これは農家としやうどにもならない。これはひとつ、本当に真剣な取り組みを私は要望してやまないわけなんです。

そこで、大變ついでがてらみたいになつて恐縮ですけれども、先ほども申し上げたように、被書地を回つてみると、これは農家とすると本当にありますよ、もう必死の形相ですよ。ことしはもう肥料であろうと、生産資材であろうと、金はみんなけちやつた。見ても、一本の木にいまビンポン玉の小さいくらいのものが二つか三つぐらいしかついていないような状況になつてているというわけでしょ。これは、農家にしてみますとどうにもなりませんし、まあ、ある一地域へ参りましたらば、もうほとんど水田もないところであつて、これは畑地ですからね、もうすべてスモモだと云うんです。そうすると、きょうからでも土方かせぎでもどこか探して出なければならないというよう

（いやありません。しかし、その行政という立場で、どうしたらいかというのは、私なんか聞かれたつてこれは答えようもないんですけど、ですから、まあその農民の皆さんの方の声を代弁して、ひとつこの機会に私はまあ農林省にどうしたらいいかひとつ知恵をかしていただきたいと、こう思つわけですか）

○政府委員（澤邊守君） 山梨県下におきますスモモの異常大候障害につきまして、先ほど先生から被害額の県の調べがございましたが、私ども土曜にはそのよつた数字を聞いておりましたが、きょうは聞きますと若干それより上回るというよう聞いておりまして、六百八十七ヘクタール、八千五百九十七トン、十三億五千万というよつた数字を先ほど県から電話で聞いたところでございます。

まあこれに対しまして対策といたしまして、先ほど来お尋ねがござりますよくな、共済制度にする、あるいは共済制度の対象に加える、あるいはその他あわせて果樹法による対象果樹に加えるべきである、こういう御要請も県から被害報告と同時に出てまいっております。これはいいますぐというわけにはまいりませんので、果振の対象にするかどうかの問題につきましても、われわれといたしますて、今後慎重に検討したいと思います。

当面の対策といたしまして、県でも独自にやつておるわけでございますが、私ども聞いておりますところでは、県が単独事業で果樹經營安定資金という制度がございますが、その貸し付けなどがあるのは天災融資法は、国の発動基準には今までのスモモの被害だけでは及ばないだろうということとも考えているかとも思いますけれども、県単独の天災融資法にかかる山梨県版の農業災害緊急再建資金という制度がございまして、これから資金的援助をお願いしたい、こういうことがまことにあります。これは私の方の局の直接の所管でございませんけれども、まあ被害がはつきりして

うよくなお話はあわせて聞いております。
それからなお、そういう資金対策とあわせまして当面の技術対策が非常に問題になると思います。これは、私どもも考慮すべき点は応援したいと思います。ですが、県ですでに独自にいろいろやつておるようでござりますが、問題になりますのは、先ほどおっしゃいましたように、受精が障害を受けたわけでござりますので実がなつてない。まあ一種の過剰な摘果をしたようなことになつておりますので、ところが肥料はかなりすでに散布をしておるということでござりますので、新梢が徒長するというよつなおそれがありますので、樹園地に綠肥を栽培するとか、あるいは綠肥を下種いたしまして、土壤表面の栄養分を、養分なり水分を奪取するというよつなことも場合によつてはやりたい。それからまた、新しい枝が出来ますので取り扱うといふようなことも、技術指導の対象として考えられております。それからわざかでござりますけれども、結実いたしました果樹の葉枯れだととか、病気などにならないよう周囲の葉を摘むとか、あるいは薬剤を散布するとかいうよつな技術指導を普及組織を中心にしてやつておりますので、必要な場合にはわれわれとしても技術的な援助はしたい、かのように考えております。

の発動は非常に無理だろとういうふうに考えます
が、そのほかの資金といたしましては、自創資金
などという対応いろいろ従来からの例としてあ
るわけでございますが、この自創資金の枠として
は現在年度初めのことでもござりますし、相当
度の枠が準備されておりますが、この辺、
実情を県からも十分伺いましてよくこれから検討
をいたしたいというふうに思っております。
○神沢淨君 制度を将来どうするかというよう
なことは、これから検討するということとも、さつき
から検討ということが何回か出ましたが、しかし、
被書が起つて金をとにかく心配してもらわなければ
れども切り抜けができるないというよつなど
きに、技能資金あたりよりほか頼るものがないん
じやないかと、こう言われるほかに方途がないん
だから、これは農家にしてみたら大変なことです
よ。そういうときには、また今度は枠だなんといふ
ことが行政上あるでしよう。そういうようなどき
に、これは国としてはもちろん、それは調査はな
きってください。しかし、検討なんかされていた
だくようなことじや、これは、農家としてはどう
ていがまんも納得もできない、これはできる限り
の実態に即しためんどうは見るというぐらいのこ
とは言えるんじやないですかね、このぐらいのこ
とがばくは言えなきやおかしいと思つんですね。
○國務大臣(安倍晋太郎君) 災害についての緊急
融資対象でございますが、天災資金の方は、これ
はなかなか、いま局長も答弁したように、災害の
規模、その他から言って困難であるということで
すが、自創資金等につきましてはいま調査もして
おるということになりますし、災害に対しても可
及的速やかに農家の皆さんとの要望にこたえるとい
うことは必要でござりますから、最大限のこれは
努力をいたしたいと思います。
○神沢淨君 まあ、そこら辺でおきましたよ。

で、結局、私の聞き及んでおるところでは、まだ半相殺方式もそれほどりっぱな実績が上がつておるという状況でもなきそですが、さらに加えて全相殺の方式を採用すると、何かちょっと見に考えますと、一筆方式もそのままで半相殺の実施中で、今度また全相殺を取り上げる。何か、店が商品を並べて、お客様が一番買いたそうなやつを仕入れていこうといふよつた、新規にもう受け取りたくなるようなやり方だと思うのですが、そこで、全相殺方式でもつて何としても疑問が残るのは、これはまだ足切りをするというのでしよう。全相殺というのは、要するに、被害収量も増収の分も全部計算をした上で、そつて被害については補償をしていくというのがたてまえというわけでしよう。そうすると私は、理論的に考えて全相殺に踏み切るならばなぜ比例でん補方式に入れないにしろかという点が何としても疑問に残りますね。それともこれは何か全相殺方式というの、一割の足切りを加えるということは、被害の評価などについても、法律ではそのことは触れていないにしても、被害の評価などについては何か特別な考え方というやうなものを持めてのことですか。そうでなかつたら、私は、全相殺もつて一割足切りということはどういう理由でやるのか、ちょっとわかりかねるんですよ、「この辺どうなんでしょう」。

さいますが、そういう面がないとは申しませんけれども、今回の全相殺の農單方式を設けました理由としては、現在半相殺の二割足切りというものをさらに足切り水準を引き下げる努力をしたい。しかも一方、農家の掛金負担はそれほど増高をさせないで補償のてん補水準を引き上げたい。そういう方式としてどういう方式があるだろうかといふことをいろいろ研究をいたしまして、今回カントリーエレベーター等の施設が設置をされておりまして、その農家の全体の収穫量というものが客観的に把握ができるような地域について、この全相殺方式というものを導入する道を開こうというのが今回の考え方なわけでございます。

そこでなぜ、客観的な資料がわかるのに一割の足切りというものを置いたのかというお話しになりますが、その点につきましては、一つは、非常にわずかな数%といふうなもののが減収量でござりますとか、そういうことをいかに客観的に判断できる施設等がそろつておるかと申しましても、やはり非常にいろいろ損害評価についての困難が伴うという点が一つと、それから足切りなしということにいたしますと、もちろん、農家の掛金負担は相当程度上がらざるを得ない。したがいまして、全相殺農單方式というものは将来の方向として望ましい方向であるというふうに私どもは思っておりますが、その導入の結果がやはり農家の負担を相当上げてしまつということであつてはなかなか推進上のメリットもございませんし、困難であろうというふうなことを考えまして、今回の一割足切りのついた全相殺農單方式というものを考えたわけでございます。

カンについては愛媛でやっているのだそうですけれども、言うならば、所得共済的な手法ですね。団体の方でP.Q方式なんということを言つておるのですけれども、確かにそれは米とか、あるいは麦とかいうようなものは一方に価格の支持制度といつものがある程度確立を見ておりますから、数量の保証をすればこれは車の両輪で動くわけです。ところが、果実を初め、この価格支持制度がまだ確立されていないものについては、数量だけではべらぼうな価額の下落等変化があれば、これは実際制度というのは現実には生きないような結果が生じてくることは間違いないと思つんですね。したがつて、価格変動まで加味したような共済の方式というものは確かにこれは検討されるべきだところで私は考えますし、私どもが聞き及んでおるところでも愛媛では成功をしておるということなんで、したがつて、国でもやっぱりそういう取り組みが必要なんぢやないですかね。ちょっととその御見解を承つておきたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 昭和四十七年の温州ミカンの価格の暴落を契機に、四国、九州を中心とし価格変動を加味した所得共済の制度化についての要望があることは承知いたしておりますし、愛媛では実施をいたしておるわけでございます。これは、県としてやつておるわけです。価格の変動による損失につきましては、やはりその性格上、全国的に同一の傾向を示すわけですから、危険の地域分散の働く余地が少ないと、価格の形成には社会経済的な複雑な要因がありまして、保険制度に必要な蓋然性の把握がきわめて困難であること等、共済制度にはなしむがたい性質があります。したがつて、これを共済の中に仕組むことは技術

見ながら、自主調整等もやつしていくわけですが、そうしたいろいろと施策の成果を見ながら、これは今後さらに調査検討の対象としてみたいというふうに考えております。

○神沢清君 まだいろいろ私、問題点残していくけれども時間がありませんから、野菜の法案の質問をせずに終わってしまうというわけにもなりませんので、野菜に移ります。後でまた多少なり時間の余裕でもありましたらまた幾らか農災の質問をさしていただきたいと思うのです。

野菜の生産出荷安定法の改正法案ですが、これは私などの場合、全くのこれは素人で勉強も不足でござりますので、イロハからひとつお尋ねをしたいと思うのですが、野菜生産出荷安定法に基づいてきょうまで制度運用がなされているわけですけれども、ひとつ、きょうまでの経過、実績といふよつなものを概略御説明を願いたいと思いますし、そつて今度改正を行う理由とするところは何か、というような点について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) 御存じのとおり、昭和四十一年に野菜の生産出荷安定法が制定されたわけでございまして、それからちょうど約十年たつわけでございますが、それから初めて野菜というのは政策として、国の制度的政策として講ぜられることに相なったわけであります。それで野菜生産出荷安定法は御存じのとおり、野菜の集団生産をまず育成をする、そしてそこで計画生産を行ふ。それからそこからの指定消費地域を決めまして、その指定消費地域へ計画的に出荷をする。そういうことによつて計画的に出荷をする。それで野菜生産出荷安定資金協会というものがござい

ショというようなものを保管をいたして、高騰時にそれを売り渡すというふうな業務をいたしております。

野菜は御存じのとおり、同法制定以来、国民所得の向上に伴いまして、需要が非常に伸びております。それから消費構造も御存じのとおり非常に変わつてまいつておるわけでございますが、その間ににおいてとにかく需要に対応し、そういう消費構造の変化に対応して今まで来たことは、これ

しく低落をしましたときに、その低落が生産者に及ぼす影響を緩和するというのが趣旨でございまます。すなわち野菜の価格には相当な変動がございますが、異常に安くなった場合に、生産者が翌年まで野菜をつくるという意欲を失つということになつてはいけませんので、そういうふうな著しい低落をいたします場合に、その下支えをするというのが価格補てん事業の趣旨でございます。

そこで、野菜には野菜指定産地というのを指定をいたしてございますが、要するに團体化した指定の産地から指定消費地というのを指定いたしま

する価格に当たるときもあるでしょうけれども、
当たらぬ場面も出てくるんじやないかというよう
な点がどうしても疑問として生じます。したがつ
て、この保証基準額の算定についてはやはり市場
価格に待つというのみでなくて、はつきりと生産
費というものを補償し、再生産を確保するための
算定方式というようなものを、生産の側から生産
のための必要な経費を算出するような方法、生産
の側から決めていくような方法、方式といつもの
はこれはそれなりものでしようかね。これは大臣、
どうでしょう。

○國務大臣（安倍晋太郎君） 野菜対策の大きな
柱、先ほどから申し上げましたように、計画的な
生産出荷を推進するとともに、価格が低落した場合
に二面的措置を行って、まことに生産者保護と
需要者保護の両面から対応してまいります。

さいまして、今後も算定方法の改善あるいは補てん機会の増大、生産者の負担の緩和等につきましてはさらに検討してまいりたいと考えております。
○神沢淨君 それでさつき局長さんの方からお話をあつた、国が七割、資金の造成上は責任を持つているようですけれども、いま何といいますか、地方の財政事情というようなものは非常に窮屈な折でありますだけに、特に基幹的な重要な野菜というものについてはむしろ生産出荷の安定というものを目指しての政策として考えていく、という立場からしますと、そういう基幹的な重要な野菜などについては国が全額めんどうを見るくらいの態度というものがあつていいんじやないかという感心をさせますば、いかがでしよう。

○政府委員(今村宣大君) 価格補給金の交付に充てますための資金造成につきましては、価格補てん事業が生産者対策としてはもとよりございましが、物価対策上も非常に重要なことでございまして、私たち農林省といたしましては、出荷荷体や県の負担を可及的に軽減するという方向で從来も努力をいたしてきたわけでございます。したがいまして、御指摘の重要野菜といわれるものにつきましては国庫補助率は七五%に相なつておりますが、そのほかのものは七〇%ということになつておるわけでございます。今後とも野菜の価格安定のために、御指摘のような負担軽減につ

ましては十分検討してまいりたいというやつにさせておる次第でござります。

て野菜を生産できるようになりますことは、野菜農家の健全な発展のためにも、また国民消費生活の安定のためにも非常に重要なことでございますので、今後とも価格安定制度の拡充に努めると同時に、需要に見合った生産の確保に努めてまいりたいと、かように考えておる次第でござります。
○神沢淨君 この制度のやっぱり中心的なものは価格補てん事業ということなんでしょうか、この価格補てん事業というものの仕組みをちょっと簡単に御説明をいただけませんか。

○政府委員(今村宣夫君) 生産出荷安定法に基きます価格の補てん事業は、野菜価格が非常に萎

○神沢淨君 保証基準額の算定ですけれども、何か一時買いたり方式の趨勢価値價格云々といふようなことが書いてありますて、私どもにはなかなかうまくわからないよつなやり方にはなつてゐると思うですが、しかし、時間の関係もありますから、その御説明を受けている余裕もないと思いますのですが、ただ一つ問題として考えられるのは、いわば市場価格の、簡単に言えば一定の限度を決めての平均ということになるんじやないかと思つますが、そうなりますと、それが必ずしも野菜生産者の側からしてみますと、いわゆる生産費を償して再生産を確保するに値する、いわゆる補償

変動がある上に野菜そのものの貯蔵性が非常に小
さいということ、また、野菜は種類、作型が多く
て、生産形態も非常に多くて、統一的な生産費を
把握しがたいというようなことから、生産費を算
償するというような形の採用は困難でありま
して、むしろ価格低落時の下支えとしては現行の
給実勢を基礎とする方式の方が妥当だといふ方
に考えておるわけでございます。なお、価格低
時の不安のないようにはすることは野菜供給の安
保証基準価格につきましては五十一年度におき
ても見直しによる引き上げを行つたところで

ましては十分検討してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。
○神沢淨君 それから、今度のこの改正でもつて都道府県ごとの価格補てん事業に国が助成をするということにしたわけですね。その対象品目の大についてはどんななお考案でおられますか
○政府委員(今村宣夫君) 先ほども申し上げましたように、野菜の価格変動に対し、消費者あるいは生産者の関心が非常に高まつておるところでございますので、現在各県においてそれぞれ行っております都道府県ごとの価格補てん事業に対して、今回新たに国がこれを助成をするという措

する価格に当たるときもあるでしょうけれども、当たらぬ場面も出てくるんじやないかというような点がどうしても疑問として生じます。したがつ

さいまして、今後も算定方法の改善あるいは補てん機会の増大、生産者の負担の緩和等につきましてはさらに検討してまいりたいと考えております。

○神沢淨君　それでさつき局長さんの方からお話をあつた、国が七割、資金の造成上は責任を持つ

の制度を開いたわけでございます。その対象品目を対象にしたことと、一応線引きをしまして、十四品目を対象にいたしましたわけでございます。しかし、先生御指摘のように、非常にそれぞれの県によりまして、たとえばスイカでありますとか、露地メロン等につきましては非常に指定をしてもらいたいという要望が強うございます。私たちは、これは果実的野菜とこう言つておるんですが、そういう果実的野菜は一応その十四品目の中には入れてないわけでございますけれども、そういう制度につきましての各県の要望が非常に強うございますので、これは来年度の予算要求等の場合において十分前向きに検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○神沢淨君 この特定野菜等の価格補てん事業の
補助率は三分の一ということになつておるんですね。
これもまあいま地方の財政事情というやつは
非常に困難な状況なんですから、もつちよつと國
がめんどうを見るというふうなことはお考えにな
れませんかね。

○政府委員今村宣夫君 この制度、それそれを県においてやつておりました制度を国が、こういう状況、野菜をめぐります四圍状況を検討いたしまして、国の助成の対象とするということに制度を仕組んだわけでございまして、したがいまして、そういう県の地域の特性のある野菜ということに着目をしてこの制度を仕組んでおりますので、やはりそれはその県の生産者、それから都道府県、それから國が出ていくということを考えますと、やはりそれぞれ三分の一ずつ持つというのが制度の発足のときにおきます何といいますか、考え方には相なるわけでございます。もちろん三分一で足りるということではございませんので、今後そういうふうな点につきましての検討は続けていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○神沢淨君 今度の改正の中のこれは一番中心的なものでしようけれども、指定消費地を拡大をするわけですね。この指定消費地の拡大の今後の指定方針といいますか、構想といいますか、これをまずお伺いしたいと思つんです。

○政府委員今村宣夫君 従来の法律では、指定消費地域は「人口の集中が著しい大都市」と、いうふうになつておるわけでございまして、今回の改正では「野菜の消費上重要であり、かつ、相当の人口を有する都市」ということに改めておりますので、今後は相当の都市までずっと広げておる消費地域ができるということに相なるわけでござります。

それで、今後の方針をいたしましては、消費地域の人口集中の程度、それから野菜のそこにおける消費量、それから入荷の状況、それから卸売市場地の整備の状況、あるいはまた地元の意向等を十分勘案して、必要性の強いところから逐次指定を

していきたいと思っておりますが、具体的には五十一年度に静岡、福島等の七地域九都市を指定をいたします。そのほか奈良市等の三市を既存地域へ編入するということを行います。大体、中央卸売市場が整備されている都市とかあるいは県庁所在地の市につきましては、この両三年のうちに指定を終わらしたいというふうに予定をいたしております。残された人口二十万以上の都市につきましては、大体地元の整備状況によりますが、七、八年の間には二十万以上の都市を指定を終了するよういたしたいと思っております。そういうふうにいたしたいと思つております。そういうふうにいたしたいと思つております。それから指定野菜の出荷量の大体七割をカバーするような形にならうかと思つております。

○神沢淨君 それで、人口二十万人以上といふようななところが一つのいま基準として示されたわけなんですけれども、自分の県の問題などを出すことは少し気がひけるんだが、しかし、私のところの県庁の所在地の甲府は二十万ちょっと欠けますよ。欠けますけれども、私は、その甲府市に隣接をするところの龍王町というところなんですね。れども、ここはもういま一萬八千くらいで、それよりはりませんね。だから甲府市という一つの行政区画から甲府市に同じく東側に隣接している石和町はこれは一万五千くらい。それから南側に隣接している昭和町が一万くらいで、もうほんといま境目はありませんね。だから甲府市といつ一つの行政区画からすると二十万に少し足りませんが、いわゆる甲府市に経済圏域とでも申しますか、そろなりますと、これはもう大きく二十万を超えていくんですねけれども、そういうふうなときに、やっぱり実態的な扱いをいたしますか。

○政府委員(今村宣夫君) 甲府市は確かに二十二万にちよつと欠けるぐらいの人口でございますが、県庁の所在地でもございますし、中央卸売市場が四十八年七月に開場いたしておりますので、先ほどの申し上げました両三年のうちに地元の態勢がござります。

○神沢淨君 野菜供給安定基金、これは新しいは

人というわけですね。この運営の問題ですけれども、生産者の意向をこれは十分に反映しなきやならぬということは言うまでもないことだと思うんです。そこで、その点について、役員の構成とか、それから評議員会というような仕組みになつておるようですが、これども、あるいは出荷団体の協議会など、こういうような仕組みになつておるようなも

○政府委員(今村宣夫君) 野菜供給安定基金は野菜の供給安定対策を実施する機関でございますので、その業務の運営に当たりましては生産者の意向を十分に反映すると同時に、消費者等の立場との調和を図つていく必要があるというふうに考えております。したがいまして、その生産者の立場も十分に考慮をする、あるいは消費者の意向も反映するということで評議員会を設けることにいたしておりますが、それは大体生産者を代表する学識経験者あるいは消費者、それから一般的な流通関係者、あるいはその他の学識経験者ということでお構成をいたす予定にいたしております。その場合、大体二十五人以内ということに相なつておりますが、生産者の意向を十分反映するということで、大体十人程度は生産者の代表の方に入つていただかくという心づもりにいたしております。

○政府委員（今村宣夫君） これは、基金は民間法人として構成をいたしておられます、従来の資金協会と違います。したがいまして、その設立につきましてはほかの立法例にならいまして、学識経験者としてほんとに発起人表現をとつたわけですが、もちろん生産者の代表も発起人に加わることを予定で、大体その学識経験者ということの中身を申すをいたしております。

で、大体その学識経験者ということの中身を申しますと、野菜生産出荷安定基金協会の理事長——現在の理事長、それから一緒にになります野菜価格安定基金の理事長、それから生産者の代表、それから消費者の代表、流通業関係者の代表、あるいは地方の公共団体の代表と、それからその他学識経験者というふうなことでその内容を考えておるわけでござります。

○政府委員(今村宣夫君) 五十年から野菜の高騰時対策実験特別事業ということで、お話をございました沖縄、鹿児島にそういう特別な地域を決めま

して、そつとしてそこでの契約栽培というふうなことを実施をいたしております。初年度は非常に当たりましては非常に、地元のいろいろな方々の御努力によりまして、この制度の発足の初年度は非常にぐあいがよかつたわけでござりますが、これを相当拡充するということになりますと、これは追加的な野菜の供給でござりますから、野菜の価格が安定をいたしておりますと、その地方で、要するに契約栽培によります一定の価格を保証をいたしておりますけれども、しかし、それをたとえば京阪神に持ってくるというふうな必要がないときには地元でそれを破棄するというふうな、そういう内容を含んでいるわけでございます。

したがいまして、これを余り大々的にいきますと、いろいろ国民感情といいますか、消費者感情といいますか、そういう点からも若干問題なしとしないわけでございまして、私たちとしましては、現在の実験事業を数年続けていく過程において、これをどういうふうにするか十分検討をいたしました。いというふうに考えておるわけでございます。

○神沢淨君 もう時間がないようですから、ちよつと一問ばかりあわせてお伺いをしておきたいと思つんすけれども、市場隔離事業というやつをやられているわけですね。ところが、これが話に聞きますと、交付金が少ない關係でもって、たとえば價格が、その事業を必要とするほど低落しているも、まだ市場へ持つていて、たとえ安くても販売をした方がその生産者にとっては勘定がいいというか、有利だということですね。この市場隔離事業というものの意義が非常に薄れておるという、こういう実態があるとのことです。これはやっぱりこの事業の意義があるよう単価を引き上げる必要があると思うのですが、そうしなければ、それこそ、この隔離事業というものは無意味なものになってしまいます。そういう点から単価の引き上げなどについてどんなように考えられておるか。

点が安定操業上必要だと思うのですけれども、大型の冷蔵庫などやっぱりもつとふやしていく必要があるではないか、あるいは加工調製のための施設というようなものをもつとやっぱり国の責任でふやしていく必要があるではないか、こういうようなことが考えられると思うのですけれども、それらをひとつ含めてちょっと国の方考え方をお尋ねをしておきたいと思います。

○政府委員(今村寅夫君) お尋ねの第一点の市場隔離でござりますが、市場隔離の交付金の単価を決めます場合には、対象野菜を市場に出荷した場合における市場販売価格から、出荷経費が要らないうまでござりますので、包装費などと移送費等の出荷経費を差し引きまして市場に出したときと大体均衡のとれるような価格ということで決めておるわけでございまして、販売価格と比べて、私たちとしては、そう低いとも思つてないのですが、実は販売しましたとき、補てん金は生産者も出ししますし、県も出すというかつこうになるわけです。ところが、市場隔離をいたしますときには、国だけが出しまして、生産者団体等の出荷団体の負担がないということで、すべて国だけが金を出すと、いうかつこうになつておるものですから、そういう形での単価が低いということの農家の不満があろうかと思います。ただ問題は、市場隔離をやつて要するに価格を引き上げるということでございまますから、全部の人があとと一割なら一割市場隔離をやるといいのですが、嬬恋のように団地があり生産者としての自分自身の自己防衛といいまるということは非常にむずかしい要素を含んでおると思います。で、そういうことで、四十七年と五十年にやつたわけでござりますが、これはやはり生産者としての自分自身の自己防衛といいますか、そういう要素を含んでおるわけでございますので、この市場隔離単価を思い切って引き上げるということはなかなかむずかしい要素がござい

ますが、なよく検討いたしたいと思います。
それから大型の冷蔵庫をもつとつくべきじゃないかということでおざいます、私たち
としましても、保管でさます野菜につきましては、
大型冷蔵庫をもつて保管をすることが必要
でござりますので、産地におきましても從来、野
菜の広域流通加工施設整備事業というのを実施を
いたしております。それから消費地におきまして
も大型冷蔵庫をつくるということで相当の予算を
組んで措置をいたしておりますので、いろいろ御
要望の向きには十分こたえ得るのではないかとい
うやうに考えておる次第でござります。
○辻一彦君 関連 いまの問題で一、二点だけ伺
いたいと思います。
いま国営の農用地造成で各地にかなり大型な畑
地造成が行われております。しかし、その場合に、
必ずしも野菜づくりの体験を十分持っている農民
だけとは限らない。そつなりますと、いろいろな
きめ細かい指導といいますが、そういうものがない
いとなかなか野菜づくりはうまくいかないと思
います。そういう点でまず第一は、いまお話をあり
ましたが、国営の畠地農用地造成等々行つた地帯
で野菜のかなりの生産地がつくられた場合に、貯
蔵、加工等の、いま大型という云々のお話もあり
ましたが、そういう貯蔵設備等について重点的に
配慮して取り組んでいく考え方があるかどうか、
これが第一点。
第二点は、いま北陸の農政局管内でも何ヵ所か
国営の農用地造成で畑作をやつておりますが、た
とえばスイカなんかに大変力を入れてつくつてい
る場合、だんだん成績が上がつてきたと、しかし、
これは大変価格の変動の大きいものでありますの
で、先ほどのよう如果実の野菜、こういう観点か
ら來年度これに対してもらかの配慮をしたいとい
うことであります。具体的にこれを種目の中に
入れて対策を講ずるのか、あるいははどういうふ
にやるのかということが第二点。
もう一点は、これは農蚕局長おられないので、
ちよつと大臣にお伺いしたいんですが、畠地造成

を国営でやつても、土地造成だけやつても、後のアフターケア、野菜なら野菜の農業指導、こういうことによほど配慮しないと、せっかくつくった土地造成が十分生かされないと、う点がありますので、かなり大規模に造成をしたところには、十分にひとつ営農指導等に配慮されるようにお願いいたしたいが、その三点についてお伺いいたしま

○政府委員(今村宣夫君) 前二点について私の方からお答え申上げますが、国営開発をやつたようなどころについては重点的にその施策を講じたらどうかというお話をまことにこもつともなことでござります。したがいまして、私たちとしましては、国営事業の進捗の状況を十分勘案しまして、県あるいは関係団体とも十分協議しながら、効率的な流通網の形成といいますか、そういうことを努めてまいりたいと思っております。

それから第二のスイカ等の取り扱いでございますが、これはいま十四品目には入つておりますけれども、まだ果実的野菜ということで若干問題はあるんですが、非常にそういう御要望がございまますので、スイカでありますとか、露地メロン等につきましては、これは十四品目に追加指定をするという方向で考えたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) セつかく畠地を造成しても農業指導ということを十分やらなければ、だめではないかという御指摘でございますが、全くそのとおりでござります。したがつて、この点につきましては、農林省も普及制度があり、普及員がおるわけでござりますから、普及員等を通じまして、この農業指導につきましては十分これに対処いたしております。今後とも、

これは全面的に活用して、畠地の當農の万全を期していかなければならぬと考えております。

○神津淨君 今度、農災法へちょっと戻りますけれども、桑葉の獸害というやつが新規に入つたでしよう。何か、ネズミの害かなんかを主として考えておるようですがれども、獸害というからには、いわゆるけものであればいいよつて思いますが、

○佐藤隆君 時間がございませんので、ひとつ簡単な質問を二つほどあります。まず第一点は、サルがうんと桑を荒すんですよ。

○政府委員(吉岡裕君) 現在、非常に被害を報告してきておりますのはネズミの害でござりますが、しかし、サルの害が現実にあるようでございますれば、獸害ということで当然含まれることになると思います。

潔に答えていただきたいと思います。
今までの質疑の中に、野菜生産出荷安定法についていろいろやりとりがありましたし、また衆議院の段階でもいろいろ意見のやりとりが出ておりますので、重複をなるべく避けて、野菜安定法については念を押すということで申し上げておきたいと思います。

第一点 都道府県ごとの価格補てん事業助成の対象品目、これも先ほど来話が出ておりますが、スイカ、あるいはマスクメロンなどとそういうもの、あるいはイチゴ、こういうもの、まあこれらのが実的野菜、これはひとつ来年は考えてもらつ。これはもう従来の答弁にも出ておりますから、念を押す程度にいたしておきます。これに加えて、きょう私がこの野菜関係で質問するということになりましたら、二、三同僚議員の方からも話が出てしまいまして、タケノコをどうするんだという話が出てきたのです。それからシイタケなどをするんだと、こういうことなんです。竹は林産物である、その子は野菜である、というようなことが言えるのかどうか私もわかりませんけれども、林産物であろうとも——ひとつここ重要なところですからよく聞いておいてくださいよ。林産物と言われておる——シイタケなんか林産物と言われている。林産物と言われるものであっても、シイタケ、タケノコ等について、これは林野庁とともに話を合つて、食品流通局と話し合つて、少なくとも市場に売つておる野菜 国民大衆から見たら野菜と思われるもの、これはやはり——特にシイタケなんかは相当の生産もふえておりまし、需要もふえておりますから、これはひとつ考えてください。

○政府委員(今村宣夫君) タケノコは、先生からお話を承つておつたのですが、シイタケまではちよつと——まあ先ほど承つたばかりでございりますので、御趣旨を体して十分検討させていただきたいと思います。

○佐藤隆君 二番目、野菜供給安定基金の運営について、これも先ほど話が出ましたが、やはり生産者側あるいは流通関係者側、消費者側、とにかく生産者側としては十名ぐらい予定をしておると、いうことを衆議院、参議院を通じてもういしまで答弁をしておられますので、少なくとも生産者側の意向が十分配慮されるように、人数の確保、人選、こういうことは遺漏のないよう行政指導をひとつやつていただきたい。お願いをいたしております。

それから三番目、今後の野菜の需要に見合った供給体制、供給は確保できるんだろうかということを私は心配するんです。このたびの法律は、これは流通対策としてもこれは一步も二歩も前進だと思うんです。それは私評価しているんです。しかし、ちょっと心配になるのは、今後の野菜の需要に見合った供給は確保できるんだろうか、どうかです。

○政府委員(今村宣夫君) 前段の点につきましては、十分御趣旨に従つて指導をいたしたいと思っております。

第二の野菜の供給は大丈夫なのかというお話をございますが、一般の農産物の需要と生産の長細見通しによりますれば、大体野菜の需要は一人当たり需要増が年率1%程度ではないだろつか。そこには人口の増加という需要増がござりますから、大体年率で一・八八%の需要の伸びではなかろうかと思つております。長期的な観点からすれば、大体私はこの需要見込みというのを妥当な線ではないかと、いろいろ思つておりますが、他方、野菜の生産でございますが、そのような需要を直

則としましてすべて国内生産で勝つというたてまえでございます。大体六十年の延べ作付面積が大体六十七万ヘクタール、大体四十七年に比べまして三万ヘクタールぐらいふえる必要があるということに思います。したがいまして、農用地面積としますすれば、それだけの面積の確保は可能であると見込んでおりますが、しかし同時に、野菜の種類別の需要の伸びというのはいろいろ違います。た

とえば根菜類というのは需要の伸びが低くて、葉菜類は相当かなり伸びていくということになりま
すので、それに対応した生産を図るということが必要であろうと思います。そういう意味合いにおきまして生産対策について今後特に留意する必要があると思いますが、このような観点に立ちまして、一つは集団生産の一層の育成を図る。それから第二は、土地基盤整備等、地力の維持、向上のための生産対策特に重視をする。それから機械化、装置化等による生産性の向上という点に重点を置いて今後の施策の一層の拡充を図りたいとかのように考えておる次第でござります。

○佐藤陸君 それではだめなんです。まるつきりだめなんですよ。せっかく野菜対策を進めていますでもだめなんです。それはなぜかというと、需要に見合う生産対策を進めて供給を確保するには、その地域その地域の生産指標、地域指標というもの、地域分担がはつきりしなきやだめなんですよ。三月四日、私はこの委員会でそのことを強く訴えた。そして、ちょっととどきつい言い方だつたんですが、昭和四十五年以来、三地域、十四ヶ所ロックのガイドポストを出して以来、農林省のリボタージュじゃないかという、失礼な言葉までなは申し上げた。もうこれを詰める時期にきました

んですよ。

それはなぜかといふと、けさ閣議決定されたでしょう、国土利用計画、これが閣議決定になりました。そうして農用地というのがいままで不足をしておる、そして利用率が低下をしてきておる。——あの列島改造論議が華やかだったとき三十万ヘクタールつぶしちまえという議論が出

大変な騒ぎになつたでしよう。われわれは、農林省と一緒にになって、そんなことはけしからぬと言つて、われわれも主張した。その後、農用地という優良農地を確保しようとかいろんなことで議論をされてきて、今日、国土庁が、国土総合开发利用計画の中で、農林省の主張どおりに六百十一万ヘクタールといふものを纏り込んだのがけさの閣議決定ですよ。そうしてその六百十一万ヘクタール、昭和六十年目途として、しかも農政審議会の長期見通し、あるいは経済審議会の答申にもあるように、総合自給率七五%、これも昭和六十年、その目標に向かって、そうして六百十一万ヘクタールというものをこれから碎いていくんでしょう、定着させていくんでしよう。そうして年内には、今度、県ごとの国土利用計画を立てるんですよ、年内に。これは国土庁で進んでるんですよ。だから、きょう私も皮肉を言つわけじやないけれども、もう地域分担は国土庁からやつてもらつたら、というような、もう皮肉も実は言いたくなる。だから、きょうひとつこれははつきりさせてもらいたい。そうでなければ、そういうものがなければ、この野菜の計画だつてダメです、これ。この県ごとの、国土利用計画とあわせて各県ごと、あるいは県の中でも農業地域ごと、あるいは水系別にも議論をしなきゃいかぬと思ひます。そういう地域指標といふものが、この地域の作付はかくあるべきだとう誘導指標というものがなければどうするんですか。これはもう大変な問題ですよ、これ。この議論をきょう詰めておかないと、これは大変になりますよ。

私はこの間からそれを言いたかつたけれども、この間はまあまああの程度でがまんをして答弁を聞いておつたんです。そうして、その地域に期待される農産物の需要に見合う供給体制といふのをやっぱり考え直すべきなんでしよう。そこまでそれは背景としては何かというと、消費人口と、いうものも考えなければならぬ。だから、この地域には蔬菜類はどれだけあつたらいいんだろうか、あるいはそこに消費されるものだけではない

んですよね、主産地として他県に出荷する、そういう主産地形成も必要である。こういうことで生産体制を考えていかなきやいかぬと思うんです。が、もう今日の、きょうの段階では、相当前向きに、いよいよ国がかつては示した地域分担、このようない形で各県ごとに国土利用計画を、各県で設定をする。それに平仄を合わせた形で各県内の地域分担をはつきりさしていかなきやいかぬ、もうこういう時期になつてきましたよ、もう迫われてるんですよ、これ。後からつつかれているんですよ。大臣、どうですか。

○國務大臣（安倍晋太郎君） 政府がさきに策定をいたしました農産物の需要と生産の長期見通しは、農業生産の長期にわたるところのガイドラインを示したものでござりますことは、御承知のとおりであります。これをブレークダウンをいたしました地域別の農業生産目標を設定することには、きわめて望ましいものと考えますが、これまでにそのような方針で作成作業を行つた際の経験にかんがみてみましても、都道府県独自の長期計画あるいはまた農業振興計画との調整などに困難な面が非常に多くて、これらを整合させ、全国的にコンセンサスを得られるようなものをつくるということは、大変これはむずかしいことだと考えております。しかしながら、御指摘の点もござります、また、本日閣議決定をされました国土利用計画の全国計画に基づきまして、都道府県別計画を作成する上での必要性をも考慮いたしまして、政府としても、都道府県が地域農業の展開を図るために当たつて参考となるような地域指標の作成に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤謙君 あのね、大臣、大臣の言葉じりをとらえて言うわけじゃないですがね、いま書いたものの読まれた、それぐらいに慎重に対処しなければならないことなんですよ。どうりや大変なことなんです、これ。簡単で、口で答えるよりなわけにいかない問題なんです。これは、そうして国土利用計画を県ごとに立てるのに参考になればなんというもんじやないんですよ。どうとうその時期まではつておかれてきたと、こうい

うことなんですよ。だから、日本の食糧政策のた
めにやらねばならぬことがほっておかれた、それ
をこの時期にちょうどまたまた重大なつたと、こう
いふことなんです。そういうことで、いままでの
経過はもう五年半ぐらい、これずつぼかされてき
たわけです。それは確かにむずかしさがあつたん
ですよ。それでむずかしいと、むずかしいことを
世間に言わないで、ふたしてしまつておつたんだ
から……。しかし、いまの大臣の答弁からすれば、
いろいろむずかしさはあるけれども、とにかくそ
れはやらねばならぬ。しかし、国土庁が窓口となつ
て進めておるものに参考となる程度の、その程度
の地域指標だつたらやめた方がいいと思います。
日本の食糧政策のためにやらなければいかぬので
しょう。あわせて、国土利用計画に合うよう平
仄を合わせる、こういうことにならなければいか
ぬのですよ。時間がありませんから、答弁は一言
いいですから。そう言われてみりや、その通り
だ、と答えてください。

○國務大臣（安倍晋太郎君） きょうの決定は閣議
決定でございまして、これは政府としての決定で
ございます。

○佐藤隆君 まあその中には農林省も含まれる、
こういうふうに理解をいたしておきます。

特に食糧政策を担当している農林省としては、
この国土利用計画にたまたま合わせる時期になつ
てしまつたけれども、これを詰めていると、こう
いうことで、ひとつ理解をいたしておきます。

しかし、いま私ども振り返つてみると、これ
もなかなか大変なことで、私はきょうの答弁に基
づいて、農業団体からもしつかり考えてもらわな
けりやいかぬと思つんです。農業団体の協力がな
きや、これできないですよ。それはなぜ私がそう
いう危惧をするかというと、生産調整は、やらね
ばならぬやむを得ざる措置だつたと思うんです。
しかし、あの生産調整はどうだつたというと、結
果的にはやはり生産意欲を減退させた、農民の理
解を得られないままに進めざるを得なかつたとい
うところに非常に不評を買つたんです。そうして

受けた。今度この地域指標は、そういうそりを受けるないよう、せつから三年間、また休耕奨励金も、あるいは通年施行も、あるいは水田総合利用対策事業というような形で、これから三年間やるわけですから、その間ににはひとつ定着をするよう、ひとつ十分考えていただきたいと思います。これはひとつ、もう大臣わかった、わかつた、こう言っていますから答弁は要りません。そういうことでお願いをいたします。

そこで、私は、こういうことが本当ははつきりしておれば、いま全国各地で起つておる国民の税金を使って干拓をやつた干拓地で、作付をどうする、こうするなんていうむずかしい議論、いざこざが起きてこないはずなんです。やっぱりこういうものがなかつたらそういうものも起きてくる。たとえばの話であります、そういう意味では、新潟県の福島潟干拓も大変な世間を騒がす結果になつた。しかしあくまでも話し合いで、かつての江野川等のあの争いを繰り返すようなことはしないでほしい、農林省もしっかりとやつていただきたい、こういうことで先般來お願いをいたしました。まいりました。まいりましたが、その福島潟干拓の追加事業、展示畑——これは野菜類になると思ひますが、展示畑、当面の作付指導について、簡潔にひとつ答えていただきたい。

もう一つあわせて聞いておきますけれども、あの地域の私は農地といふものは、やっぱり地域防災計画と非常に密接つながりがある。なぜかと云ふと、揚水、排水の問題があるからです。特に畑作の場合には排水の問題がある。まあそういうことでその地域の防災、地域防災とあわせて農地の有効利用、優良農地の確保等の関連で、建設省と農林省との間でコンセンサスを得なければならぬよつた問題が各所にあるような気がするのですよ。そういう意味で、たとえば、例示をいたしますが、福島潟においては、私は、この間、福島潟周辺の防災対策で、先週の金曜日に当院の災対特別委員会で建設省にただした。あの地域の地

○防災計画について、新しい排水についての取組み、胡桃山放水路に排水機を設置する、そして排水について、あるいは洪水時等について不安がないようにする、こうのことについて約束を立てつけました。これと同じような考え方で福島千拓の溢流堤があります。この溢流堤があるか、たんぱだ、あるいはいや畠だといういろんな議論があるんですが、この溢流堤も、改めて福島潟水路、胡桃山放水路を見直すという建設省の考え方、地域防災の考え方方に関連して溢流堤を直すよ。建設省と話し合ってることもひとつえてもらわねばならぬと、そういう考え方をひとつ持つていただきたい。この二点について。

○政府委員(岡安誠君) まず福島潟干拓地においても、福島潟干拓地でござりますが、この福島

置ということに決まつたわけでござります。したがいまして、御指摘のようにこの地域全体の治水計画、防災計画の見直しが建設省を中心に行われますならば、私どもも、そういうような検討の一環といたしましては当然この溢流堤の問題につきましては、建設省とも協議の上、将来検討を進めたいというふうに思つております。

○佐藤隆君 もう検討が進められているのです。さつき私が申し上げましたように、胡桃山放水路に五十一年度排水機を設置するための調査を、五十一年度中にやりますと、こういうことについての間約束が取りつけられたばかりです。だから、新しい取り組みが始まつた。こういうことでありますから、溢流堤のかさ上げ等についても建設省とひとつ話し合つていただきたい、こういう意味でござります。よろしくひとつ。

も非常に関心を持っているんです。でありますので、そのことを、もうきわめて時期が時期でありますから、もう簡単でいいですから、ぜひひとつお答えをしていただきたい。

なぜ私がそう言つたかというと、すでに読売新聞は生産者米価五%という、毎日新聞は六%という、あるいは共同通信筋は八%だという。消費者米価については日本経済新聞も含めて全部、九%だという。そして農林大臣が考えておるがごとく推測記事が載る。そしてまた、もつきのう、きょう、おとといあたりから、いろいろ農業団体との話し合いが始まると、そういう時期でありますから、やっぱり米価のスケジュールということぐらいはある程度、普通でいえばこんなかつこうでいくんじやないか、というスケジュールぐらは言つておいで、しょやな、かど、こう思つてます。

○佐藤隆君 非常に正直に答えていただいてありがとうございます。
ですが、まあ從来行われてきた常識の線ははずれることはないとと思うが、というような言葉もございましたが、大体六月いっぱい、やっぱり前年度の生産費の調査はかかる、統計はかかるということなどで、あるいはまた麦価の米番だって開かなきやういかなわけです、その前に。そうすると、從前の例からいけば、六月下旬に麦価の米番がある。間もなく生産費が出てくる、米のですね。そして、うつに、大体七月上旬から遅くとも七月中旬には決めるのがまあまあ普通の常識的なところ、こういうことになろうと思いますが、大臣の言わられる常識的には、何かほかに大きな、從來のスケジュールを変えるような大きな問題が何か出て来るところとするなら別でありますけれども、きつろって

では三・二へクタールの土地につきまして、新潟県に委託しまして、畑作経営の展示的な圃場を設置しました。技術等についての普及を図りたいと、いうふうに思つておるわけでございまして、これは予定どおり実施をいたす心算でございます。
それからこの干拓地に設けられております堤防の一部が溢流堤になつてるので、これについて考え直すことはどうかという御質問でございますが、これはやはり本来干拓地において溢流堤があるというのはきわめて例外的な措置でござりますが、この地域におきます地域全体の治水計画、それから防災計画の一環としましてこの溢流堤の設

○政府委員(森繁治君) 大臣の御答弁のとおり、できるだけ精力的に努力してまいりたいと思います。

○佐藤隆君 まだお聞きしたいことがありますけれども、非常に時間が狭められておりますので、最後後に二点だけ聞いておきたいわけであります。が、実はこの野菜の安定法の場で聞くのはいかがかと 思いますけれども、露地野菜をつくつておる連中 というのは全部米作農家なんです。ほとんど米作農家なんです。それで、いまこの野菜の法案の行 方も関心を持つておりますと同時に、米価の問題

から、食糧法の規定に基づきまして、買い入れ価格については生産費、物価その他の経済事情を参考し、米穀の再生産を確保することを旨として、また政府の売り渡し価格につきましては、家計費、物価その他の経済事情を参考して消費者の家計を安定せしめることを目的として決めなきやならぬわけで、その際、米価審議会の議を経て適正に決める。こういう以外には、具体的には、常識的な線もあるわけで、いままでずっとやつてきているわけですけれども、そうそれをはずれるということもないでしようが、しかし具体的には、いろいろまだ何も決めてないというのが現実の正

○佐藤隆君 もう一つだけ聞いておきます。
先ほど野菜供給安定基金の運営について評議会の構成それ 자체について生産者側の意向が十分にしんしゃくされるようにということを念を押したわけでありますけれども、麦価であれ、米価であれ、米番の構成について從来非常に問題になつていていたけれども、いろんな事情があつて從前どおり従前どおりという形でずっと推移をしてきた経過がござります。このたびも例年の例に漏れず、そういう議論が例年にもまして実は議論になつて、どうのこうのと言うわけじゃございませんけれども、どうのこうのと言つわけじやございませんけれども、

けでありますから、ひとつ、やがてその時期が来るわ
いて、生産者農民の意向というものが十二分に反
映をされるよう、二十五人中の四名という生産
者代表がいいのかどうか、そこらを十分ひとつ御
検討をいただいて、そして、生産農民の期待にこ
たえられる結論が出るようひとつ御配慮をいた
だきたい、これはお願ひであります。ことは非
常にその意見が強くなつてくると思います。余り
にも長きにわたつてまあまあまああということ
でやつてきただけに、非常に強い主張が出てくる
と思いますので、ひとつそれを含んでおいていた
だきたいと思います。野菜供給安定基金の評議員
会の構成が生産者側十名くらいは確保する、こう
いうことで余りにもりっぱなので、いよいよそつ
ちの方にもまた期待が出てくるよつな、そういう
連鎖的なものもあつての私の意見であります。よ
ろしくひとつお願ひをいたしたいと思います。一
言で結構です。

まず、農業共済の問題なんありますが、農業共済の三原則と言われるものがありますが、この三原則と今度の改正の問題、それからもう一つは、現行行われております共済の各事業ごとの実情、もう一つは、農畜産物価格が大変な激しい変動をしたわけであります。それとそして今後の動向——こういうよつた三つのものと現在の農業共済制度、さらに今度の改正という点等を考えますと、いろいろな問題があるよう思います。であります、時間が短いわけでござりますので、限りますが、具体的な問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

一つは、日本の代表的な畑作というものが大変な衰退をしてきたわけであります。しかし、一方におきましては、畑作を見直すというところから、麦類について畑作の場合は一俵当たり三千円、あるいは大豆については三千五百円、なたねについてはことしから一千円と、こういうよつた積極的な奨励金を出してしまって、衰亡しかかった日本の代表的な畑作物について積極的に推進をしようと、いう萌芽がはつきりしてきたわけであります。そういう中で、大豆について、あるいはなたねについての共済についてはどう考えていらっしゃるのか、という点をお尋ねをしたいわけであります。

○政府委員(吉岡裕君) ただいま先生お話の大豆でございますが、全国の栽培面積で見まして四十九年、九万三千八百ヘクタールということになります。それで、このうち北海道が二三%を占めているという実情でございます。その後、四十九年度の生産振興対策で、全国的に見まして前年に比べて五%伸びたということでございますが、この内訳は、北海道が二三%の伸びに対して内地〇・七%程度しか伸びていないということでございまして、やはり大豆が、いわば商業的にと申しますと、内地の大生産といふのは非常に分散的であり、非常に小規模な状況にあるというのが実情である

うかと思います。
そういう状況の中で、現在、畑作物共済を実施をいたしておりますが、これは、昭和四十八年に制定をされました畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法に基づきまして、昭和四十九年度から北海道、鹿児島、沖縄といつところでも試験実施をいたしておりますがございます。そこで、大豆につきましては、この畑作物の六作物をこの畑作共済の中で対象作物としておりますが、その中の一つの作物として輪作体系の中には仕組まれておりますものについて、現在、北海道において調査が行われておるという段階でございまます。したがって、このような試験実施の結果、料率算定に必要な被害率、その他の基礎資料の整備、それから損害評価方法といったようなものが把握できました段階には、準備を整えまして本格的な共済の実施に入るということになるわけでございます。したがって、このように試験実施の結果、料率算定に必要な被害率、その他の基礎資料の整備を行い、法案の提出、法律の成立、制度の普及促進、引き受け開始というふうな手順を踏んでまいりますためには、五十四年度ということが最低必要だということになりますと、私どもとしてはそのようなスケジュールに従いまして、できるだけ早期に実施を図るべく努めてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○鶴園哲夫君 陸稻は大変減少してしまって、いま四十万ヘクタールぐらいになつてゐるのですかね。そしてまあ、これが六十年には長期見通しによりますと、二万ヘクタール程度になるという。そして、生産高としては大体四十七年の三分の一ぐらいですね。作付面積にいたしましても、収穫量にいたしましても、陸稻はそういう状況に見込まれておるわけです。大豆は大体この五、六年の間停滞はいたしておりますが、大体九万ヘクタール程度のものを維持している。今後これを六十年の見通しでは二・二倍にする。生産高で言います

と三・三倍にするという考え方なんですね。そういうような均衡の関係から言いますと、これは速やかに措置していく必要があるのではないかと私は考えております。いまのお話ですと五十四年、最低見積りでも五十四年というお話をあります。が、そういうお話ではもう六十年に近づいてしまふうということになるわけですね。ですから、もう少しピッチを速めてそういうことをやつていかなればいけないというふうに思うんです。時間の関係がありますから、次の問題を絡めてひとつ一緒に御答弁をいただきたいと思います。

もう一つは畜産共済であります。私はきのう農林省の「第五十一次農林省統計表」というものをもらいましたが、これで見ますと、馬がいま四万二千九百頭いるとのことです。つまり、昨年、五十年の二月一日で四万二千九百頭。ところが、馬の加入数は、農林省が出しましたこの参考資料によりますと四万五千頭ということ。変じやないかと思つてよく見てみましたが、農林省の統計とやらないが、ただし、いまの局長は前の統計部長でもあつたわけですから。それは別にしますけれども、いざれにしましても、農林省の統計の中には輶馬しか出でこない。輶馬といいますか、農耕馬といいますか、しか出でこない。それでは、大変なずれが出る、相当なずれが出るんじゃないかと私は見ているのですけれども、私の鹿児島でも農家で軽種馬をたくさん飼っているところが幾らもありますよ。十頭ぐらいは遊んでいるんですね。共済の方には農家が飼養している軽種馬も入つていて、

それは別にしまして、牛につきまして、肉牛にいたしましても、いたしましてもそれから乳牛にいたしましても、

牛については長い間の念願でありました縱割り牛の一分の一というのが実現されたわけですね。これ非常にいいことだと思います。事務的に言いましても大変いですね。これ非常に繁雑でしたし、多種類に分れておりましたから、これは二分の一に統一され、引き上げられたということは大変結構だと思いますが、馬は引き上げてないわけですよ。前のとおりになっています。これはやっぱり引き上げてしかるべきじゃないかと思う。種豚代も引き上げたわけですから、馬だけ足踏みさしやつて、そんなにはつとくなんというのは、不平等だと思うんですね。そんなことをなさるなりについても考えるべきじゃないか。

まり今年度に、過去三カ年間の試験実施の成果の取りまとめをいたします。それから来年度は本格実施のための制度検討会を開きまして、必要な法案等の形式として取りまとめ、国会提出をし、十三年度に法律の成立をお願いをして、制度の普及促進を図り、まあ、昭和五十四年度その結果、本格実施で引き受けが開始される。こういうスケジュールになるわけでございまして、先生御承知のように、保険の技術的な性格から申しまして、最大限私どもとしては急ぎまして、このような目標に向かって急ぎたいと思つておるわけでござります。この点はひとつ御了承をいただきたいと申うわけでござります。

それから春蚕の小蚕期の設定の問題でございま
すが、現在春蚕につきまして一回以上の掃き立て
を行いますその多回育といふものは、全国的な模
様で見ますと非常にまだ普及率が低いといつて
でございまして、通常凍霜害などが発生しました
場合に掃き立ての延期をとか、あるいは追い
掃きをするというふうなかつて春蚕の場合に
は行われておりますと、これと多回育といふ
との区分の判定というのがきわめてむずかしいと
いう技術的な問題もあるわけでござります。
それからもう一つは、春蚕につきまして蚕期を
区分をしました被害率の調査というものを現在ま
でのところまで行って、よし、うすでございま

これはひとつ考えていただきたいという立場を申し上げておきたいと思います。
もう一つは茶ですが、茶はいま面積もふえてまいりました。そして今後の見通しとしましても、六十年の見通しとしましても、さらに面積もふえることになつておりますし、生産高もくつとふえることになつておるわけなんですがさてこの茶につきまして、ことしの四月の末に遅い霜害がありまして、一番茶大変やられたですね、鹿児島の場合。それから静岡が五月のひょうで大変やられたわけですが、こういうものについてすみやかにやはり茶の共済というものを早く発足さしてもらいたい、といふふうに考えておるんですが、誰

いますが、先生も御指摘になりましたように、馬の全国飼養頭数は昭和五十年で約四万三千頭といふうことになつております。この最近三年間で五割も減少をいたしております。今後恐らくこの減少傾向は続いていくのではないかと見られておりますが、特に問題になりますのは、農耕馬が非常に激しく減りまして、今日では農業経営上の馬の重要性と申しますものは、牛に比べてみると格段に低くなつてきておるというのが実態ではないかと思うわけでござります。従来、掛金の国庫負担措置を講じます際に昭和四十一年改正において牛は三分の一から二分の一というようなことでございましたが、その際馬は三分の一というような国庫負担を始めたという過去の例もあるわけですが、特に今回の制度改正におきましてはいろいろ財政上の理窟もございましたので、この際は何とかして牛の国庫負担を、継割り二分の一ということで実現をしたいということ、この点を最重点に取り組んでまいつたということをございまして、その結果馬については現行の負担割合を一応現状どおりに据え置いたということでもいつたわけでございます。この点はひとつ御了承をいただきたいとふうに思つわけでございます。

○鶴園哲夫君　いま馬についての話がありますが、そういう話をなさると、それじや陸稻はどうやということになるわけであつて、陸稻もまさにそれは大変な崩壊であるし、これから見通しても三分の一になるという話ですし、地域性はどうだ、というこの予算の問題でおつしやると、それじや鹿児島の奄美と、それから沖繩のサトウキビについてどうだ、ということになるし、茶についてははどうだ、ということになるし、いろいろい言い方はあると思うんです。で、さらに馬の問題について、今回は牛に重点を置いたとおつしやられども、牛に対しまして、和牛と乳牛とを加えた加入の頭数に比べますと、これは大変なちちやなものである。金額の面からいえば、これまるで九牛の一毛という感じのする小さなものであります。そのためにこれが犠牲を受けたといふのは、ちょっとお聞きにくいという感じがしますですね。ですから、あんまり優越を得なかつたものが、そのまま据え置いたというのは、理屈としては、いま局長がおつしやつたような理屈立てたというような感じがしてしまつがないんですね。ですが、今度はもうだめなんですから、せ

上げますと、もう一つは、職員の待遇問題はこゝに一部落連絡員、これも部落に一人、大体二十一万。さらには、村に、市町村におります評価委員等々が、まさに一応省略をいたしまして、部落評価員、部落に一名、約二十二万人の人がいるわけです。さらに、この共済運営について非常に力を持つておるというふうにわれわれは思います。それは一月なら一年、あるいは一年なら一年の間に動いている日数で、この共済運営に非常に大きいという点もありまして、大員数的に非常に大きいという点もありまして、大変重要な役割を果たしておるんじゃないかと思ひますが、しかし、それに対する手当といいますか、それが大変に少ない。年間に七、八百円ぐらいのものになつておるんじゃないかと思ひます。その中の三分の一が国庫補助であと三分の一が組合員が出している、こういうことでやつておられるわけですから、これはまあこれだけに限らぬわけでありまして、いろいろな農林省がやつておられるこういうような人たちはたくさんおるわけですね。統計の関係もそうであります。何十万という単位の人が働いておつて今日の統計ができるわけですが、さて、さらにもう一つ、こういふよな農業共済という大きな建物の根っこが動いてるわけですね。その場合に八百円というようなん

上げますと、もう一つは、職員の待遇問題はこゝに一部落連絡員、これも部落に一人、大体二十一万。さらには、村に、市町村におります評価委員等々が、部落に一名、約二十二万人の人がいるわけです。さらに、村に、市町村におります評価委員等々が、この共済運営について非常な力を持つておるというふうにわれわれは思います。それは一月なら一ヶ月、あるいは一年なら一年の間に動いている日数、というのには少ないかもしれませんですが、ただ、員数的に非常に大きいという点もありまして、大変重要な役割を果たしておるんじゃないかと思ひますが、しかし、それに対する手当といいますか、それが大変に少ない。年間に七、八百円ぐらいのものになつてているんじゃないかと思ひます。その中の三分の一が国庫補助であと三分の一が組合員が出している、こういうことでやつておられるわけですから、これはまあこれだけに限らぬわけでありまして、いろいろな農林省がやつておられるこういうような人たちはたくさんおるわけですね。統計の関係もそうでありますから、万という単位の人が働いておつて今日の統計ができるわけです。さて、さらにもう一つ、こういふよな農業共済という大きな建物の根っこが動いてるわけですね。その場合に八百円というようなん

卷之三

卷之三

当では——一年間が八百円、一回動いたから八百円ぢやないのですね、年間八百円出して、そうして公平な評価をやれと、共済の三原則の一つの公平な評価が行なわれているかどうかという点が一つあるわけです。もう一つは大量加入というものの、分散加入です——危険を分散させる。それには大量加入しなければいかぬという点になりますし、もう一つは、先ほど来局長がおっしゃっている統計調査による被害率の確定という点、この三つなんですが、そのまん中の評価を正しくやるという意味において非常に重要な役割りを果たしております。と思うのですけれども手当が大変少ないのであります。従来農林省も非常に努力してこられました。私も十分承知をいたしておりますが、しかしそれにしても余りにも小さいのですから、これは何とかしてもらわなければ困る。その点についての考え方をひとつ伺いたい。

ます。それからさうに一番茶に被害がありまして、一番茶で収穫量を回復をするというようないよな特殊な複雑な問題を含んでおるわけでござります。そこで本五十一年度からこれまでの調査資料を補完をする必要がありますし、また新たな保険技術上の問題点を解明する必要もござりますので、さらに試験調査を実施するということにいたしております。そこでこの試験調査の結果を待ちまして茶の制度化の問題を検討してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。それから損害評価委員、それから損害評価員、さらには共済連絡員といふものの手当が非常に少なかつではないかというお話をございますが、一つは部落の中のこれらの方々がその地域の農民の相互共済組織の中で地域的なまあ仕事をしていただいているという意味が本来的にはあるように私どもは思っておりますが、と申します意味は、やはりその地域の災害の補償について、その地域の人たちが相互に自分の労力を提供し合うという一面があるのではないかというふうに思いますが、しかし、それだけでいわば好意的に行われるということでは困るわけでございまして、この点私どももいたしましては手当の増額についてまあ絶えず努力はしてきておるわけでございます。五十一年度予算ではこれら委員の手当につきまして三〇%の引き上げをいたしております。まあこの点昨年よりもさらに待遇は改善されるということになつておるわけでございますが、今後さらにこれらの待遇改善につきましては予算要求の問題といたしまして、来年度以降も努力をしてまいりたいとうふうに考へるわけでござります。

国家公務員の七等級十二号俸相当で補助をいたして
おりましたものを、引き上げまして六等級五号俸
ということで引き上げをいたしております。それ
から広域組合の職員五十人を一般職員から参事に
格上げをするといったような予算上の措置をとり
まして待遇の改善を図つておるわけでございま
す。私どもの資料によりますれば、市の職員と比
べますとやや劣るというような数字もあ
が、町村の職員と比べますと、それほど大きな差
はございませんで、年齢等の問題は若干ございま
すが、年齢の高さを除いて考えますと、町村職員
よりは若干高くなつておるというような数字もあ
るわけでござります。この職員の給与の改善につ
きましては今後とも努力をしてまいりたいと考え
ております。

○鶴園哲夫君 もう時間がなくなりましたです
が、いまの共済組合の職員の組合當とそれから市
町村當との仕事の職員の給与の差ですが、國家公
務員の場合、市と比べて低いと言ふんじゃなくて、
いま国家公務員非常に不満があるのは、町村と比
べて低いといふところに国家公務員非常に不満が
ある。県とはもちろん比較にならないのです。で
すから、これはいすれまた改めまして……。

野菜の問題についてお伺いしたいんですが、こ
れは時間がありませんので——この野菜の私、法
案を見ましてですね、それから安定法の目的等が
ら見まして、これは法律そのものは、生産者の価
格というものが、生産者が野菜の価格が著しく下
がつたとき、まあ普通で言えば暴落したとき、そ
れを補てんをすると、いうところに大変な重点があ
るんじゃないか。いま野菜の問題で一番大きい問
題は、やはり暴騰したという場合にどうそれを安
定させるかという点に問題が、もう一つ大きなも
のがあるんじゃないか。そういたしますと、いま
の法律の運営を見まして、また予算を見ますとわ
かるんであります。暴落したときの対策という
題についての施策というのが少ないというなら

ほども神沢さんの方から話がありました鹿児島と沖縄に七十ヘクタール程度の、高騰時の対策の実験特別事業というのが七十五ヘクタール、冬キヤベツについて行なわれていますね。ことは、これがある程度威力を發揮したわけですね。あともう一つありますのは、タマネギとバレイショの保管をしている。この二つの事業が行なわれているだけであって、暴騰時にに対する施策というのが、つまり農林省が生産者に対する対策、国民一般の消費者に対する対策というのが欠けておるんじゃないかというか、不十分じゃないかという点を私は一つ考へるわけです。

もう一点は、そういう対策を考えた場合に、消費地の自治体に対しても金を出させたらどうだ、東京都にいたしましてもあるいは鹿児島市にしましてもそういう自治体というのに負担をさせたらどうだというのを感じるわけですが、以上、時間がありませんので二つだけお尋ねをいたします。

○政府委員(今村宣夫君) 野菜の高騰時におきます消費者に対する対策でございますが、私たちとしましては、従来野菜価格安定基金で行っておりましたタマネギ、バレイショ等の売買保管業務、あるいは冬キヤベツの契約栽培の事業がございまが、これらの事業はそれぞれ新基金に引き継いで業務を実施いたすわけでござりますけれども、従来のような財團法人の形でそういう対策を講ずることは、いろいろ資金的にもまた業務の円滑化上にもいろいろ問題があると考えまして、そういう消費者の対策を強化する意味合いにおきましても、今度の新しい新基金をつくるというふうにいたしたわけでございます。

それから消費地の自治体にもっと金を負担させるべきではないかということでございますが、現に消費地におきます自治体としましては、たとえ東京等でありますとか、その他の府県におきま

してもそれぞれいろいろ創意工夫をこらしまして、何といいますか、野菜の供給の安定ということに努めておるわけでござりますので、これを全体として消費地の自治体の負担ということを制度的にどう組み入れるかということになりますと、なかなかいろいろ問題もござります。やはりそれぞれの自治体の創意工夫によって処理をしていかれるのが現段階としては私は一番適当な方法ではないかというふうに考えておる次第でござります。

○鶴岡哲夫君 一点だけ。野菜価格安定対策約八十六億、野菜対策という全体の費用の中の六二%程度は価格安定対策に使われておるわけですが、しかし、中身はキャベツ対策といつてもいいほどキャベツに対する大変な金が使われているわけですね。いまお話の、高騰時対策として、実験事業として七十五ヘクタール、沖縄と鹿児島にやつていらっしゃるわけですが、こういうような少し代表的なものに対して拡充をする、そういう実験をなさる気持ちはないですか、この点をひとつお尋ねいたします。

○政府委員(今村宣夫君) 高騰時対策としまして、本年度、五十一年度におきましては事業量を拡大して、高騰時対策の実験事業をさらに引き続いてやることにいたしておりますが、今後さらにこれを拡大するかどうかについてはこの事業が価格高騰時におきます追加的供給に充てるための——既存地の通常の生産出荷に対して追加的供給を確保するということにいたしましては、私たちとしましては、大幅な事業拡大をするかどうかにつきましては、現在行っています実験結果を見て、今後十分検討していくたいというふうに考えております。

○委員長(小林国司君) これにて休憩いたします。

午後六時四十分休憩

午後七時二十一分開会
○委員長(小林国司君) ただいまから農林水産委員会を再会いたします。

休憩前に引き続き両案の質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○相沢武彦君 最初に、農災法の方からお尋ねをいたします。

まず、三点伺います。

農作物共済について、農家単位引き受け方式を推進することは、農業災害補償法の趣旨から見ても望ましいものであると思うんですが、これによつて農家が補償の面において一筆単位引き受け方式と比べてどんな利点があるのか、この御説明を願いたいと思います。

それから、この農家単位の引き受け方式は制度的にはよいものに違いないと思いますが、これを普及させるためには農家が受け入れやすいよう工夫することが必要だと思うんですが、この普及の対策はどうなっていますか。

三点目は、農家単位引き受け方式を今後推進していくことには異存はありませんけれども、農作物共済の現状は一筆単位の引き受け方式がほとんどでありますけれども、これに対して何とか措置を講ずるお考えは持つていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(吉岡裕君) ただいまお話のございました第一点でございますが、御承知のように一筆単位方式と申しますのは、農家としてみますと、平年作あるいは増収をしておるというふうな場合でありますのも、特定の耕地に被害が起つた場合には共済金の支払いが行われるということになつておりますけれども、これは補償面で比べてみると、一筆単位方式で米価の七割まで補償をされるということになります。それから半相殺農單方式では八割まで補償される。それから全相殺農單方式では九割まで補償される。このような補償水準の改善が行われるということでございます。

それから農單引き受け方式を農家の受け入れやすいような形に工夫することが必要であるということでございますが、私がただいま御説明申しましたように、農家全体の経営安定、それから制度の効率化というような点から見ますと、この農單方式と申しますのは合理的であるというふうに考えておりますので、まずこの方式の導入が比較的容易に行われると思われます平地農村等の地域を重点にいたしましていろいろ制度の啓蒙を農家の方へお伝えしてまいりたいと思います。

そこで、今回の農家単位方式はそのような一筆単位に伴います不合理な点をひとつ是正をしたいと、いうことで考えられておる方式でございまして、

考え方といたしましては從来の半相殺の方式を全相殺に変えようと、いう考え方なわけでござります。現在行われております農家単位引き受け方式は、いわゆる半相殺ということでございまして、農家全体としての減収量というものを基礎にいたしまして、一定の分を超える減収量というものを補償するという考え方で仕組まれておりますので、先ほど申し上げました一筆に比べますと、農家の損失補償という点から見れば、より合理的な方式であろうというふうに私ども思つておるわけでござります。

さらに、今回の全相殺の方式でござりますと、さらに減収分と增收部分とが相殺をされまして正味の損失部分を補償する、こういう考え方方に立つておるわけでございまして、そのような相殺方式をとるということの見返りの措置をいたしました

こととござりますので、この点、農家の補てん水準としてはさらに高くなるということになります。

このよくな三つの、農作物についての共済方式が今回でき上がるわけでございますが、これを補償面で比べてみると、一筆単位方式で米価の七割まで補償をされるということになります。それから半相殺農單方式では八割まで補償される。それから全相殺農單方式では九割まで補償される。このような補償水準の改善が行われるというふうに引き上げることにいたしたわけでございまして、從来は補償額の限度を米価あるいは麦価の百分の九十といふことにしておりましたものを、今回百分の百までみると、いわゆるいたすことになりますが、この方式は当然一筆単位方式にしておりまして、この方式は常に適用をされておるわけでござりますが、これに対しましては今回補償額の限度を先ほど申し上げましたように引き上げることにいたしたわけでございまして、それから、一筆単位引き受け方式が農作物共済の方式としては今まで支配的な引き受け方式になりましたが、これに対しましては今まで支払金の支払いをやるということを特例として認める措置を開いております。こういう措置を加えることによりましてこの農家単位引き受け方式のさらに推進をしてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

それから、一筆単位引き受け方式が農作物共済の方式として今まで支配的な引き受け方式になりましたが、これに対しましては今まで支払金の支払いをやるということを特例として認める措置を開いております。こういう措置を加えることによりましてこの農家単位引き受け方式のさらに推進をしてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

○政府委員(吉岡裕君) 今年の水稻の被害の状況を見てみると、非常に、いま品種の改良でござつてござりますが、その点確かに農家補償というものがござりますが、その点確かに農家補償というふうに考えておる方

に對して行うということをまずいろいろやりたいと思つておるわけでござりますが、特に今回の改正の中に入れております点は、農家単位引き受け方式の特例といたしまして、その農家の持つておられます耕地、これは一筆ということでござりますが、その耕地について全損になつたような耕地が、それからこつしめた地域を指定するにはどういうような基準をもつて行うのか、その点を明らかにしていただきたい。

が進んでおりまし、また一方風害が減少しておるというふうなこともございまして、被害全体としてはかなり減少をしているということとございますが、その被害の中で病虫害の被害というのは、相対的に見まして必ずしも減少をするという傾向にはないわけでございます。そのような状況の中で、全体として水稻の被害が低下をするとということの結果、まあ農家におきましては、いわゆる掛け捨ての不満というもののいろいろ出てきておるわけでございまして、まあ農業共済団体においても、このよろしい農家の掛け捨て不満といふものに対しても積極的にやはり対応していくのが、共済事業として円満に運営していくことがむずかしいというふうなことがございまして、いわゆる損害防止事業といふものを積極的にやりまして、共済組合と組合員との結びつきを強化していくということをこの際積極的に拡大をしてほしいという要望を持つておるわけでござります。また、事実、共済組合が市町村の防除協議会等に参加をいたしまして、中にはみずから強力な病害虫防除活動を実施しておるというふうな実情もあるわけでござります。そこで、農災法の基本的な目的としましても、損害が広範に発生する前にその防止を行つて、損害を最小限に抑えるということも非常に望ましい姿になるわけでござります。

そこで、この損害防止事業といふものを共済事業の一環ということで、今回制度化することにいたしたわけでございますが、今回のやり方としましては、新たにその防除に要しました費用を支払いの対象とする、共済金の支払い対象として免除に要した費用を対象とする。そういう仕組みを取り込むことになったわけでございまして、この制度改正でも、水稻病害虫の異常発生に対する共同防除費用について当分の間特例として共済金を支払うという改正を繰り込んでおるわけでござります。こういう目的の共済金の支払いでおるわけでございま

すので、その実施される地域としましては、まず水稻に係る病害虫の防除を共同して行つたための施設が整備をされておるといったような、共同防除のための体制が整つてある地域であるということが一つの条件でございまして、また、その地域の中でも、全体として水稻の被害が低下をするということの結果、まあ農家におきましては、いわゆる掛け捨ての不満というもののかいいろいろ出てきておるわけでございまして、まあ農業共済団体においても、このよろしい農家の掛け捨て不満といふものに対しても積極的にやはり対応していくのが、共済事業として円満に運営していくことがむずかしいというふうなことがございまして、いわゆる損害防止事業といふものを積極的にやりまして、共済組合と組合員との結びつきを強化していくということをこの際積極的に拡大をしてほしいという要望を持つておるわけでござります。また、事実、共済組合が市町村の防除協議会等に参加をいたしまして、中にはみずから強力な病害虫防除活動を実施しておるというふうな実情もあるわけでござります。そこで、農災法の基本的な目的としましても、損害が広範に発生する前にその防止を行つて、損害を最小限に抑えるということも非常に望ましい姿になるわけでござります。

○相沢武彦君 そうしますと五十一年度では、これまで申請を受けて、今度の法律が通つた場合に適用して補償をする対象になるところは、もうすでに何ヵ所か予定されているんでしようか。

○政府委員(吉岡裕君) この法律が通過いたしました際は、農林省としまして組合から希望をとり、実際に何ヵ所か予定されているんでしようか。

○相沢武彦君 その実態をよく調査いたしました上で地域指定を

思っております。

○相沢武彦君 家畜共済について二点伺いたいん

ですが、近年における食糧需給の動向から見まし

て、畜産物に対する需要といふものはますます強

まつてきておりますが、こういった現状から考え

まして、畜産の振興といふのはきわめて重要なこ

とは言つまでもないことであります。今回の改正

が、今后における畜産の動向等見ながら関係方面

とも連絡をとり、将来の問題といたしまして慎重

に検討してまいりたいと考えております。

○政府委員(吉岡裕君) 診療所の問題でございま

すが、最近の家畜診療所の経営状態を見ますと、

牛馬の飼養頭数が地域によりまして非常に減少い

たしましたり、あるいはその地域のその他の畜産

事情が変化するといったことによりましていろん

な経営問題が家畜診療所について起きておるわけ

でござりますが、特に過疎地域の診療所の経営が

悪化をしてきておるというところがござります。

そこで、国としましては、家畜共済診療所の改

正でござりますとか、あるいは特定損害防止事業

における獣医師日当の引き上げといったような措

置を講じて、いろいろ家畜診療所の経営問題に対

ますので、その実施される地域としましては、まず水稻に係る病害虫の防除を共同して行つたための施設が整備をされておるといったような、共同防除のための体制が整つてある地域であるということが一つの条件でございまして、また、その地域の中でも、全体として水稻の被害が低下をするといふことの結果、まあ農家におきましては、いわゆる掛け捨ての不満といふものかいいろいろ出てきておるわけでございまして、まあ農業共済団体においても、このよろしい農家の掛け捨て不満といふものに対しても積極的にやはり対応していくのが、共済事業として円満に運営していくことがむずかしいというふうなことがございまして、いわゆる損害防止事業といふものを積極的にやりまして、共済組合と組合員との結びつきを強化していくということをこの際積極的に拡大をしてほしいという要望を持つておるわけでござります。また、事実、共済組合が市町村の防除協議会等に参加をいたしまして、中にはみずから強力な病害虫防除活動を実施しておるというふうな実情もあるわけでござります。そこで、農災法の基本的な目的としましても、損害が広範に発生する前にその防止を行つて、損害を最小限に抑えるということも非常に望ましい姿になるわけでござります。

○相沢武彦君 その実態を掌握された資料があつ

ります。そこで、そのよろしい地域から組合がこ

の事業を実施したいという申請をいたしてまいり

ました際には、都道府県知事の意見を聞いて指定

をするということでありたいというふうに思つ

ております。そこで、そのよろしい地域から組合がこ

の事業を実施したいという申請をいたしてまいり

ました際には、都道府県知事の意見を聞いて指定

をするということでありたいと思います。

○相沢武彦君 その実態を掌握された資料があつ

ります。そこで、そのよろしい地域から組合がこ

の事業を実施したいという申請をいたしてまいり

ました際には、都道府県知事の意見を聞いて指定

をするということでありたいと思います。

○相沢武彦君 その実態を掌握された資料があつ

</

ます。

○相沢武彦君 煙作物の共済について伺います。が、煙作物の対策を見ていますと、これまでも水稻に比べるとかなりおくれているんじやないかと思われるんですが、四十九年から試験実施が行われてきましたが、特に水稻農家に比べて烟作の人たちは、ともすると対策が乏しいということでもつともっと充実してほしいという声が今日までも多かったわけでありますと、この煙作物の共済制度の本格実施という点について、大臣はどうにお考えになつておるか、この点を伺つて、次の野菜問題に移ります。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 煙作物の共済につきましては、御存じのように昭和四十八年に制定された煙作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法に基づきまして、四十九年度から北海道、鹿児島県及び沖縄県において試験実施を行つておるわけでございますが、試験実施は料率算定に必要な被害率等の基礎資料の整備、損害評価方法等につきまして調査を行うためのものでございますが、適正な被害率の算定には最低三年から五年間の被害状況のデータが必要とされるわけでございます。そのため、本格実施につきましては、五十四度以降になると考えられるわけでありますと、その時期は可及的速やかになるよう努力をしてまいりたいと存じます。

○相沢武彦君 ゼビ準備を進めて、予定どおり一日も早くこの烟作の共済制度の本格実施を進めていただきたいと思います。

次に、野菜の問題に移りますけれども、野菜の安定供給、それから価格の安定対策といふものについては、非常に需要と供給両面から要請をされているわけがありまして、国民生活にとつてもきわめて大きな影響を持つと思います。食生活の面から考えてみると、高度経済成長の時代には、米からパンへ、魚から肉へ、野菜は洋菜類が多くなる。こういったパターンだつたわけですが、低成長経済時代に入りました、食生活の需要内容に変化が見られると言われております。すなわち、

米食の見直し、魚、野菜の食物が増大をしてきて

いる。また一時洋風化した日本人の食生活が、た

めに、これが、これについて大臣はどのよろなお考え

ですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 野菜は、米、畜産に野菜価格の乱高下というものが生産者、消費者ともに苦しめ泣かせるわけでありまして、この問題を解決のためにこの本法案が出され、また充実するため今回改正をされると思うんですが、まず大臣に野菜行政の基本方針についてお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 野菜は、米、畜産に次ぐ重要農産物であり、その生産の振興と価格の安定は、野菜農家の経営上きわめて重要な問題でございます。また、消費者家計にとりましても、肉類に次ぐ重要な地位を占めておりまして、この野菜価格の安定は、消費者にとりましてもきわめで重要であると存じます。野菜の価格は、作付面積や天候によるところの供給量の変動の影響を受け、非常に変動が著しく、むつかしい要素を含んでおることは御存じのとおりでありますと、この野菜価格の安定を図るために、供給の安定を図ることが基本と考えられ、従来から野菜生産出荷安定法を中心とした一般的な事業を講じてまいりました。この野菜生産出荷安定法は、野菜の供給安定対策の実施態勢の整備等を行つこととして、法改正することとした次第でござい

ます。このことは御存じのとおりでありますと、この野菜生産出荷安定法は、野菜の供給安定対策の実施態勢の整備等を行つることとして、法改正することとした次第でござい

ます。このことは御存じのとおりでありますと、この野菜生産出荷安定法は、野菜の供給安定対策の実施態勢の整備等を行つることとして、法改正することとした次第でござい

ます。このことは御存じのとおりでありますと、この野菜生産出荷安定法は、野菜の供給安定対策の実施態勢の整備等を行つることとして、法改正することとした次第でござい

ます。このことは御存じのとおりでありますと、この野菜生産出荷安定法は、野菜の供給安定対策の実施態勢の整備等を行つることとして、法改正することとした次第でござい

来年度中に片づけるといふことはできないのかどうか。

ましたよつな体制が整い次第、五十一年度以降さきるだけすみやかに指定をしたいと考えております。

それから北海道の場合ですか、現在札幌だけが指定されておりますが、札幌圏に旭川市を含めているのですが、かなり広範囲なんですね。北海道の場合、全国でも五分の一という広さは、五県分ぐらいに匹敵するぐらいというふうな考え方も成り立つわけで、表玄関の函館の場合、人口二十五万を超しておりますし、それから今後人口が急激に伸びるございまして、いろいろ苦心、そして二箇所

○相沢武彦君 それから、積雪寒冷地に対する冬の野菜の供給対策をもつと充実させねばと思ふのですが、東北、北海道など積雪寒冷地、これは冬期間だけでも拡大適用して指定消費地をふやす、という考え方を持ったおられませんか。

○政府委員(今村宣夫君) 今回の法改正によりまして指定消費地域を人口二十万人程度の地方都

八万ぐらいになりますし、ともに中央卸売市場があつて、優先順位は高いと思うのですが、この函館、室蘭、苫小牧を一括して、この地域はいつごろ指定される見通しがあるのか。

して指定消費地域を人口二十万戸程度の地方者及びその周辺地域まで拡大する道を開きましたので、そういうように拡大することは、先生おしゃいますような積雪寒冷地域でありますとか、あるいは沖縄のよくなところにおける野菜の遠地からの安定供給ということを確保する趣旨でございます。したがいまして、そういうふうな文

指定いたしますと、県庁所在地で残りますのが大体十五都市でございます。それから中央卸売市場がありまして県庁の所在地でないところは四都市ございます。そこで私たちとしましては、これらの市につきましては体制の整い次第、できるだけす

○相沢武彦君 いや、生産出荷安定対策でただおきたいのですが、野菜の作付面積は昭和四〇にできましたところではそういう指定を行つてのことによつて御趣旨のよつなことができるといいますから、東北、青森を除いて大体全部指定をわっているよつな状況でござります。

定消費地域を指定をするということだけではございませんで、指定を受けた地域は国の野菜対策の対象地域といたしまして、指定野菜の需要の見通しの策定でありますとか、あるいは需要に見合った供給確保のために当該地域向けの指定産地の

一年約六十七万ヘクタール、これをピークにし年々減少傾向を示しておりますけれども、四十年度は五十九万ヘクタール、最近も減少ないしぱい状態だということです。この作付動向の減の原因はいろいろあるのですが、中でも地力の下に伴う生産の低迷ということについて憂慮感を

せん。したがいまして、そういうふうな体制づくりを県、農協、市町村がしていかないと効果が上がりませんので、私たちとしましては、できる限り地元において、そういう体制づくりを早くやるように指導いたしますと同時に、そういう体制ができまることの二つをまことに、逐次修正をして

るわけなんですが、農林省が三十四年以來やつ
きた地力の保全基本調査を九割方終了しており
して、その集計が出ておりますが、不良土壌の
積からいきますと、水田の全体に対する三九%
比べて、畑が六七%と非常に不良土壤の率が高い
ことになつております。この原因は、化学肥料

○相沢武彦君　函館、室蘭の見通し……。
○政府委員(今村宣夫君)　釧路、函館、根室、室蘭につきましては、中央卸売市場がござりますので、これらの市につきましては、先ほど申し上げ

多用、それからキヤベツに見られるような單肥料の連作が地力の消耗に拍車をかけている、それから人手不足で堆肥の使用が減っている、畑作土が浅くなつて成育に障害をもたらす、こういったことで現状のまま放置をしますと、地力

低下が進んで反収水準は維持できなくなると、
う言われております。ある農家の方は連作は五年

目ぐらいから割す減収するということも言
っているわけでございまして、生産出荷安定化に
この指定産地制度の充実というものは急務でありま
すが、作付面積を大型化して計画的な生産出荷
を図ることは当然重要なことであります。が、同様に
に、強力な地力保持対策というものが講じられね

くことはならないと思うのですが、これについていろいろ指導対策をされているのでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君)　近年御指摘のよつに菜産地の一部におきまして地力の減退でありますとか、あるいは病害虫の発生等いわゆる連作障害を起こしている例が報告されておるわけでござ

いますが、その原因は、一つはやっぱり経営規模が小さいのですから、適正な輸作がなかなかつかわれない。あるいはまた労働力が不足するのでも機質の投与が不足するというふうなことが原因として考えられるわけであります。こういうこと

対します対策として、農林省としましては、中及び都道府県に土づくり運動の推進協議会を開きいたしまして、土づくりの重要性に対する認を高めると同時に、産地の実態に即した適正な作を行うように事務次官通達等によりまして指導を行つておるところですが、野

につきましては野菜生産安定期事業といふのを実施をいたしまして、地力の増強のための施設がありますとか、あるいは病害虫防除施設の導入を推進をすると同時に、野菜指定産地整備近代事業というのを行いまして、それでその事業の要の補助を行うことによりまして、地力の増強

留意するよう事業の推進を図つておるところ
ございます。

作するため作物を変えた場合、出荷先を保証してもらえるのかどうか、それからまた、何か別

物を植えておいて、さらに今度またもとへ戻る、戻ったときの作物の出荷先がどこへ指定されるの

○政府委員(今村宣夫君) 私たちは、指定産地化が不安であるとかいうようなことがあると申うのですが、今後この指定産地制度を充実していく場合に、大型化していく、それから一方では能力の保持をするために輸作を進める、この辺の休みは一体どのようになっていますでしょうか。

指定いたします場合に、重複指定と言つておるでござりますけれども、その地域を、たとえはキヤベツ、冬トマトという指定野菜の種別ごとに一定の計画、出荷量が確保できる作付面積といふものを考えまして、そうしてそういう輸作ができるよう、よつて二重複をして旨意をするという取り

いにいたしております。もう一つ、別途作物を手
と一連のものとしてつかまえで、複合的に作物
つかまえて指定をしたらどうかというお話をござ
いますが、これはなかなかそういう形での作物
たとえば野菜の種類で、そういう複合的な指定

○相沢武彦君 大規模低温貯蔵庫の設置管理の題でお尋ねしますが、現在 大阪中央市場に三千三百トン及び三千三百トンの貯蔵庫を設置管理をしております。今後、京浜、中京地域にも順次建てるというふうに考えております。

○政府委員(今村宣夫君) 大消費地域におきま
低溫貯藏庫の設置につきましては、建設用地の
保がなかなかむずかしいので、計画的な設置は
どこまで具体化していますか。

常に実は困難な実情にあるわけでござります。しかし、京浜地域、中京地域につきましては、野菜の低温貯蔵庫が不足している実情及び今後におます野菜の低温流通の進展等に見合った低温貯蔵庫を設置する必要があると考えております。一がつて、地方自治本とも十分協議をしてしましました。

卸売市場整備基本方針に基づく低温流通の施設
備状況を勘査しながら、生鮮食料品の消費地域

給調整設置事業というのがございますから、この補助金を活用しまして逐次整備をしていきたいと、いうふうに考えておるところでござります。

○相沢武彦君 現在、札幌市は指定消費地になつてゐるんですが、人口百二十万を超えておりま

す。しかも、十一月から四月までは雪に埋もれて

いる、こういう季節的にまあ非常に不利な大消費

地だけに、当然早急に大規模低温貯蔵庫は必要で

あります。しかる、現在国の補助は三分の一になつていますが、これの建設の見通し、そ

れから、現在国の補助は三分の一になつていますが、これの補助率アップをもつとすべきだと思

ますが、この点はどうでしようか。

それから、関連をして積雪寒冷地の悩みである

冬野菜の長期貯蔵のために新技術の開発を図ることが必要だと思いますが、もつと品目をふやした

実験事業、これを強化するお考えはないか。

○政府委員(今村宣夫君) 北海道におきます冷蔵

庫の設置の予定でございますが、中央卸売市場の施設整備いたしましては、五十一年度冷蔵庫の拡

張工事が予定されているという状況でございま

す。北海道におきます卸売市場整備事業以外のと

ころで低温倉庫は、当面北海道において設置する

計画はございませんが、この敷地その他の確保が

できまして、設置計画が北海道の方でつくられる

ようになりますれば、私たちは、それに遅滞なく

対応するつもりでおるところでございます。

それから、補助率を上げられないかということ

でござりますが、現在、野菜の価格安定基金が低

温の貯蔵庫を設置いたします場合、活用し得る事

業としましては生鮮食料品等の消費地需給調整施

設設事業といふ補助事業がございますが、この

事業の実施主体は、基金のほかに、都道府県また

は三万以上の市、それから地方公共団体が主たる出資者となつてゐる法人、それから卸売市場の開

設者、卸、中卸等の卸売市場関係事業者で構成す

る事業協同組合ということに相なつております。

を引き上げるということはなかなか困難なことではないかというふうに考えておるところでござります。

○政府委員(平松甲子雄君) ただいま先生のお話

は、大規模冷蔵貯蔵庫における試験貯蔵みたいなお話を承知いたしましたけれども、私の方では一

般的に野菜の冷凍その他についての研究をやつて

おりますので、その点について御答弁を申し上げ

たいと思います。

野菜の価格は需給のちよつとしたアンバランスによ

りまして大きく影響される、このようなことござ

いますので、その有効な短期、長期の貯蔵法を確

立するということが価格安定のための有力な手段

ではないかと、このように考えておりますし、また

野菜の鮮度低下が早つございますので、低温貯

蔵するとか輸送するとかということによりまして

ロスを低減させたり、あるいは適切な包装を行つ

ることによって輸送途中の消耗を少なくするとい

うことも必要なことではなかろうかと、かように考

えておるわけでござります。まあそういうふうな

観点から、私どもの方では、食品総合研究所なり

あるいは野菜試験場なりというところで、まあ公

設設、新設の計画はございません。第二次十カ年

計画では、室蘭の中央市場に若干の冷蔵庫の拡

張工事が予定されているという状況でございま

す。北海道におきます卸売市場整備事業以外のと

ころで低温倉庫は、当面北海道において設置する

計画はございませんが、この敷地その他の確保が

できまして、設置計画が北海道の方でつくられる

ようになりますれば、私たちは、それに遅滞なく

対応するつもりでおるところでございます。

それから、補助率を上げられないかということ

でござりますが、現在、野菜の価格安定基金の補助率

を確保していますが、こういった全国の市単位の事業にも国助成の道を開くべきではないかと思いますが、これの考え方を検討されていましょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 消費地の自治体がいろいろ独自に野菜の供給安定対策を行つておるわけ

でございまして、その内容は各地の実情に応じてさまざまござりますが、いずれも自治体が積極

に地域の物価問題に取り組んでいるという点で私は高く評価できると思いますが、しかし、中にはいろいろ問題点もないことはございません。そ

こで私たちといいたしましては、基本的な対策、制度的な対策、これをやっぱり何といいますか、確

実にやっていく、そしてその上に地方自治体の独立性を尊重しつつ全体の需給バランスを崩さない

よう、生産出荷協議会等を通じて適切な指導を

していくという考え方でおるわけでござります。

○小笠原貞子君 まず最初に、今度導入されまし

た全相殺農單方式の問題についてお伺いしたいと

思います。

北海道の稻作の場合は、昭和三十九年や四十六

年の冷害で大きな災害を経験いたしました。また

政府においても積極的な推進をされたというよう

なこともございまして、北海道では農單方式とい

うものを大体選択をしてとつておる。この方式で

いきますと、大きな被害がございますときには共

済金額は大きいという反面に、今度支払いを受け

る機会というものが今度は少なくなるというこ

とで、農民の中には一筆方式に戻してほしいとい

うような声も出ているわけです。まあ今回の改正で

共済金額の方は、単位当たり価格の九〇%が一〇

〇%に改善された、支払いを受ける機会を多くす

るという点での足切りの引き上げは、新しい金相

農單方式を導入し、それは一〇%とするという

だけにとどまつてゐるわけです。この全相殺農單

方式については米の収穫量を適正に確認できる地

域ということで御説明を受けたわけですが、それ

も、そうしますと、カントリー・エレベーターとか

ライスセンター等の設備が整備されているという

北海道の場合調べてみますと、カントリー・エレベーター・ライスセンターといふものを活用しているのはわずかに三〇%程度だということを聞いたわけなんです。また、単位共済組合全体で活用してい

ます。この点からは全然ない。こういう点から考

えますと、従来の半相殺農單の場合でも、検見のほ

かに出荷時に出荷量を確認しているわけですか

ら、したがつてライスセンターなどの設置がない

ところでも収穫量が適正に確認されば、この方

式を選択することができるということになつても当然だと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうでございましょうか。

○政府委員(吉岡裕君) ただいまお話をございま

すように、今回導入いたします全相殺農單方式の

条件といいたしましては、農家の収穫量を的確に客

観的に把握する条件があるということがその全相

殺農單方式を導入いたします地域の条件になるわ

けでございまして、そういうことからいたします

と、カントリー・エレベーターとか、ライスセンター

のよろな施設が設置されている地域で、その地域

の農家がそれを大幅に利用しておるというこの

結果、地域内の農家の収穫量といふものが的確に

把握されるようなそういう場所が、地域指定の条

件があるわけでござります。いまのよろなことで、

カントリー・エレベーター及びライスセンターの処理

が行われておるということでござります。そのほ

と、カントリー・エレベーター及びライスセンター

のよろな面積を現時点で全国平均、全国で見てみますと、

カントリー・エレベーター及びライスセンターの処理

が行われておるということです。そのほ

と、カントリー・エレベーター及びライスセンター

のよろな面積にいたしまして約六〇%程度の面積についてカ

ントリー・エレベーター及びライスセンターの処理

が行われておるということです。そのほ

を決めてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○小笠原貞子君 確かにこれ一つの新しい試みで、導入されたのはいいけれども、いま伺えば全國で面積にして六%しか適用されないということになりますと、もう本当にいんだけども、わずかしかということになつてしまつわけです。さつきおつしやつたように、客観的にその量が確認されればということなわけですから、先ほど私も申し上げましたように、検見のほかに出荷時に量を確認していくことが客観的に確認できるという条件になろうかと思います。そういうほかに何かむずかしいことがあるんですか。具体的に何か客観的にこういう基準でということをいま具体的にお持ちになつていらっしゃるんですか。

○政府委員(吉岡裕君) 先ほど御説明いたしましたように、最終的な地域指定の条件というものは、それぞれの地域の組合の申請によりまして、その内容をより具体的に確定をしたいというふうに思つておりますが、私どもが一つのメルクマールとして考えておりることは、その地域について圃場における検見あるいは実測ができる体制が完全に整つておるというようなこと、さらにその地域の販売数量、商品化率と申しますか、販売数量あるいは受検数量、それから圃場の整備といったようなことが的確に土地改良等で行われておるというような条件、そのほか具体的にはなお出でるかと思いますが、おおむね私どもが考えておりますのは、いま申し上げましたよなことを一つの基準いたしまして、具体的な条件を見定めていきたいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 全相殺農單方式と半相殺、今までの農單方式の場合を、共済組合の方にいろいろ話を伺いますと、どつちが支払いの機会が多くなるかわからぬといふことで、大変首をかしげていらっしゃるというようなことがございまして、足切りと実際には変わらないということになるいきたいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 何かちょっと心細くて、せつかくいいと思ってお出しなかつたことが、いまみたいなくらいのことになつたらどの程度適用されないかと大変心配でござりますが、その辺のところは希望がある場合には、彈力的に御配慮いただきたいことで積極的に御検討もいただきたいと思います。

次に、一〇%の足切りといふことになれば掛金

は高くなるというふうに思うのですけれども、この点で、今度この方式導入の場合に國庫負担を引き上げるというような措置はお考えになつたのですか。

○政府委員(吉岡裕君) 今回の全相殺方式で一割足切りということで、掛け金の計算などもいろいろおおむね同水準といふことになつておりますと、おおむね同水準といふことになつておられます。それから今回の全相殺農單方式は、毎年の生産性の向上といったようなことが反映いたしますように、統計情報部の方の調査の結果なども利用いたしまして、毎年実態に合つよう

に基準収穫量を決めております。

○小笠原貞子君 それがなかなか合つてないといふところで、実際問題としては基準収穫量が多く見込まれて相殺されてしまつたらおんなしだとうようなことが実際問題として多いんじゃないかなと思つわけなんでございますが、

○政府委員(吉岡裕君) おおむね同水準といふことになつております。それから今回の全相殺農單方式は、毎年の生産性の向上といったようなことが反映いたしますように、統計情報部の方の調査の結果なども利用いたしまして、毎年実態に合つよう

に基準収穫量を決めております。

○小笠原貞子君 それがなかなか合つてないといふところでは、実際問題としては基準収穫量が多く見込まれて相殺されてしまつたらおんなしだとうようなことが実際問題として多いんじゃないかなと思つわけなんでございますが、

○政府委員(吉岡裕君) おおむね同水準といふことになつております。それから今回の全相殺農單方式は、毎年の生産性の向上といったようなことが反映いたしますように、統計情報部の方の調査の結果なども利用いたしまして、毎年実態に合つよう

に基準収穫量を決めております。

とかといって、確かに量では取れただれども削つていかなければならないというような問題で、品位として下になつてきて、農家にすれば減収になつて災害を受けたというようなことも含めて農業灾害の補償という立場に立つての方法を考えていた。ただく必要があるのではないかと思うわけなんでしたけれども、今後そういう問題についても御検討いただくというお気持ちがおありかどうか、大臣の

ますと委員共済が六〇%前後、それから果樹共済が五〇%と、他の共済等の比較から見ましても今後少くとも二分の一までという要望は先ほどからも出たとおり、農家にとっても非常に大きな要望になつてゐるわけです。馬と肉豚についても当然引き上げていふものではないか。引き上げるべきであると私どもは考えてゐるわけで、今後とも先ほどは考へるということのお答えでございま

いますが、これは野菜の需給価格の安定に対する要請の強まりに対処いたしまして、指定野菜となつてない野菜でありましても、物価の安定が供給の確保という観点から指定野菜に準ずる重要な野菜につきまして、都道府県に設けられております野菜価格の安定を目的とする法人を活用して価格補てんをしようとするとするものでござります。その制度の仕組みでございますが、保証基準

る額と重おしはは特定野菜につきまして〇%でございますが、この特定野菜につきましては趨勢価格の八〇%というところで若干の差がございますが、これは一つは県のそういう事業をやつておりました団体の従来の水準というものもございます。したがいまして、指定野菜となつているものとのバランスに留意をすると同時に、現在県法人が実施しておる水準を勘案いたしまして保証価格を趨勢価格の八〇%ということにした

他、農災法で考えております共済は、果樹共済に品質の低下というものが収量の減収と同じようになりますが、今日までのところ、農業灾害補償法の主流をなします農作物共済等につきましては、減収量というものを補てんの対象にいたすということできておりまして、これがまあ一つの基礎的な考え方になつておるわけでございます。したがいまして、現状の考え方としては、先生がただいまおつしやいましたような品質的な被害というものを収量というものを見て、減収として考へておるといふことございまして、長期的な観點からは一つの検討課題であるとは思いますが、現下の農災法に基づくこの農單方式の導入をいたしましては、やはり特例措置の、より適確な実施ということでお農單方式の実施はやらしていただきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○小笠原貞子君 大変おかなくて、冷たくて残念なお答えなんですねけれども、今後についての検討について二分の一に引き上げられたわけですねけれども、馬と種豚が五分の一、肉豚が三分の一にとどまるべく早い将来を期待をして真剣に御検討いただきたいと、農家の希望にもこたえていただきたい、特に切望する次第です。

それでは、最後に家畜共済について一言お伺いしたいと思うわけですけれども、国庫負担を牛について二分の一に引き上げられたわけですねけれども、馬と種豚が五分の一、肉豚が三分の一にとどまっている。先ほどからいろいろその問題について出されておりましたけれども、農作物共済を局

○國務大臣（安倍晋太郎君）この家畜共済の国庫負担につきましては、農林省としてもこの負担を引き上げにつきましてはいろいろと努力をいたしました。いまお話のように牛につきましては五分の二から二分の一と、種豚につきましては五分の二に引き上げたわけでございまして、同時にまた肉豚はこれは新しく三分の一の国庫負担を行つたときにいたしたわけでございますが、こうした措置はこれからやはり畜産経営を進めていく上に置いて農家負担を軽減させるということで手がけられた措置でござります。今後の掛金の国庫負担率、国庫負担の割合をさらに引き上げることにつきましては、畜産も今後とも安定成長をいたしていく上でござりますから、そうした動向を見ながら分関係方面との連絡もとります。財政負担もどうわけでござりますから、関係各方面との連絡とりながら将来の課題として検討してまいりたいと考えております。

○小笠原貞子君 特に北海道なんか軽種馬なんですがたくさんござりますし、馬ともなりますと、また故が起これば相当の被害というような額にもなってまいりますし、ぜひ今後とも御検討いただきたいと思います。

○市川義之君 それでは引き続きまして、今度は野菜の方の問題についてお伺いしたいと思います。

今回の特定野菜等価格補てん事業について助成を受けるための要件というような問題はどういふうにお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員（今村宣夫君）特定野菜の制度でござ

の直面する問題は、この制度のねらいが、そういうふうにそれぞれの域におきます重要な野菜につきまして国が助成をするということです。ざいますから、それぞれ都府県、國それから生産者ということで三分の一補助率としておるわけでございます。それで、一定の対象産地をたとえば面積基準という問題を定めますと、やっぱり計画的安定的な出荷を可能なよくな集團産地をやはり対象に考えていくことになりますと、やはり一定規模以上作付面積を有する産地、これは決して大きい面ではございませんで、たとえば五ヘクタールくらいまとまりのあるよくなそういう地域を対象にして考えていいたらどうかと思います。もちろんいろいろ都市近郊の野菜等につきましては、地域実情でありますとか、栽培形態に応じましても少し低い面積を対象とするよう運用について十分検討してまいりたいと考えております。

○小笠原貞子君 大体わかりました。で、五ヘルタルぐらいといふところは弾力的に考えることでござりますね。

それぢや保証基準価格なんですかれども、な趨勢値の八〇%というふうになすったのか、その理由ですね。どういうわけで八〇%にしたか。定野菜の場合は趨勢値の九〇%というふうになっていますが、八〇%と下げているのは理由として何をお考へになつていらっしゃいますか。

○政府委員(今村寅夫君) 指定野菜につきましては御指摘のように保証基準額は趨勢値価格の八〇%

がやつてあげるという点では、三分の一出していたぐらで、ただくということは大変結構なことだと思いますけれども、今まで見てみますと、県に資金力が足りないというような場合には対象品目が減らされたり、それから量が減らされたりというようなことで、結果的にはいい効果が上がらないということなわけなので、せっかくお出しになつたこういうことについて、今後とも国がもつと助成を引き上げていくというような点は考えていらっしゃらないんでしようか。

○政府委員(今村宣夫君) 補助率はそういうことで一応三分の一ということに考えておりますが、もちろん補助率は高いことにございましたことはございませんのですけれども、そういうことの制度の性質上、三分の一が現在の段階では私は妥当などろではないかと思いますけれども、もちろんその制度の拡充等につきましては、それは常に検討を続けていくべきだと、こういうふうに思つております。

○小笠原貞子君 野菜の場合は特に季節性だと地域性というような特殊な事情がございます。そういう意味においては地方自治体の自主性をよく尊重していただきたいと思いますし、国が助成に対する、助成に伴ついろいろな条件、この条件といふようなものもできる限り弾力的な運用をして、考え方をもつて進めていただきたいと思つております。具体的に、特定野菜と価格補てん事業について、大都市周辺の軟弱物の野菜生産地などもござるようにしていただきたいというふうに

なお答えなんすけれども、今後についての検討
いうことがありますので、長い将来じゃなくて、
なるべく早い将来を期待をして真剣に御検討いた
だきたいと、農家の希望にもこたえていただきた
いと、特に切望する次第です。

それでは、最後に家畜共済について一言お伺い
したいと思うわけですけれども、国庫負担を牛につ
いて二分の一に引き上げられたわけですかれども、
馬と種豚が五分の二、肉豚が三分の一にとど
まっている。先ほどからいろいろその問題につい
て出されておりましたけれども、農作物共済を見

○小笠原貞子君 特に北海道なんか軽種馬なんですがたくさんござりますし、馬ともなりますと、車故が起これば相当の被害といふような額にもなってまいりますし、ぜひ今後とも御検討いただきたいと思います。

それでは引き続きまして、今度は野菜の方の問題についてお伺いしたいと思います。

今回の特定野菜等価格補てん事業について助成を受けるための要件といふような問題はどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(今村宣夫君) 特定野菜の制度でござ

○小笠原貞子君 大体わかりました。で、五つ
タールぐらいというところは弾力的に考えると
うこととござりますね。

それじゃ保証基準価格なんですが、な
く趨勢値の八〇%というふうになすったのか、そ
うですね。どういうわけで八〇%にしたか。
定野菜の場合は趨勢値の九〇%というふうにな
りますが、八〇%と下げているのは理由として
何をお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(今村宣夫君) 指定野菜につきま
は御指摘のように保証基準額は趨勢値価格の

○小笠原貞子君　野菜の場合は特に季節性だとおっしゃる意味においては地方自治体の自主性をとおして、地域性というような特殊な事情がござります。そういう意味においては地方自治体の自主性をとおして、尊重していただきたいと思いますし、国の助成に対する、助成に伴ついろいろな条件、この条件といふようなものもできる限り彈力的な運用をとおして、考え方をもつて進めていただきたいと思うわけですね。具体的に、特定野菜と価格補てん事業について、大都市周辺の軟弱物の野菜生産地なども对象となるようにしていただきたいというふうに

うわけですけれども、その点についてはどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 御指摘のようなたとえばコマツナのような都市近郊型の野菜につきましては、地域の実情でありますとか、栽培形態に応じまして、私が申し上げましたような面積基準等につきましては今後十分検討してまいりたいと思つております。

○小笠原貞子君 自治体が、いまも言いましたように自主的にやつてあるといつよくなことについて、どういうふうに見ていらっしゃるかということをお聞きしたいんですけれども、たとえば京都方式だと東京方式だと、また大阪高槻市の場合だと、唐津市の場合だと、それなりに自治体は非常に努力して今までやつてきたと思つんですね。こういうふものについての評価、どういうふうに考えていらつしやるか、今度の法案との関係でどういうふうに、国としてはこれに力を貸してやれるかという立場からのお考を伺いたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) 消費地の地方自治体が独自に行ってます野菜供給安定対策を分類分けをしますと、一つは価格低落時の価格補てんと、価格高騰時の一定価格以内での販売を、消費地の自治体と出荷団体との間で相互に契約する、いわゆる婦恋方式と言われるものが一つございます。それからもう一つは、貯蔵性野菜を一括買い付けて貯蔵保管をして、価格高騰時に放出するといふような売買保管事業というようなものがござります。それから大都市の近郊生産県等が、地元消費地への供給確保のために出荷奨励金の交付、価格補てん等の事業を行う方式がございます。これらは自治体が積極的に地域の物価問題に取り組んでいるという点で評価できるわけでございますが、問題点がないことはございませんので、

私たちとしましては、そういう地方自治体の独立性を尊重しつつ、全体の需給バランスを崩さない

ように、生産出荷協議会等を通じて適切に指導をしてまいりたいと思っておるところでございまして、都道府県の価格補てん事業のうちで、自

県産の生産地について行つものにつきましては、

定野菜価格補てん事業の対象となり得るわけ

ございます。また、消費地におきます需給調整施設、

たとえば低温貯蔵庫等の設置について助成をいた

しておられますので、できる限り地方自治体の売買

までの、消費地自治体は、それぞれの地域の実情に応じて独自の工夫をこらして行つ対策について

は、その自主性を尊重するという考えでおるわけ

でござります。

○小笠原貞子君 いろいろと國の方としても、新

特別事業というような事業も行われているよう

拝見しました。また、各自治体でもそれなりの努

めをしていてるというような点から考えても、やつ

ぱり自治体の努力はそれなりに伸ばしてやつてい

ただきたいし、国としての対策も、生産から流通

から消費にわたる総合的な対策といつよくなもの

で考えていただきたいと、こういうふつに私は希

望するわけです。今度の場合に、協会と基金の合

併を図ったというよくなときでもございまし

て、周辺との影響とか、あるいは周辺に影響がな

いとか、しかも技術的に可能なものであるとい

うことになれば、積極的に推進をしていく必要があ

りますが、現在までのところ、北海道も直

があるんですけども、そこの大河地域というのには、温泉の熱を利用いたしまして、トマト、キュウリ、それからタチナなどをつくっているわけですか。これは昭和四十五年の北海道稻作調整特別対策事業ということで、事業費二千三百九十二万円のうち、国が一千五百九十万補助を出してくださつてます。五十年度では道単独で三千万の事業費に対して二分の一の補助を出していい定野菜価格補てん事業の対象となり得るわけござります。したがって、このよくな国の対策を地

方自治体が活用していくことを期待をいたしておられますので、できる限り地方自治体の売買

までの、消費地自治体は、それぞれの地域の実情に応じて独自の工夫をこらして行つ対策について

は、その自主性を尊重するという考えでおるわけ

でござります。

○政府委員(今村宣夫君) 先ほども御説明をいたしましたように、私たちとしましては、指定生産地の拡充強化、それから指定消費地の拡大、それからまた流通につきましては、お話をございましたように市場の整備、それから新流通経路の育成といふふな総合的な全体的な政策を、総合的に講

することによって野菜の問題に対処してまいりたいというふうに考えておりますので、したがいまして県がそれぞの実情に応じまして独自の工夫をこらして行つ対策につきましては、それは

ござります。これを生産費を基礎として決めるべきだという御議論につきましては、野菜の持つ特性、すなわち自由に流通する商品であること、あ

るいは気象条件等により著しい豈の変動がある

上に貯蔵性がないこと、また野菜は種類、作型も

趨勢的に求めた想定平均価格を基礎にして決められ、需給実勢を反映した方式をとつておるわけ

です。これを生産費を基礎として決めるべきだという御議論につきましては、野菜の持つ特

性、すなわち自由に流通する商品であること、あ

ることによって野菜の問題に対処してまいりたいというふうに考えておりますので、したがいまして県がそれぞの実情に応じまして独自の

工夫をこらして行つ対策につきましては、それは

ござります。それを生産費を基礎として決めるべきだという御議論につきましては、野菜の持つ特

性、すなわち自由に流通する商品であること、あ

ることによって野菜の問題に対処してまいりたい

といふふな総合的な政策を、総合的に講

することによって野菜の問題に対処してまいり

たいといふふな総合的な政策を、総合的に講

することによって野菜の問題に対処してまいり

たいといふふな総合的な政策を、総合的に講

ることによって野菜の問題に対処してまいり

たいといふふな総合的な政策を、総合的に講

ることによって野菜の問題に対処してまいり

たいといふふな総合的な政策を、総合的に講

いよでございますが、なお十分北海道等とも話をして聞いて協議をしてみたいと思つております。

○小笠原貞子君 じゃあ次に、保証基準価格についてお伺いしたいと思います。

現行の算定方式で得られた保証基準価格というものを私は、決して十分ではないと、野菜農家の再生産を確保するという立場からどう考えいらっしゃる

か。

時間がないから重ねてお伺いいたしますけれども、そういう意味において毎年物価修正というも

のをなさるおつもりかどうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 価格補てん事業の保証基準価格につきましては、過去の市場価格から

趨勢的に求めた想定平均価格を基礎にして決められ、需給実勢を反映した方式をとつておるわけ

です。これを生産費を基礎として決めるべきだという御議論につきましては、野菜の持つ特

性、すなわち自由に流通する商品であること、あ

ることによって野菜の問題に対処してまいり

たいといふふな総合的な政策を、総合的に講

があるにしても、生産費の調査ということを充実させていかなければ、すべては天候のせいだというようなわけにはいかないと思うわけなんですが、それでも、その野菜について統計情報部などで、生産費調査というようなものは、どういう体制での程度行なわれているのかという点についてお伺いしたいと思います。

調べてみたんですけど、白菜の場合道内物で自給率といふものは、主要九市場では平均一〇%にとどまっているわけです。で、キャベツの場合にも道内物の自給率といふのは九市場でわざかに七%にとどまっているというような数字が出でおりました。で、全体で見れば、平均しますと二七%までいっているわけですから、九市場で見るとわざかに七%というような数字が出てきているわけです。これは北海道としてもこの点非常に、冬期野菜についての問題は真剣に考えて、いま実験事業というのを準備しているわけです。

現在は簡易貯蔵庫というものが七むね、五十トンクラスで、産地につくるときには道が二分の一補助するということで、倉庫をつくっているわけですが、それとも、道がいま五十二年度予算で農林省の方に要請が出ていると思うんですけども、野菜を冬期に確保するために、野積みにしておいてどうなっていくか、それから簡易倉庫の場合はどうなるか、大型の場合にはどうなんだ、ということを分けて実験事業をやりたいということを考えているわけなんで、これは私、大変大事なことだと思うわけですから、そういう実験事業について、国としては何らかの援助ということを考えていらっしゃるかどうか。特に大型貯蔵庫三千トンないし五千トンを産地につくることができないかというようなことで、ぜひ御検討いただきたいというような、そういう点が農林省の方に、道から要請が上がつてきていると思いますけれども、その辺のところはどういうふうにお考へいただいているのでしょうか。

ところでござります。しかし、輸送手段の途絶等によりまして、田畠等供給が阻害されるおそれがございますので、道内産の野菜を产地より消費地に貯蔵して供給の安定を図つていくということは非常に重要なことだと思っております。そこで從来から产地の出荷調整あるいは消費地域におきまする需給調整のための貯蔵庫とか、低温倉庫等の整備に努めてきたところでござります。

お話のございました北海道の実験事業の希望については、まだ十分には承知をいたしておりますが、從来から行つておりまするパレイショ、タマネギ以外の野菜の長期貯蔵については、なお技術的にいろいろ問題があるかと思いますので、今後一道の話を聞きまして、検討してまいりたいと考えております。

○小笠原貞子君 本当に北海道の場合、大間違いですし、寒い地方であるということで、私も数字見てびっくりしたんですけどれども、道の事業として冬期移入野菜契約出荷促進事業というのを行つてあるわけなんです。これは昭和四十九年に八千四百八十トンに対し四千七十二万円だったんですが、五十一年度では二万百五十トン、そのための費用として一億一千三百七十五万円というような非常に大きなお金をかけているという数字を出していいわけなんですね。そういう点から、私はやつぱり北海道の冬期野菜というものについてはなるべく北海道で貯蔵していく、そして安定的に供給するということが生産者にとっても消費者にとっても大事なことだと思いますし、道の方からも要請したというようなことでございましたので、今後ともその問題について国としての御援助をお願いしたいということを申し上げたいと思います。

それから、指定消費地域ですけれども、これも先ほど出ましたけれども、室蘭と、それから苫小牧、それから函館、釧路というような問題が具体的に出ているわけですけれども、これも地元でのいろいろなまとまりができれば五十一年度には指定期間内に貯蔵して供給する形でござります。

○政府委員(今村宣夫君) 函館と釧路につきましては、人口が二十万人以上あり、かつ中央卸売市場が整備されておりますので、当然今回の改正によって対象となし得るものであると思います。また、室蘭と苫小牧については、人口では二十万人に満たないわけでございますが、野菜消費的重要性を考えて、これらにつきまして十分検討してまいりたいと思います。

○小笠原貞子君 それから、さつきの道からの問題について大変、いまの数字を出しましたよりに冬期野菜の問題について努力もしておりますので、今後ともその問題について道と御相談くださいと申上げたわけなんです。

○政府委員(今村宣夫君) 北海道の単独事業として簡易貯蔵庫の設置を考えるようでございますが、從来やっていました、たとえばタマネギとかバレイショというような長期貯蔵についてはいいと思うのですが、白菜等のようなものについての貯蔵技術といいますか、そういうものが一体どういうふうなことになるのか、あるいはまた道としてははどういう考え方でやるのか、その詳細はまだ聞いておりませんので、北海道と十分話し合いたいをしてみたいと思つております。

○塚田大願君 時間もありませんから、私はごく簡単に農業災害問題でお聞きしたいと思つんであります。

まずお聞きしたいのは気象庁の向こう三ヶ月の予報を見ましても、ことしは非常に異常気象になる可能性が強いという警告を出しております。三十年來、三十年に一度というような異常気象というようなことも言われておるわけでありますけれども、農業経営の安定の上では異常気象対策といふものは大変私は重要だと思うのです。しようちゅうここでもいろいろ災害問題が論ぜられてきましたけれども、冷害であるとか、その他大雨であるとかいろいろございました。したがつて、この異常気象対策を農林省としてはどのようにおられるか。そうしてまたそれと関連して植物

防護対策、こういうものも非常に必要だと思うのですけれども、農林省としては行政面からどのような対策をお考えなのか、これをまずお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(川田則雄君) 最近の気象の状況を氣象庁と連絡をとつていろいろ伺っておりますが、南北の気圧差が非常に大きいことが特徴のように伺っております。南北の気圧差が大きいということは氣象の変動が大きいことのようになります。

暖候期、これは四月から九月までの気象条件でござりますが、暖候期の予報が二月十日に発表になつております。それによりますと、梅雨期の後半には北日本では低温、日照不足が懸念され、地域によっては大雨の恐れがあり、梅雨期後は西日本を中心に少雨傾向が、北日本では一時的不安定な気候が見込まれるというように気象庁は発表いたしております。

特に最近の農業情勢を踏まえまして、稻作だとか、あるいは果樹、野菜等、その暖候期の間の気象条件が非常に影響する作物につきまして、昭和五十九年度春夏作の技術指導についてというのを全会議的にいろいろ検討いたしてまとめまして、三月二十五日に地方農政局等を通じて各県に通達いたして指導をいたします。

なお、先ほど申し上げましたように、気象のいろいろなふれが大きいということござりますますから、そのときどきの状況を的確に把握し、伝達するということが重要でございますので、隨時中央及び地方農政局で気象庁との連絡を密にして連絡会議等を開き、その情報が末端にスムーズに行行くよう努力をいたしております。今後とも気象の問題は重要でございますから、そのときどきの状況をよくつかんで的確に措置していきたいと思つて

てあります。
○塙田大顯君 防疫対策、植物防疫。
○政府委員(川田則雄君) 植物防疫の問題でござ
ります。

○塚田大顧君 いますが、これもやはり低温というものは病害虫の発生に重大な影響を及ぼします。特に水稻のイモチ病等はその影響が非常に大きい。そういうことをやつておりますて、その発生のいろいろな状況を的確に把握し、これも先ほどの指導要領とともに、病害虫対策も特に重視していきたいと考えております。

もう一つ聞きたいんだ。その防疫体制ですね、どういうふうな体制をとつていらつてやるのか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 植物防疫法によりますと、「輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ること」と、こう目的といたしておるわけでございますが、国内防疫対策といたしましては、防除計画の作成、発生予察事業の実施等これに基づく病害虫の発生予察情報の関係者への提供、農家に対する防除の指導等によりまして、適時的確な防除による防除の指導等によりまして、適時的確な防除に努めているほか、種苗の検査、一定の植物の移動の制限、禁止、緊急防除等を実施をいたしております。
○塙田大顯君 時間があれませんから、その辺で、まあおまけしておきましょう。
正で、水稻の病害虫防除給付というのが当分の間で、次にお聞きしたいのは、今回の農災法の改わけであります。

止給付と植物防疫との関連はどうなるのかでありますね。
また、この給付で具体的に農家にはどのぐらしの給付が行われるのか、それをお聞きしたいと申します。
○政府委員(吉岡裕君) 今回の法改正の中に、たゞ入れたわけになりますが、この給付内容としては、異常発生時の病害虫の防除経費について特例としてではござりますけれども、これを共済給付の対象にしようということでございまして、

○ 塚田大臣 これまでのところは、この辺でござりますが、それと並んで、農業生産者の方々の負担を減らすためには、やはり、耕作放棄地の問題も重要な課題であることは、既に御承知のとおりでござります。

○ 國務大臣（安倍晋太郎君） いま局長の答弁したとおりでござります。

○ 塚田大臣 これについて大臣何か言われるところは……。

○ 國務大臣（安倍晋太郎君） いま局長の答弁したところは、二回分というふうなことを考えておるわけでございませんして、私ども、これから具体的な計算をして、試算で決めなければならないわけでございますが、大体十アール当たり千円前後といふふうな金額ではなかろうかというふうに考えております。

○塚田大蔵君 これは大臣答弁なんだ、本当はね
いまの問題は、まあいいや、もう時間がどんどん
過ぎるからね、私はたった二十分しかないんだ
ら。
いやあ、ひとつお蚕についてお聞きしますけ
ども、春のお蚕の責任期間が繰り上りましたね
それで、この場合、ネズミなどの獣害のほかに四
枯れ病とか、あるいは芽枯れ病などの冬季の損
も補償の対象になるのかどうか、それをお伺い
たいと思うんです。

○塚田大顧君 この責任期間を繰り上げるところの特定地域を、まあ今度、農林大臣が指定されるということになつていてますが、この指定はどのようにして行つのか。たとえば新潟であるとか、関
織の共済責任期間が繰り上まるといふことになります地域について、その冬季の間に肺枯れ病あるいは肺結核病等による損害が生じました際には、これはもちろん補償の対象となるわけですが、ま
すので、共済事故の対象に現在すでになつてお
るわけでございますが、散熱等が入りまして春蚕
織の共済責任期間が繰り上まるといふことになり
ます地域について、その冬季の間に肺枯れ病ある
いは肺結核病等による損害が生じました際には、
これはもちろん補償の対象となるわけですが、ま
す。

東北部などはいわゆる根雪の残る積雪地帯でありまして、ネズミなどの獣害が相当あるわけですね。あるいは胴枯れ、芽枯れ病、こういう損害が非常に大きいと聞いていますし、まあ特に私の郷里の新潟なんかの魚沼、東頸城郡なんかでは雪が非常に多いところでありますから、こういうところでありますのかどうか、それをお聞きしたいと思つんですね。

○政府委員(吉岡裕君) 特定地域を農林大臣が指定をするということになつておりますが、まあこれは趣旨として、桑の獣害の発生を今回共済事業の対象にしようということからとられた制度でございまして、やはりその獣害の発生の多い地域からの申請が多いと思われますが、もちろんそのような条件がございます新潟といったよくな地域でありますても、被害が現実にござります地域から組合の申請がございました際には十分実態を調査しまして、適切に対処したいと考えております。

○塚田大顯君 この桑の獣害というのは、主として東日本だと考えますけれども、西日本なんか、おいてもかなり損害があると思うんですが、そういう場合にはやっぱり地域指定が行われるわけですか。

方でございますとか、あるいは熊本県といったよ
うな九州の一部の地域にも獣害の発生がございま
す。もちろんそういう地域から指定の希望があ
る

ります。實際には被害の実態に応じて調査の上級合等の申請に基づいて指定することを考えております。

七割に引き上げると言われておるんですが、養蚕經營の安定という面から見ますと、もつとこれを引き上げるべきではないかと考えられます、その点はどうですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いまお話をのよつて、果樹共済は加入率が低いわけですが、これを高めるためには果樹が水稻に比べて種類が多く、また農家間または産地間における栽培形態や技術にかなりの格差が見られるので、果樹共済の事業運営につきましては多くの困難が伴つほか、制度発足後もまだ日が浅い関係もありまして、昭和五十年度の加入率、面積では収穫共済にあっては一八・九%、樹体共済にあっては八・九%と低位にとどまつておるわけであります。こうした実態にかんがみまして、現行の果樹共済の普及をこれは一層進めなきやならないわけでござりますが、新たに果樹栽培経営の必要性に見合つた共済事故を選択できる制度を導入をいたしまして、加入の促進に努めてまいりたいと考えております。

○塚田大蔵君 選択制の導入といふのは一步前進だらうと思つんだけれども、そういう意味から言いますと、台風、病虫害の事故選択をやって、この共済制度をもつと魅力あるものにしていく必要があるんではないか。そのためにはひょう害などの問題もあわせて検討して、農單引き受けだけではなくて、園単位の引き受けなどもやってみたらどうかと考えるんですが、これはどうでしようか。

○政府委員(吉岡裕君) 果樹共済につきまして、今後の方針につきましてはただいま大臣から申されたとおりでございますが、今回の改正の中でも、果樹共済の加入の促進をいたしますために病虫害の事故除外でござりますとか、あるいはそれ以外の、たとえば台風以外の災害を事故除外をするひっくり返しますれば、台風を事故として選ぶというような方式なども考えておりまして、こういう方式によって加入を促進をしたいというふうに思つておるわけでございます。なお、園地単位を

いと言われておるわけですが、これを高めるために政府はどのような対策をお考えなのか、お聞きしたいと思つんです。

から農家単位方式と、いうことで、収穫量とそれが
も同時に品質低下というものを損害の内容に入れ
まして、今日、果樹共済が発足をして実施をし始
めておるわけでございまして、私どもとしては、
この農家単位方式の果樹共済をさらに加入を促進
をしていくことによりまして、そのメリットがさ
らに今後出てくるものというふうに期待をいたし
ておるわけでござります。農作物共済の場合は、
歴史的に、一筆単位から始まりまして農家単位方
式がより合理的な方法であろうということで推進
を図つてきておるわけでございますが、果樹共済
の場合は当初から農家単位方式ということで来て
おるわけでございまして、私どもいたしまして、まあ必ずし
は、園地単位の共済方式を果樹共済に持ち込むむ
とは、なかなか損害評価の問題とかいろんな技術的
的な問題もございまして、また農單方式を進めておる
いくという趣旨からいたしましても、まあ必ずし
も適当ではないんではないかというふうに考えて
おる次第でございます。

また道徳的な危険防止、危険を防止するという観点からもある程度の足切りを行うことが必要であると、そういうふうに思います。本問題につきましては、今後とも補償内容の充実という観点から長期的な視点に立つて慎重に検討してまいりたいと考えております。

○工藤良平君 最後にになりましたから――皆さん各部門にわたっておりますので、質問は相当部分重複すると思いますので、最後に拾っていきたいと思うんですが、まず、今度のこの農災二法の関係につきまして若干の前進的な改正が出されていますのでありますけれども、この点については、かつて農業共済団体それから自民党政調農業部会の小委員会ですか、そういうのもつくつて検討されたといわれておりますし、農林省としても農災補償制度の問題検討会というもので検討して、ほぼ問題点というのは共通のようなかつこうで出てきた、それを受けて今回のこの改正ということになりましたが、それにしてはもう少し検討をして改正すべき点については大々的に改正をしたらどうだろうかという気がしないでもないのですけれども、その点について、一体今回のこの改正で当分の間矛盾なくいけるのかどうかということの心配が一つあるわけですが、この点については農林省としては自信を持って当分の間このままでいきますと、こういうことが断言できるわけでござりますか。

○政府委員(吉岡裕君) 今回の改正は農災制度のほとんど全般にわたつておるわけでござりますが、その内容につきましては、ただいま先生から御指摘のございましたように、農業共済団体等がまとめました制度改正大綱案等の主要な項目は今回の改正案の中に一〇〇%とまではいかないまでも相当程度盛り込んでいるというふうに私どもも考えております。もちろん、将来にわたる研究課題として残された幾つかの問題はあるわけでございますが、それは今後さらに研究を深めていきたいというふうに思つておるわけでござります。

たがいまして、私どもとしては、今回御審議をお願いをいたしておりますこの改正法案によりまして、成立の時は団体を通じて農家に対する普及を図り、てん補水準の充実、あるいはその他の事業の拡充を図ることによりまして相当程度農家の共済需要に対応できるのではないかというふうに思つておる次第でございます。

○工藤良平君 私は、これは後ほど具体的に各論いろいろ御質問をしたいと思っておるんですが、先日からこの法案が出てまいりまして、相当いろいろな文献なんかも読んでみたわけですけれども、大変やこしくてだんだんわからなくなつてしまひました。したがつて、これは非常に大事なことだと思いますけれども、私は総論的に何点かをお聞きいたしまして、率直な意見を聞きたいと思うんです。

これは月刊農業共済のことの三月の「村から」の視点」ということで「私のみ農業共済制度」これは米作日本一農家の方ですから、石川県の竹本さんという方の論文ですけれども、米作日本一の方が農業共済制度に対してこの程度の理解だということになると、一般農家にとっては非常に必要だということは総括的にはわかるよつなぎもするんですけども、それが案外評判がよくないという、もちろん災害に遭つてみればそれは非常に大切なことだということはわかるんですけども、なかなかそうはいかないだらうという気がいたします。

そこで、この竹本さんという米作日本一の方が言つておることから私が想像しながら総論的に見てみたいと思うんです。たとえば農災法の今度の改正におきましてもそんなんすけれども、たとえば調査、検討、試験実施、そして本格実施、この間に一体幾年限がかかっているだらうか、一つの施策を講るためにしたがつて、たとえば果樹の問題一つをとつてみましても調査、検討、試験実施そして本格実施ということになる、恐らく十年くらいかかるといふじやないか、試験実施をやり始めてからでも五年はかかるといふわけ

ですから。そついたしますと、非常に長いために、実際にそれが本格実施になつたときには現実とかけ離れたような法案になつてしまつんじやないか、ということが非常に心配をされているわけです。が、こういう点についてもう少し、何と言ひますか、期間的にも機構的にも早くそういうものを実施していくくというような手だてはできないか。これからも試験実施の段階に入る作目等もあるようありますけれども、そういう点が非常に大事ではないかと思つてます。どうでしよう。

○政府委員(吉岡裕君) 先生御承知のとおり、農業災害補償法の内容そのものも非常に法律的に難解をさきめたような条文になつておるわけございませんが、これはそれぞれの事柄の内容が個人、組合員あるいは組合、国との関係におきまして幾多の権利義務の関係を法律で明確にする必要がある。しかも、それが戦後、発足いたしましてから何回かにわたりその内容が改善をされて、その都度修正をされ、今日に至つておるというような点についてもございまして、非常に難解になつておる点については御指摘のとおりであります。

ただ、これはそういう法律関係を明確にいたしましたために非常に詳細なむずかしい規定があるわけございますが、これを農家に普及をいたしましたために非常に簡単にわかるようにいろいろな啓蒙資料等にいたしまして、組合の活動を通じて組合員の理解に資するように努力はいたしております。しかし、それが戦後、発足いたしましてから何回かにわたりその内容が改善をされて、その都度修正をされ、今日に至つておるというような点については御指摘のとおりであります。

○工藤良平君 私は迅速な措置が必要だということは、非常に農業はおくれた部分ではありますけれども、近ごろ年々急速な進歩を遂げておるわけですから、それにそぐわないような救済の制度では話にならないといふことを申し上げたいわけですね。そういう点については、ぜひこの進んでいきますために制度の仕組みをより簡単にわかるようにいたしまして農家の理解を今後とも深めるようになります。この点はなお、いろんな工夫をいたしました農家の理解を今後とも深めるようになります。

そこで、この竹本さんという米作日本一の方が言つておることから私が想像しながら総論的に見てみたいと思うんです。たとえば農災法の今度の改正におきましてもそんなんすけれども、たとえば調査、検討、試験実施、そして本格実施、この間に一体幾年限がかかっているだらうか、一つの施策を講るためにしたがつて、たとえば果樹の問題一つをとつてみましても調査、検討、試験実施そして本格実施ということになる、恐らく十年くらいかかるといふじやないか、試験実施をやり始めてからでも五年はかかるといふわけ

よう非常に保険という制度に伴いますいろんな技術的諸問題を解決いたしましたためには、やはり相当な年月がかかることはある程度やむを得ないことでございまして、たとえば被害率等につきましては、少なくとも最低三年から五年と、さらに掛金率等の理想的な姿を導き出すためにはとにかく二十年とかという長期の期間が理論的には必要だと、こういうふうなことになつておるわけでございまして、その調査を終わつて試験実施をして掛金率を定め、金銭の授受を伴う試験実施といいます。が、これはそれぞれの事柄の内容が個人、組合員あるいは組合、国との関係におきまして幾つかの権利義務の関係を法律で明確にする必要がある。しかも、それが戦後、発足いたしましてから何回かにわたりその内容が改善をされて、その都度修正をされ、今日に至つておるというような点については御指摘のとおりであります。

○工藤良平君 私は迅速な措置が必要だということは、非常に農業はおくれた部分ではありますけれども、近ごろ年々急速な進歩を遂げておるわけですから、それにそぐわないような救済の制度では話にならないといふことを申し上げたいわけですね。そういう点については、ぜひこの進んでいきますために制度の仕組みをより簡単にわかるようにいたしました農家の理解を今後とも深めるようになります。この点はなお、いろんな工夫をいたしました農家の理解を今後とも深めるようになります。

それからもう一つは、竹本さんがおつしやつておられますように、非常にこう被害に当たつてみると大事だといふことがよくわかります。しかし日常、ふだんにはなかなかそれがわからない。で、この方も青色申告をするために実は共済組合に行つてみたと、そして初めて自分が幾らの掛金で、幾ら被害があつて、被害がなかつた年には無事戻しが幾らあつたと。したがつて差し引き幾らといふものが農協から差し引かれておつたと。その内容は自然自分自身でもわからなかつたし、関心がなかつたといふことをつていらっしゃるわけですね。ましてや一般的の農家にとっては私はそのとおりだと思います。

○工藤良平君 もう一点の問題は、その文書の最後の方に、後段に書いてありますけれども、近ごろ非常に農機具が普及している、したがって農業災害——これは農作物に対する、あるいは家畜に対する災害なんですかけれども、人間に対する傷害が非常に多い。だからこれをどう扱うかというところで、いわゆる農業作業に対する労災の扱いというものに対する見解というものが示されているわけです。これを実は農業災害補償法の中でひとつ取り上げたらどうだというような考え方が示唆されているわけですが、これはこれから農災制度の一つの新しい分野として私は大事な問題ではないかと思う。もちろんこれはいま労働者が扱っている労災との関係というのは出てこよと思っていますけれども、その点についての御見解をひとつ聞いておきたいと思います。

○政府委員(吉岡裕君) 農機具自身の損害といいますか、物的な損害については農業共済組合で任意共済事業としてやっている例は多々あるわけでございますが、農機具の運転等による傷害、人身事故につきましては、私ども承知いたしておるところでは、全農、それから商人系のところでのそういう共済事業が始められておるようでござります。なお自動車事故については農協系統の全共連で行われておるということでございます。人身共済という形で農業共済組合が取り上げるかどうかという問題につきましては、これは事柄の性格といたしまして、現在の農災法か、あるいは任意共済といったましてもいろいろむずかしい問題が含んでおるんではないかというふうに考えるわけでございますが、なお具体的な問題についてはこれからいろいろ勉強をしてみたいと思っております。

帶が多いわけですね。したがつて、低被雪地帯の対策を一體どうするかということは農業災害を進める上で非常に大事ではないかと思うのですけれども、そのために、さつき申し上げました共済団体を初めとして三つのそれぞれの具体的な検討の結果というものが出来ておりますけれども、その中に実は先ほど塙田先生からもお話をあつておつたよつでありますけれども、比例てん補方式の検討というものが具体的に出来ておりますけれども、ありますけれども、この点についてはいすれそういう方向の検討というものは必要ではないかと思うんですが、その点についての御見解をいただきたい。これは先ほど一遍あつたわけですけれども私は、低被害地帯に対する対策の一環としてそういう比例てん補方式を取り上げたらどうかという見解が出ておりますから、それに対する政府側の考え方というものをひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。

れましたように、確かに理論的には望ましい支払い方式であるということではありますかと思いますが、一方で共済掛金の支払いが増大をするとか——共済金の支払いが増大するとか、あるいは掛け率が上昇するとかといった問題のほかに、損害評価と「う面から考えても非常に過重な労力が必要となる」というようなことでございまして、共済制度として仕組むためには非常にむずかしいいろんな問題が伴うと、いうことがございますし、また軽微な被害は農家の事故保険ということが基本的であり、さらにモラルリスクというものを防ぐという観点からもある程度の足切りは必要ではなさいか、こういうふうな総合的な観点から比例でん補方式の採用にはやはり問題が今日ではあるということをございまして、私どもとしては今後、補償内容の充実というよつた観点からこの問題をさらに長期的な視点から検討をしていきたいというふうに考えておる次第でござります。

○工藤良平君 問題をもつといろいろ掘り下げて、あらゆる角度から検討してみたいと思つたんだですねけれども、時間が下がっておりますから、全然かつこうを変えまして調査室の資料に基づいて、これは一覧表がありますから、この中からちょっと問題点を拾いまして一、二質問をしてみたいと思います。

これによりまして私ちょっと不審に思いますが、引受方式、これは農作物共済、畜産共済家畜共済 果樹共済、それぞれ当然加入あるいは任意加入、それに議決による義務加入というのが加わつたり、形が変わつておりますけれども、非常に複雑でわからなくなつてしまりますのは、この引受方式とそれから掛金国庫負担の割合との関連を実は見てみたわけですが、たとえば、当然加入でありますけれども、掛金の国庫負担率は畜産共済と五六・六というようになりますけれども、農作物の欄を見てみると、たとえば、農作物共済の計算の仕方と、家畜共済あるいは果樹共済の計算の

ん入つてくると、こういうことに私はなつていくんではないかと思いますが、要は、これは素人で見てもなかなかわかりませんので、端的にその点をお答えをいただきたいと思います。

○説明員(市川博昭君) 果樹共済につきましては、三割以上の被害があつた場合に一割から払うという、われわれは、げたと申しておりますけれども、これが水稻の一筆方式でございますと、三割を超えてから払う、しかも、それはゼロから出発するということ。果樹共済特に非常に専業的な農家が多いところした保険に非常に敏感であるし、そのためにはやはり水稻と違った魅力を持たせる必要があるということで、先ほど私が申しましたように、三割の足切りは同じでございまして、支払いの割合は水稻についてはまずゼロから出発する、ところが、果樹共済の場合には一〇%から出発するというようなことで、果樹共済を試験実施の過程から、やはり農家のそうした関心事をつけましても、本格実施の際には水稻と違った害程度で補償を受けられるということに、端的に言いまして。若干の違いはありますとも……。

○説明員(市川博昭君) 水稻の一筆方式と同様でございまして、被害が三割以上を超えた場合に支払いが行われるわけございます。ただその支払いの割合が果樹共済の方が有利にてきております。

○工藤良平君 そういう条件でありながら、なぜ入らないかということになると、全く不思議でわからなくなるわけです。ですから、その点については確かにいま私が読み上げたような、この農林省がおこなっている論文の中にもいろいろなそういう要素が出てきていると。もちろんこれは農林省が指摘をされているのじやなくて、そういう指摘があるということを言つて、ありますから、せひ、せつかつくついた制度でありますから、それが有効に生かされるような対策というものが私

は次の段階では必要になつてくるのではないかと、そういうように考へるわけで、この点については、ぜひ今後の重要な検討事項として——最前線における農業共済の職員が何とかして、ミカンについても加入を促進をしようということで血眼になつて走り回つてゐるけれども、さっぱり入らないと

省がハッパかけるだけじゃなくて、そういうものができるだけ加入促進ができるような手だてといふものが私たちは必要ではないかと、こういうようすから、この点の苦勞に報いるためにもまだ農林省議論では不十分だと思いますけれども、私は、時間もとつとつも十時になつたようになりますから、この辺で私の質問は終つて、二十分ばかりサービスをいたしまして、またこの分は課長、担当課長なり担当官と十分に今後また勉強させていただきたく、こつとうに思いますので、大臣ひとつ最後に一言、農業共済制度につきましても一層努力を、サービスをするようにひとつ御見解を発表していただきまして終りたいと思います。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 農災制度の今度の改正案につきましては、長い間研究を重ねた結果あるいはまた各団体等の要請等も大体吸収をしておりまして、被災が三割以上を超えた場合に支払いが行われるわけございます。ただその支払いの割合が果樹共済の方が有利にてきております。

○工藤良平君 そういう条件でありながら、なぜ入らないかということになると、全く不思議でわからなくなるわけです。ですから、その点については確かにいま私が読み上げたような、この農林省がおこなっている論文の中にもいろいろなそういう要素が出てきていると。もちろんこれは農林省が指摘をされているのじやなくて、そういう指摘があるということを言つて、ありますから、せひ、せつかつくついた制度でありますから、それが有効に生かされるような対策というものが私

は次に修正案に対する意見を率直に聞いています。修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

○塚田大願君 私は日本共産党を代表して、農業灾害補償法及び農業共済基金法の一部を改止する法律案に対する修正案を提案いたします。そして、その趣旨説明をいたします。

今回の改正案は、それぞれ補てん率を改善し、共済事故を拡大するなど、農民の要求にとつて一步前進となるものではあります。農民や農業共済団体から強い要求のあつた、いわゆる足切りの改善はほとんどなされず、本制度への不評を温存するものとなつています。また家畜共済の掛金国庫負担割合も、馬、種豚及び肉豚をそれぞれ五分の二ないし三分の一と、全共済中の最低にとどめられました。

わが党の修正案はこうした改正案の欠陥を改善し、農業災害補償制度の充実に向けて新たな一步を踏み出すものであります。

修正案の第一は、農作物共済の足切りを一筆方式で三割から二割に、農家単位方式で一割から一割にすることです。

第二は、これによる掛金負担が農民に過大なものとならないよう別表を改め国庫負担を強化します。なお、この点については被害率の減少を掛金率に正しく反映させるべきこともつけ加えておきます。

第三には、家畜共済の掛金国庫負担割合を一律二分の一とすることです。

第四に、農業共済組合の役員、総代の選挙について、改正案は、定数内立候補の場合、投票を省略できる旨のただし書きをつけ加えましたが、これは無投票を誘導する恐れがあるので削除します。なお、これに要する費用としては百四十億円と予定しております。

○委員長(小林国司君) 他に御発言もなければ両案の質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小林国司君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小林国司君) 御異議ないと認めます。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改止する法律案に対する附帯決議

○委員長(小林国司君) ただいまの塚田君提出の

に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。塚田君から修正案の趣旨説明を願います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) ただいまの修正案に対する意見を聽取いたします。安倍農林大臣。

私は日本共産党を代表して、農業灾害補償法及び農業共済基金法の一部を改止する法律案に対する修正案を提案いたします。そして、その趣旨説明をいたします。

今回の改正案は、それぞれ補てん率を改善し、共済事故を拡大するなど、農民の要求にとつて一步前進となるものではあります。農民や農業共済団体から強い要求のあつた、いわゆる足切りの改善はほとんどなされず、本制度への不評を温存するものとなつています。また家畜共済の掛金国庫負担割合も、馬、種豚及び肉豚をそれぞれ五分の二ないし三分の一と、全共済中の最低にとどめられました。

わが党の修正案はこうした改正案の欠陥を改善し、農業災害補償制度の充実に向けて新たな一步を踏み出すものであります。

修正案の第一は、農作物共済の足切りを一筆方式で三割から二割に、農家単位方式で一割から一割にすることです。

第二は、これによる掛金負担が農民に過大なものとならないよう別表を改め国庫負担を強化します。なお、この点については被害率の減少を掛金率に正しく反映させるべきこともつけ加えておきます。

第三には、家畜共済の掛金国庫負担割合を一律二分の一とすることです。

第四に、農業共済組合の役員、総代の選挙について、改正案は、定数内立候補の場合、投票を省略できる旨のただし書きをつけ加えましたが、これは無投票を誘導する恐れがあるので削除します。なお、これに要する費用としては百四十億円と予定しております。

○委員長(小林国司君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま議決されました農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案が各会派の意見の一一致を見ましたので、便宜私から提案いたしました。案文を朗読いたしました。

政府は、農業をめぐる諸条件の進展にかかる農業生産の多様化、地域的分化等に対応して、本制度の損害補償機能の充実、事業の彈力的な運用につき一層の改善を加え、被災農家の

再生産の確保、経営の安定に資するよう、特に左記事項を検討し、その達成を期すべきである。

記

一、農作物共済については、地域の災害発生の態様等をふまえ、農家単位引受方式の適切な推進、料率の適正な算定等を図り、被害の割合に応じててん補する比例てん補方式について調査検討を進め、補償内容の充実に資するとともに、水稻病虫害損害防止給付の給付内容の拡充、地域の防除体制の整備等を十分に配慮すること。

二、蚕繭共済については、最近の多回飼育の普及等その実態に即し、基礎資料の整備を進め、蚕糸をも含めた小蚕期区分制の導入を推進すること。

三、家畜共済については、肉豚共済の実効ある運用に努め、家畜診療所の整備対策の強化、

診療点数の改善等を促進するとともに、肉豚、馬等の共済掛金の国庫負担割合の改善、国庫負担対象限度額水準の適正な引上げに努める

こと。

四、果樹共済については、実態に即した損害評価方法を整備し、園地単位補償方式、足切り水準の引下げ等その改善を検討し、農家の経営安定を図る見地に立ち、実損てん補の充実に努め、また農家の加入奨励についての助成・指導を十分に配慮して、事業運用の実効を期すること。

五、野菜 地域特産物等の新種共済の制度化につき、すみやかに調査検討を進め、さらに畑作及び園芸施設共済の本格実施を促進すること。

六、農業共済組合の広域合併の進行等にかんがみ、組合等の民主的運営が期せられるよう指導すること。

七、農業共済基金の業務資金の円滑な融資が行われるよう措置すること。

八、農業共済団体の事務費の国庫負担金については、団体職員、共済連絡員、評議員等の待

遇改善に資するよう一層充実すること。

右決議する。

それでは本附帯決議案の採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小林国司君) 全会一致と認めます。

よって、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し安倍農林大臣から発言を求めておりますので、この際これを許します。

安倍農林大臣。

つきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努めてまいりたいと存じます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしました。十分検討の上善処するよう努めてまいりたいと存じます。

○委員長(小林国司君) 次に、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案について小笠原君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございま

す。

○委員長(小林国司君) 次に、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案について小笠原君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございま

るにやぶさかではありません。

しかしながら、本改正案については、幾つかの問題点を指摘せざるを得ません。それは、本改正案によつてもなお野菜の再生产を確保するに足る価格安定制度とは言いがたいこと、などであります。

日本共産党は、これらの諸点については、今後とも改善を強く求めるとともに、ここに概要次のようないわゆる修正案を提案するものであります。

その第一は、評議員会の構成を、生産者代表十人、消費者代表五人、販売業者代表五人、学識経験者五人とするものであります。

第二は、野菜供給安定基金が、その定款、業務方法書、事業計画等の作成もしくは変更について農林大臣の認可を受けよっとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聞くことを義務づけるものであります。

これらの二点は、基金の運営を民主的に行つたために最小限必要な要件であります。また、特に定款、業務方法書、事業計画等の作成または、変更是現行法では野菜生産出荷安定資金協会の総会の議決事項とされているのでありますから、本修正案のように法定すべきは当然必要なものと考えます。

委員各位の御賛同をお願いして、修正案の概要と提案理由の説明を終わります。

○委員長(小林国司君) 別に御発言もないようですが、これより原案並びに優正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御意見もないようですが、本案の討論は終局したものと認めます。

これより野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案について採決を行います。

小笠原君提出の修正案を問題に供します。まず

○委員長(小林国司君) 少数と認めます。よつて、小笠原君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部を問題に供します。本

案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小林国司君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決された野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案が各会派の意見の一一致を見ましたので、便宜私から説明いたします。案文を朗読いたします。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

近年、野菜の生産出荷及び価格の安定は、生産農家、消費者双方にとって、ますます重要な一つです。

よつて政府は、本制度の拡充強化に万全を期すとともに、当面左記事項の実現に努めるべきである。

野菜生産出荷協議会の機能の拡充等に努めること。

一、野菜の長期的な安定供給を図るため、基盤整備、地力の維持培養、防疫等の生産振興対策を拡充強化すること。

二、野菜の需給安定を推進するため、指定消費地域ののみやかな拡大、複合指定を含む作付の実態に即した野菜指定産地の拡大を図ること。

ともに、生産出荷協議会の機能の拡充等に努めること。

三、野菜の計画的生産出荷の確保に資するため、系統農協組織の活用による出荷調整を促進するよう所要の措置を講ずるとともに、産地における大型貯蔵施設の設置に努めること。

四、価格補てん事業の保証基準額の算定に当たつては、再生産の確保の観点に十分留意し、生産費その他の生産事情を十分考慮して行うこと。

五、農家及び地方財政の負担を軽減するため、価格補てん事業に要する資金については、国

紹介議員 夏目 忠雄君
國民の生活必需品であるみそを良質、低廉に供給するため、次の措置を早急に講ずるよう強く要請する。

一、県内の指定工場の破碎能力及びみそ工場の立地状況を考慮して、更に一工場を指定し、みそ加工原料米の供給を円滑にすること。
二、本県は、米の生産県であるので、県内産米を優先的に県内工場で加工売却し、需給操作によつては、県外産米を搬入加工できるようにすること。

理由

本県のみそ生産は、全国生産量の約三十パーセントを占め、国民生活に重要な役割を果たしているが、最近のみそ生産をとりまく経営環境はまことに厳しく、とりわけみそ加工原料の破碎精米は、県内使用量の六十パーセントを県外から購入しており、この買受け手続、引取り運賃等の負担増に伴うコストアップは、みそ業界の不振の一因となり、ひいては国民の消費生活に多大な影響を与えるものと思われる。

理由

第五九〇八号 昭和五十一年四月二十八日受理
みそ加工原料米の売却合理化に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会内
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第五九〇七号と同じである。

第五九二〇号 昭和五十一年四月二十八日受理
米の消費拡大に関する請願
請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会
紹介議員 鈴木 省吾君
食糧の自給率を高める施策を推進するとともに米の消費拡大を図るために、次の施策を講ぜられたい。
一、米食の普及拡大を図ること。
二、学校給食における米飯給食の推進を図ること。

三 銘柄米の生産奨励を図ること。

理由

我が国における米穀以外の穀物の自給率は近年大幅に低下し、小麦を初め多くの食糧が輸入されている一方、国民食生活の基本をなしてきた米については、生産力は向上しているにもかかわらず、少しずつ、稻作転換等によつて生産を調整するの止むなきに至つている。

第六二二三号 昭和五十一年五月一日受理
米の事前売渡限度数量増加に関する請願(一通)

請願者 北海道空知郡中富良野町西中二
紹介議員 林繼雄外八百五十名

北海道に対する昭和五十一年産米の事前売渡限度数量は、七十六万八千六百トンであるが、この数量は、北海道の水田保有面積に対し極めて過少であり、生産農民としては絶対に納得できないものである。よつて関係資料を調査の上適正公平なる判断により限度数量の増額をされたい。

理由

一、北海道に対する今度数量の配分は妥当性を欠くものである。昭和五十一年の北海道に対する水田転換目標は、水田、本地二十六万ヘクタールに対し、二四・六パーセントに相当する六万四千八十ヘクタールに及ぶ過大なる割合である。それは北海道水稻農業の軽視である。
二、北海道と当該経営形態の類似する東北各県に対する目標数額は、当該水田本地に対しても、三パーセント乃至二パーセント弱である。これは、各県の休耕実績数額が少ないことを理由とするのであれば、これら各県が政府の方針に不協力であったことの証左となるものである。今年度全国転換目標である全国本地(水田)の六・五パーセントを公平適正に配分すべきである。
三、開拓期の辛酸をなめ尽くした老農達は、かつて自らが血の汗をもつて開拓した美田が、水田休耕等の卑政によつて無惨に荒廃し、また、農

業の若き担い手となるべき青壯年精農家が、相次いで離農する現状をまのあたりにして、激しい怒りをたきらせていることを、政府は認識すべきである。

四、政府は、従来までの水田休耕に対しても、名目上水田総合利用対策等の呼称を使つてゐるが、実質的には水稻作付の制限をしてゐるとの同じである。殊に一戸当たりの耕地面積の少ない単作地帯において、水田耕地に稻作作物を作付することを強制する農政の在り方は速やかに是正すべきである。

五、政府は、この際このよだな水田休耕政策を廢止し、同時に北海道稻作農業の将来展望を確立し、更に本道が有する食糧農産物の生産における優位性を再点検する必要がある。また、将来百十万トン以上の米の生産を達成し得る本道水稻農業の振興と、これに支えて努力しようとする農民殊に青壯年農家の営農意識を高揚させる農政を要請するものである。